

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2010.9 No.123

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



鹿児島から現代の貧困と環境を問う

“働きつつ学ぶ” 現場研究の
ダイナミズムと秘訣（下）

2010参議員選挙と未来展望／男女共同参画
官製ワーキングプアの現状と課題

中国側・日本側の参加者, 続々決定!! 「人間発達の経済学 日中京大会議」のご案内

日 時：12月11日～12日（11日午前10:00開会）

会 場：京都大学経済学部 2F 大会議室

報告者：オープニング・セッションは 池上 慎 京大名誉教授
植田和弘 京大教授
許 崇正 南京師範大学教授

その後の報告者に、日本側から、十名直喜、南有哲、新村聰、北野正一、朱然、大西広ほか

中国側から、許新亜、王振中、李炳炎、劉思華、常修沢、孫明泉ほか

この会議は、2007年、2009年に南京師範大学で開催された「人間発達経済学日中会議」の第3回目として初めて日本で開催されます。基礎研と京都大学（および日本学術振興会）の共同開催です。京都大学から学術振興会に5年計画の申請書を提出し、それが通ったことで実現されることになりました。

中国からは南京師範大学、河南大学、中国社会科学院、北京大学、人民大学等々の第一線の研究者の参加が決定し、日本からも基礎研の研究集団を主軸に選りすぐりの研究者が多数参加いたします。是非ご参加ください。

《現代資本主義研究会のお知らせ》

テーマ：「恐慌理論から現状分析へ」

日 時：11月6日（土）14:00～17:00

会 場：京都大学法経済学部東館202演習室

報告者：海野八尋 他

テーマ：「科学者と権力」（仮）

日 時：12月23日（木）14:00～17:00

会 場：京都大学法経済学部東館202演習室

報告者：高木秀男 他

※詳細は逐次ホームページにアップしていきますので、ホームページをご覧ください。

表紙写真：「錦江湾から桜島を望む」（撮影：馬頭忠治 2010年春）

経済科学通信

Letters of Economic Science

第123号（2010年9月）

NEWSを読み解く

民主党の矛盾と近未来の政局—2010年参議院選の評価—	神谷 章生	2
男女共同参画の先にみえるワーク・ライフ・バランスに向けての一つの戦略	田中百合子	6
官製ワーキングプアの現状と労働・社会運動の課題	中野 裕史	11

SPECIAL EDITION 特集

鹿児島から現代の貧困と環境を問う

巻頭言	馬頭 忠治	16
『強欲資本主義の時代とその終焉』を著して	森岡 孝二	18
「子どもの権利」から「子どもの貧困」をみる	天羽 浩一	26
グリーン・ニューディールの可能性 —太陽光の有効利用を進め雇用を拡大しよう—	八尾 信光	32



古典を読み解く（1）

リカード価値論と二人の継承者	森本 壮亮	37
----------------	-------	----

投稿論文

生きがい就労の現状と問題点—シルバー人材センターの検討—	高野 剛	44
現代中国農村の高齢者扶養と家族構成 —山東省日照市の農村調査を中心として—	劉 煥	50

学界動向

世界政治経済学会第5回大会（報告）	福田 泰雄	59
鈴木富久著『グラムシ「獄中ノート」の学的構造』合評会報告	角田 修一	60

書評

中村浩爾編著『中支戦線従軍日誌—ある通信兵の前線と銃後—』 牧野広義著『「資本論」から哲学を学ぶ』		63
--	--	----

SPECIAL EDITION 特集

“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムと秘訣（下）

自己実現と社会貢献を結ぶまちづくりの実践と探究 —“働くこと”と“学ぶこと”的もう一つのスタイル—	古橋 敬一	68
“産学官”経験と現場研究のダイナミズム —産業創造と地域づくり研究への投影—	杉山 友城	70
“働きつつ学ぶ”会計研究の新地平—実務家と研究者との接点—	浅沼 宏和	73
“働きつつ学ぶ”現場からの研究とは —教え、学び、働き自らも成長を求めて—	桜井 善行	75
地域（浜松）産業研究への思いとチャレンジ —社会人・大学院生・大学人の経験を通して—	渡部いづみ	77
基礎研と共に“働きつつ学ぶ”ことを実践して	高田 好章	80
感想・コメント	北川健次／森本壮亮	83
総括：「働く・学ぶ・研究」融合の経験知と新地平 —“働きつつ学ぶ”現場研究シンポジウムの総括と課題—	十名 直喜	85

誌面批評

「甦るスミス」（『経済科学通信』No.122）を読んで	山本広太郎	90
-----------------------------	-------	----

民主党の矛盾と近未来の政局 —2010年参議院選の評価—

KAMITANI Akio
神谷 章生

I はじめに —2010年参議院選挙結果

2010年7月11日行われた参議院議員通常選挙は、マスコミ等すでに多く語られているように、昨年の民主党の圧勝に終わった衆議院選挙の結果を大きく覆し、民主党の惨敗、自民党の復調、みんなの党的躍進という結果をもたらした。民主党は、参院では過半数を大きく割り込み、衆院では圧倒的議席を有しているとしても、参院の否決された法案を再議決できる3分の2には及ばないため、強引な政局運営は不可能となった。このような衆参の議席配分状況を、「熟議デモクラシー」を実現する好機と見るなどという寝ぼけた議論も存在するが、消費増税にしろ、議員定数削減にしろ、今回の選挙で議席増を果たした勢力は、小さすぎる国家を要求する勢力であるから、民主党の内部の二つの魂（後述）の一つが揺り動かされることになるだろう。

	新勢力	選挙区	比例区	非改選
民主	106 (-10)	28	16	62
国民	3 (-3)	0	0	3
自民	84 (+13)	39	12	33
公明	19 (-2)	3	6	10
共産	6 (-1)	0	3	3
改革	2 (-4)	0	1	1
社民	4 (-1)	0	2	2
たち日	3 (0)	0	1	2
みんな	11 (+10)	3	7	1
諸派	1 (0)	0	0	1
無所属	3 (-1)	0	0	3

II 民主党は大きく勝利する はずだった—鳩山・小沢退陣と昨年の遺産

昨年の衆議院選挙での大勝の後、表面的には沖縄普天間基地移設をめぐる攻防を鳩山首相が、期限付きで解決をうたったため、大きくクローズアップされてしまった。確かに、普天間基地のグアムへの移転の可能性も存在し、それを進めることは意味があったであろうが、対アメリカ以上に対自民党や対沖縄開発利権との熾烈な争いを考えれば、この問題をクローズアップする必要はなかったかもしれない。利害調整と外交の複雑に絡み合った糸は、民主党政権が経済政策や金融財政政策においてある程度の実績を積み上げる中で、交渉ごととして改善としての改革を模索するような戦術が必要であった。このように言うと、宜野湾の人びとは日常的に騒音や振動の被害を受けており、また潜在的に墜落被害の恐怖にさらされているといわれるだろう。だが、その点に絞れば、一片の通達で沖縄から基地を排除することが可能か、あるいは自民党長期政権下でずっと長引いてきた問題に簡単に決着がつくのかどうかを考える必要がある。孫崎享の傾聴すべき議論についても、それだけの戦略的思考が定着していない日本の権力が生半可に持ち出せばうまくいくこともない（孫崎『日米同盟の正体』講談社学術新書、同『情報と外交』PHP参照）。どちらにせよ、政争のアジェンダにのせてしまわず、政権の背後で問題を処理し、一定の目処が立った後に一気呵成に対応すべきであった。結局、鳩山はこの問題に足をすくわれる形で支持率を低迷させ、政権を投げ出すことになってしまった。

鳩山・小沢が退陣すると、民主党への支持率回

復は予想以上の「V字回復」であった。昨年の小沢一郎の民主党代表辞任による支持率回復が、夏の衆議院選挙での大勝利につながったことを髣髴させるものであった。この劇的回復には、民主党の政策が自民党のそれと確かに断絶させようとした面があったからである。とりわけ「ばら撒き」と非難される政策の典型である「子ども手当」と「農家の個別保証金」は、企業への研究・開発補助に精力を傾けてきた自民党とは百八十度異なる政策類型であった。東京を中心とするマスメディアでは税金の無駄遣いとされ、民主党の民主党たるゆえんの政策を攻撃するが、この政策が地方の文脈におかれるとまったく異なる意味合いを持つのである。このような政策を実行できる民主党には、その完全実施こそが地方の信頼を引き止める手立てであったし、鳩山から菅への交代は、庶民派である菅が、その出自に「社会派」あるいはもっと言って「社会民主主義の残滓」を匂わせることで、民主党の圧勝を演出できるはずであった。

この点を週刊朝日の議席予測で確認しよう。6月18日号（6月7日発売）では、「民主党革命再スタート」と題され、森田実と野上忠興の予測で「民主54×自民39 単独過半数の勢い」であった。さらに翌週6月25日号（6月14日発売）では、民主は58議席と伸びているが、この予測は野上のもので、森田は慎重にも「選挙で勝つには人気だけでなく、地元を回って選挙運動をすることが必要です。民主の若手議員の多くが、小鳩体制を批判されるようになってから街頭には立たなくなった」ため、逆風に弱いと評価。その結果、民主は36議席しか取れないと予測した。この数自体はあまりにも低評価であるが、小沢へのマスコミの攻撃が、小沢を軸とする民主全体の活力をそぎ落としたとすれば、今回の選挙の一端が「小沢囲い込み」にあったという評価も成り立ちうる。

さらに6月17日菅の「消費税10%」発言は、小沢囲い込みの後、かつての「国民の生活が第一」と唱えた民主党が、小手先の「ディベート政党」に成り下がったように、少なくとも地方では捉えられた。消費税を現状では上げられないのは、理

論的にもある程度説明できるが、地方経済においてはそれよりも実感として上げられる余地はないと言える。給与所得が傾向的に低下しており、さらに有効求人倍率も1倍をはるかに下回る状況下で、所得があることを前提とし、なおかつ購買をすることで税金を徴収しようというのは限界に近い。このことは、現行の総税収が40兆円でそのうち既に5%消費税の総税収が10兆円（すなわち構成比25%）というのは、すでにヨーロッパ並みの間接税依存率である。直間比率の是正というスローガンで導入された消費税は、既にその目的を果たしている。これ以上の消費税増税は、例えば10%にした場合、単純に税収は20兆円、他の条件が変わらないとすれば（消費税増税によって法人税、所得税が下がる可能性があるが）、総税収50兆円中20兆円を消費税によって賄おうとすることになる。このとき、構成比は40%となり、おそらく北欧諸国を凌駕することになる。このような税収を承認できるとすれば、日本が世界最高水準の所得平等国家であることであるが、現実にはジニ係数が上昇傾向にあり、先進諸国中メキシコやアメリカに次ぐ不平等国家と既になっているから、この状況で消費税増税は格差拡大へのエンジンになりかねない。

マスメディアでは、消費税増税を主張した菅の発言自体は「当然の発言」あるいは「勇気ある発言」と言いくるめながら、問題はその発言の後の菅自身の「ブレ」を問題にし、このブレる首相の統治能力のなさを批判するという筋になっている。消費税によって増税となる層への還付を200万円なのか300万円なのか400万円なのか、時と場所と聴衆に応じて使い分けている。この発言が、青森では200万、秋田では300万、山形では400万円という風に東京に近づくにつれ引き上げたのは、聴衆への媚だと感じたのは私のうがちすぎか。

いずれにせよ、消費税増税が貧困化の傾向をとめることの出来ない地方から民主党への支持を、とりわけ選挙区での支持を逃がしてしまったといえる。その結果、自民との選挙区対決で自民21対民主8となり、前回（2007年）の自民6対民主23

から大きく後退することになった。

III 民主党の二つの魂と小沢への評価

民主党には、小泉構造改革に親近性のある勢力と擬似「社会民主主義」的勢力が混在している。通常は前者が旧自民党や松下政経塾系列のメンバーであり、後者が旧社会党・民社党系のメンバーという風に考えられがちであるが、必ずしもそうではない。その点に社会民主主義に「擬似」と形容した所以もある。なぜなら、現在民主党においてもっとも労働組合のネットワークを結び、なお地方農政に配慮しているのが小沢一郎であり、その地道な支持拡大が小沢をして、自民党からの政権奪取の眼目と位置づけられていたからである。衆議院選挙後、1年生議員は選挙区に張り付いて地盤を固めろと檄を飛ばしたのは、まさに土台が固まらない政党に自民党や東京のマスメディアに対抗して論陣を張るだけの基盤などありえないという見通しからであった。

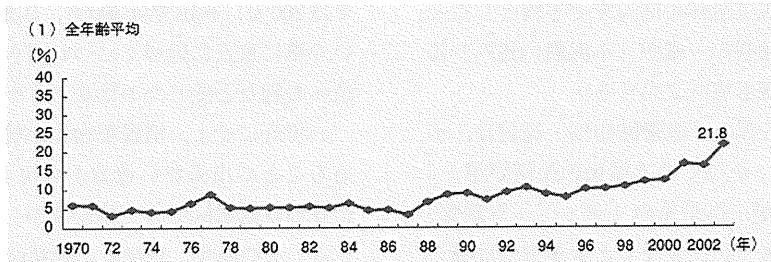
そもそも小沢の「政権交代のある民主主義」は、自民党との対抗軸をいかに作るかということであった。そして、対抗すべき自民党とは目の前にある自民党に対する別の軸を作ることであった。当たり前のことを言っているように思われるかもしれないが、マスコミにしろ、左翼勢力にしろ、あるいは右派論壇にしろ、このあたりがよく見えていないのではないかと感じるからもう一度確認しているのである。すなわち、93年当時、自民党を

割って新生党を作ったときの自民党とは、旧田中派を主軸とし、公共事業牽引型の擬似福祉国家を作り出してきたシステムであった。その段階では、ありうべき対抗軸は、ネオリベラリズム型の対抗軸であり、「普通の国」のシステムであった。その後、自民党内の政策軸が旧田中派から森派へと移行し、とりわけナショナリズムと規制緩和・民営化という新保守主義+新自由主義型の小泉政治が日本の権威的改革勢力として猛威を振るうようになると、それに対する対抗軸として社会民主主義的政策軸を旗に立てるようになった。連合を中心とする労働組合やワーキングプア、すなわち小泉政治によって荒れ果てた農業や地方を立て直すような政策を民主党の政策として提唱するようになる。小沢の「生活第一」のスローガンは、この文脈で提出されたからこそ、国民的な支持を獲得し、2007年参院選、2009年衆院選の大きな勝利をもたらしたのであった。

以上のことを参議院選挙期間中の小沢の発言からも確認してみよう。

小沢は、菅首相の消費増税発言から、枝野幹事長や玄葉政調会長の衆院選マニフェストの大幅見直しを受け、「党の目玉公約である子ども手当の見直しや高速道路無料化の修正を批判」(MSN@産経ニュース 2010.6.29) した。産経は、小沢の発言が民主を混乱させていると否定的に描くが、地域をくまなく回る小沢にとって、これらのマニフェストが地域社会の再建にとって大きな影響を持っていることを感じ取っていたのではないか。そしてこのような修正を行う菅執行部が「霞ヶ関に

図1 増加する貯蓄残高ゼロ世帯の推移



(出所) 平成17年度国民生活白書より

「囚われ」ていると看破していたのである（週刊ポスト 2010年6月18／25日号）。

消費増税についても小沢は応援先で、「鳩山前首相も当面消費税は上げないというお話をなさっておられたんじやないか。私の主張は変わっていません。……公約は守らなければならない。政権は取ったが、金がないから出来ない、ではいけないと演説した。衆院選のマニフェストを大幅に書き換へ、公約にない消費税増税を掲げた菅政権と枝野執行部に真っ向から批判ののろしを上げた（週刊ポスト2010年7月16日号 7月5日発売）。

これらの民主党の政策は、従来の自民党型の政策志向を大きく変えるものである。例えば、子ども手当は、デフレギャップに陥っている日本経済において、従来のような川上への資金提供では景気回復は見込めず、川下である庶民の生活へ直接に資金供給することが政策的に含意されていたはずである。もちろん、日本の育児支援がヨーロッパのそれと比べてあまりにも低いことへの福祉政策的意味もあるが、何よりも子育て世代が所得分布において平均的に下方に位置しているのだから、所得再分配としても大きな効果がある。馬鹿らしい意見としては、子育て世代への直接給付は、このような不況下のご時勢大部分貯蓄に回るというものだが、日本の貯蓄ゼロ世帯は前頁図1のグラフに見られるように近年大幅に増加している。子育て世代が年齢層から見て、相対的に所得低位層を占める割合が高く、それゆえ、もっとも資金需要が高いとすれば、貯蓄ではなく消費に回らざるを得ない。このような簡単な論理立てで、子育て支援は貯蓄に回るだけという議論は、結局のところ、財政政策による企業支援に金を回せということ以上の意味はなくなる。

この点は、子育て支援よりも保育所建設だという議論にも当てはまる。この主張は、民主的な活動をしている人にも多いのであえて注釈したい。まず子育て期の保育所需要はいまだ高く、全国的に見ても重要である。しかし、保育所建設というハードの建設は必要ない。多くの都心部では、小学校の廃校や規模縮小によって、空き教室がかな

り存在する。このようなハードを活用することで、建設はかなりの部分不要である。なぜかこのような問題設定が少なく、どうにかして所得再配分をつぶそうという議論ばかりが大手を振ってまかり通っている。そして、民主党は今回の敗北を受けて、子育て支援を突っ張ろうとする気配がない。小沢が、衆院マニフェストを守れということは、地方と貧困層への再配分を守れということに他ならないのである（山崎元「私が子ども手当を評価する理由」ウェブサイト「ニュースの深層」<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/182>）。そして、共産党などが言ってきた「庶民の懐を温かく」ということとも大きな筋で同意なのだと私は判断する。

IV 今後の政権運営と建設的野党のあり方

民主党の参議院での過半数割れは、二つの力を菅内閣に及ぼすであろう。一つは、民主党における「構造改革派」主導によるみんなの党への大幅妥協である。この政策連合を通じて、民主党は参議院で過半数に近づき、その他の勢力を抱き込むことも可能となる。おそらく菅や枝野、仙谷ら現執行部はこの線で正面突破を図ろうとするであろう。もう一つは、衆議院マニフェスト段階に戻って態勢を立て直し、新しい執行部を立て（それはおそらく小沢に近い人物の党首就任である）、「国民生活が一番」という政策に徹することである。再分配政策を強化し、格差拡大への歯止めを見える形でかけるような政策こそ、デフレ不況期に求められる政策である。

しかし、後者の方向性の実現は、現在の参議院を前提とした場合、きわめて難しい。国民新党以外に明示的に協力する勢力は存在せず、しかも国民新党は改選議席をすべて失ってしまった。亀井党首の工作により自民の一部などと協力し、擬似大連立という裏技もありうるかもしれないが、それは小沢グループが民主党の主導権を担った場合である。

前者が当面最も可能性が高い。みんなの党を抱

きこみ、そのことによって自民の構造改革派を搔き起すならば、一定の成果が見越せるからだが、この方向は、「いつか来た道」をなぞりながら、デフレ不況を継続させていくことになるだろう。この方向性は、かつての社会党が「現実化」することで支持を喪失したように、民主党の対抗軸が曖昧になって支持を喪失することになるだろう。

最後になるが、建設的野党として小政党が生き残るためにには、自身の政策のパッケージを見据えつつ、民主党の中の二つの魂のどの部分を当面はブッシュするのかを明示的に示しながら国民に理

解されるような提言をしていく必要があるだろう。

【付記】

小沢の政治とカネの問題については、検察、とりわけ存在意義の薄れた特捜部の暴走という側面が強く、小沢への政治資金規正法違反という嫌疑自体ほとんど取るに足らない問題であると考えている。この点については郷原信郎の雑誌記事およびネット配信コメント、座談会等を参照。手ごろな文献としては郷原『検察の正義』（筑摩新書、2009年）がある。

（かみたに あきお 所員 札幌学院大学）

男女共同参画の先にみえる ワーク・ライフ・バランスに向けての一つの戦略

TANAKA Yuriko

田中百合子

I はじめに

昨年2009年は、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」）が1999年に制定されて10年、また女性差別撤廃条約（以下「条約」）が1979年に採択されて30年であった。「基本法」10年の評価が、日本各地で女性たちに問われた。また「条約」についてもニューヨークで7月、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）により日本政府の第6次報告の審査がおこなわれ、その勧告の検証もおこなわれた。

私の住む市でも、年明けの2010年2月、「基本法」と「条約」についての2つのワークショップを続けて行い、私はパネリストとして参加とともに、企画者としても関わった。これらを通して、「基本法」と「条約」の問題と課題を明らかにし、展望についても話し合った。

まず最初のワークショップ「男女共同参画社会基本法から10年—女性たちは生きやすくなったか—」についての内容を踏まえ評価を試みたい。

II 性別役割を否定した 女性差別撤廃条約

「条約」を源流とする流れの中から「基本法」は成立した。

1975年、国際女性年が始まり、メキシコ会議が開催された。その後5年ごとに4回世界女性会議が開催された。そのような中、1979年に国連で「世界女性の憲法」と言われる女性差別撤廃条約が採択された。この「条約」の真髄はといえば、性別役割分業を否定したことである。

1980年、ILOは次のように発表している。「女性は、全世界の3分の2の労働を行いながら収入は10%，資産は1%以下」である。性別役割からくる無償労働はこのように男女の大きなアンバランスをうみだしていた。女性たちはみな「条約」を力になんとかこの状況を変えたいと、強い思いをもったに違いない。

95年、北京女性会議で12の北京行動綱領が明らかにされ、政府は「条約」と「綱領」を勘案しつつ、99年に「基本法」を制定した。

などで施策に停滞があった。

III 「基本法」の実施10年を ふりかえる

(1) 法律の実施と広がり

「基本法」は5つの基本理念からなる。それは①男女の人権の尊重、②制度又は慣習への考慮、③決定への共同参画、④家庭生活と他の活動の両立、⑤国際的協調である。

法律により2000年に基本計画が策定され、推進体制が整えられるとともに、各地方自治体で実施されていった。条例は2008年内閣府調査によれば、千葉を除く46都道府県、397市区町村で制定された。その普及率は市は全体の40%，町村は7.5%である。女性センターは2009年時点では374設立されている。

そして次のような個別法が制定された。

(2) 強制力の弱い個別法と政策の停滞

まず「基本法」に先立ち、1985年、努力義務のみの男女雇用機会均等法が制定された。97年に改正され、禁止規定、ポジティブアクション、セクシャルハラスメントへの配慮、深夜労働解禁の文言が盛り込まれた。女性の保護か平等か問われ、平等の考え方を取り入れられた。06年の改正は間接差別禁止を導入したことに特徴がある。

2001年制定されたDV防止法は04年に改正され、法律の対象の拡大、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実が図られた。07年に再び改正され、被害者の親族への接近禁止が盛り込まれた。現在デートDVでもDV法を適用して欲しいとの要望がでている。

その他、少子化対策基本法、女性の再チャレンジ支援プラン、ワーク・ライフ・バランス憲章、改正パートタイム労働法等が次々制定されたが、罰則が弱く、性別役割廃止に切り込めなかった。

2005年の第二次基本計画では、2020年までに幹部的立場の女性を30%にするとの目標をかけたものの、すさまじいバックラッシュや予算の縮小

IV 乏しかった基本法の成果

ところで以上のような「基本法」下の10年、女性たちの生活には変化があつただろうか。主に内閣府男女共同参画府発行『男女共同参画白書』(2009)からの調査結果をもとにみてみたい。07年の調査では、日本社会で男性の方が優遇されていると答えている人は73.2%にものぼっている。

(1) 労働・暴力における女性の状況

まず労働面ではどうだろう。第一子誕生後仕事から離れる女性は7割。いわゆるM字型雇用が顕著である。そして非正規労働者の7割を女性が占め、女性労働者の5割は非正規であり男性との賃金格差が目立つ。正規労働者間では女性の賃金は男性の65%。非正規女性労働者は正規男性の50%前後。家事時間は1日、女性3時間に対して男性26分。「男性稼ぎ手」型の世帯単位観念が強い。

そして問題となっているのが出生率の低さである。1人の女性が生涯に生む平均の子どもの数を指す合計特殊出生率は、全国平均で1.31である。格差が少なく家庭と仕事の両立可能な欧米では出生率が上がっている。出生率は、所得格差・男女間格差・労働時間という3つに左右されるといわれている。

暴力の面では警視庁の発表によれば、08年の配偶者暴力支援センターへの相談は6万8千件。07年統計では、3人に1人にDV経験があり、160万件の殺人未遂事件がおこり、3日に1人が、夫に殺されている。DV相談は年々増えている。07年性暴力被害は全被害の7.3%。260万件の強姦・強制わいせつ事件があり、提訴は1766件。加害者の80%は面識がある。性暴力禁止法の制定が急がれる。

労働・暴力問題では女性に従属を強いる社会構造、つまり「男は仕事、女は家事」「結婚して食わしてもらえ」が根底にあり、DVを繰り返す夫は性別役割意識がとても強いといわれている。

NEWSを読み解く

(2) 進まない民法改正と少ないリーダー

他に差別的民法の問題があるが、依然として改正されない。夫婦同姓の強制、離婚後300日規定、結婚最低年齢の男女の違い、女性の再婚待機期間6ヶ月などである。女性議員や職場の管理職など決定機関に女性が少ないことが大きな原因であろう。09年度の『男女共同参画白書』によれば、09年に衆議院議員の女性の割合は10%をこえたものの、世界ランキングで140番目。クオーター制（割り当て制）は世界90カ国で採用されている。

(3) 問題の中核に労働差別が

以上のように「基本法」の成果は乏しかったといえるが、性別役割意識が日本で根強いのはどうしてだろう。労働界において、世帯単位の性別役割分業が利潤・効率追求に利用され、雇用者が働くかせ方の多様性を維持しようとしてきたことが大きな要因ではないか。そしてこのことは他の領域の差別をも一層固定させるという悪循環を生んでいる。

こうしてみれば女性問題の中核に労働差別が存在することがわかり、労働問題の解決がまず重要であるということがいえる。

V まず急がれる労働における男女平等

以上の認識をふまえ、女性の労働問題をどうとらえ、どう解決すればいいだろうか。

(1) 新しい労働論の発展と間接差別の撤廃

前大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）館長であった竹中恵美子さんは、著書『女性労働研究50年』で女性労働問題には次の3つの視点が必要であるといわれる。

①労働力の女性化、②アンペイドワークの解消、③生産と（生命の）再生産の両領域の男女相互乗り入れ、である。ケアなどの概念を取り入れた新しい経済・労働論からは、問題解決に向け将来

を切り開く新しい労働観、労働法制論等が生まれてくるに違いない。

そして間接差別の撤廃も不可欠である。表面上は性と無関係に見えながら、実際には、男女の一方の不利益につながっている規定や雇用慣行があれば間接差別である。06年の男女雇用機会均等法改正では間接差別の禁止規定があるが、その範囲が非常に狭く問題全体に対応しきれない。「基本法」も雇用機会均等法も積極的な取り組みが必要である。

(2) 結果の平等と「基本法」の限界

直接・間接差別の解決は機会の平等を達成できるであろうが、結果の平等については、例えば男女が同じ職務についたとしても、社会的慣習などで女性が低く評価され昇進、昇給が遅れるなどしたら達成されないなど難しい問題がある。

そもそも「基本法」は、機会の平等に重点がおかれて限界があるように思われる。「基本法」はGender Equalityと英訳され、これは機会の平等の意味であるとの竹中さんの指摘もある。

では結果の平等をも視野にいれた、新しい展望が存在するであろうか。現在グローバル化の多大な影響を受け社会の激しい変化があるが、それとも視野にいれた新しい社会像が提示されている。それはワーク・ライフ・バランス（WLB）の社会ではなかろうか。

VI 男女共同参画の先にワーク・ライフ・バランスを見据えて

(1) ワーク・ライフ・バランスの社会・経済システム

ワーク・ライフ・バランスは仕事と生活の調和といわれるものであり、性差に関係なく仕事、家庭生活、社会活動等トータルにとらえ多様な生き方を尊重する考え方である。

この考え方が着目されるのは1つには、男性の非正規雇用人口も多くなり、差別問題は男女2項

対立的ではとらえきれない傾向がすんでいるといふことがある。97年から10年間で非正規労働者は580万人増え、正規労働者は371万人減り、働く人の3分の1が非正規になった。女性では半分が非正規である（『WWN・ニュースレター』No.58）。そして2つには、仕事か家庭かという2分法でなく、社会活動などを大切にする人が多くなってきたということがある。

ではワーク・ライフ・バランスを実現する働き方とはどのようなものだろう。

まず、正規雇用と非正規雇用の格差がないことがあげられる。日本でなかなか格差がなくならないのは企業等の思惑に加え、正規労働者の排他性にも原因があろう。しかしこれは結局労働者自身の首をしめ、長時間労働の末の過労死、自殺などが多発し、労働生産性も低くなるという結果をまねいている。週50時間以上働く労働者の数は日本では28.1%。それに比較しヨーロッパでは5.6%。フルタイムとパートタイムで時間当たりの均等原則が行われれば、グローバル化の影響が少なく経済生産性もよいという。日本でも両者の格差を極力なくし、テレワーク導入など働き方も柔軟に工夫しつつ、ワークシェアリングを推進していかなければならない。その結果男女の格差もなくなるだろう。そして個を大切にする意味からも、家族単位・世帯単位から個人単位の経済システムへの移行も必要である。

（2）ワーク・ライフ・バランスと平等

そのような状況下での個を尊重する働き方が、最近ILOでクローズアップされているディーセント・ワーク（Decent Work）である。人の尊厳が大切にされる働き方であるが、09年、ILO総会はその実現のためには、徹底かつ具体的な男女平等施策が必要であると宣言した。

以上「基本法」の問題と課題を克服するものとして、その向こうに見えるワーク・ライフ・バランス社会の構築を展望した。問題はその実現に向けどのような道筋が描けるかである。その1つのヒントが次のワークショップの論点から見出せる。

* * *

ワークショップ「女性差別撤廃条約から30年—今私たちの課題とは—」では、WWN（ワーキングウイメンズ・ネットワーク）の活動と、昨年7月23日の、ニューヨークで女性差別撤廃委員会（CEDAW）の日本政府レポートの審査の様子が報告された。CEDAWは、批准国の「条約」の進捗状況をみるため、4年に1度各政府の報告の審査をし、勧告をおこなう。

審査傍聴には45団体、84人が参加した。

Ⅶ 労働における平等を進める NGO活動

WWNは1995年、住友メーカー賃金差別是正裁判の支援を契機に発足した。会の活動は次の3つを目標としている。①女性の地位向上、②同一価値労働同一賃金の立法化、③間接差別禁止、である。

ILO、CEDAWなど国際機関やメディアに訴えたり、インターネットを活用して活動している。07年、同一価値労働同一賃金の研究を深めるため世界各地を訪問した。09年にはCEDAWの日本報告の審査傍聴のためニューヨークへむかう。ニューヨークでは、男女同一価値労働同一報酬の立法化等をアピール。帰国後は選択議定書の批准を進める運動をおこなっている。

99年に採択された選択議定書には個人通報制度と調査制度があり、国内で解決できない女性の人権問題を国連に訴えることができるのである。現在99カ国が批准している。

Ⅷ 女性差別撤廃委員会の 審査と勧告

CEDAW（女性差別撤廃委員会）審査では、03年の第3回政府レポート審査における勧告が実行されていないと遺憾の意が示された。

8月7日、総括所見が出された。60項目からなるが、48が懸念・勧告事項である。WWNは特に次

NEWS を読み解く

のパラグラフに注目している。

(1) WWN が特に注目する項目

◆(今回初めての指摘であるが)条約の法的位置につき、本条約を法的拘束力のある国際文書として認識し、裁判への直接適用を図る(パラ20, 19)。◆差別の定義では、特に間接差別を含む具体的な差別の定義を規定する(21)。◆労働・雇用の分野では雇用機会均等法に基づく指針の「雇用管理区分」に疑問を投げかけ、同一労働および同一価値労働同一賃金の原則の条項が労働法にないことを懸念(45)。また、賃金格差是正を訴え、セクシャルハラスメントを含む女性差別に対して、制裁措置を強化することを奨励(46)。

(2) フォローアップ項目など

その他、つぎのような勧告があった。◆女性への暴力については、24時間ホットラインの設置。女性や少女への暴力を促すレイプ・性暴力を含むビデオゲームや漫画の販売禁止。人身取引と売買春搾取の禁止ときびしい処罰。従軍「慰安婦」問題の最終的解決。以上を行なうこと。他に◆マイノリティー女性や弱い立場に置かれた女性たちへの支援が必要。国内人権機関の整備。政治・司法関係者の啓発、などの項目もある。

◆フォローアップ項目は特に注目される。差別的民法の改正、あらゆるレベルにおける意思決定過程への女性の参画、この2点を進めるための数値目標とスケジュールを設定し、2年以内に報告することを義務づけた。

IX 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに向け、同一価値労働同一賃金の立法化を

(1) 平等促進に同一価値労働同一賃金という戦略

これらの指摘に対してわれわれは解決の糸口をどこにみいだせるだろう。WWNは同一価値労働

同一賃金の立法化を求めているが、その活動に注目したい。

差別が存在するのはそこにメリットがあるからであるが、この労働原理が徹底されれば、仕事・労働の質が厳密に問われ、身分・属性による差別ができなくなるし、差別をするメリットもなくなる。これは労働以外の分野にも波及し、他の差別的法律・制度・慣行を形骸化させる。さらに性差に関係ない平等をも進める促進力になり、ワーク・ライフ・バランス実現への1つの契機になる。

(2) 急がれる立法化

しかしこの労働原則は立法化されていない。労働基準法第4条(男女同一賃金の原則)では、使用者は労働者が女性であることを理由に、賃金について男性と差別的取扱いをしてはならない、と規定している。その条項があるとの理由で、「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関するILO第100号条約」を67年に批准しているにもかかわらず、これは立法化されていない。第111号条約、「雇用における差別待遇を撤廃する条約」を批准していないのも問題である。08年ILOの勧告にもあるように、早期に第111号条約を批准し第100号条約を立法化すべきである。

京ガス賃金差別事件(98年)は、日本ではじめて同一価値労働同一賃金原則(ペイ・エクイティ)を掲げて闘い、01年に勝利判決を得たが、賃金請求権は行使できなかった。最近「子ども・子育てビジョン」でも同一価値労働同一賃金の必要をうたっているが、成果を上げるために立法化をすすめていくべきである。同一価値労働同一賃金のための職務分析・評価の技術が進んでいる国もあるのでこれも参考にすればよい(『WWN・ニュースレター』No.59)。

X おわりに

二つのワークショップの結果をふまえ、長期的展望としてのワーク・ライフ・バランスを実現するために、同一価値同一賃金の立法化が一つの戦

略となると述べた。

しかしそれをどうやって実現するのか。それに
はやはり女性議員の数を増やすことである。日本
の女性議員比率世界ランキングは常に130位から
140位。韓国はクオーター制を採用して順位をあ
げた。最近新聞ではインドでも女性枠を3分の1に
するとの報道があった(『朝日新聞』2010年3月11
日)。日本でもクオーター制などの暫定的特別措置
は是非必要である。

世界経済フォーラムは、3月、日本の男女平等
度は134カ国中101位と発表した。夫婦別姓を容認
しないのはもはや日本のみである。戸籍という法
的身分と序列のある家族単位表記は世界でも稀で
あるが、韓国が2008年に個人登録制に転換したよ

うに個人単位制が望ましい。2010年は「基本法」
の第3次基本計画策定の年であり、10年間の反省
に立ち、CEDAWの勧告に耳を傾けながら、実効性
のあるものにしたい。

参考文献

- 第2東京弁護士会『司法におけるジェンダー・バイアス
[改訂版]』明石書店、2009年。
竹中恵美子『女性労働研究50年』ドメス出版、2009年。
内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書』2009年。
坂東真理子『日本の女性政策』ミネルヴァ書房、2009年。
山口一男他『論争 日本のワーク・ライフ・バランス』
日本経済新聞社、2008年。

(たなか ゆりこ 所友)

官製ワーキングプアの現状と 労働・社会運動の課題

NAKANO Hiroshi
中野 裕史

I 官製ワーキングプアとは何か

2002年以降の景気拡大過程において、労働分配率の低下を背景として格差と貧困が広まった結果、生活保護水準かそれ以下の就労を強いられる労働者が増大した。このような状況下で、「ワーキングプア（働く貧困層）」というキーワードが注目を集めることは記憶に新しい。その後、2008年9月のリーマンショックを契機とする経済危機が世界を席巻し、日本では常軌を逸したといつてもよいほどに、派遣労働者を中心とした非正規切りが横行し、格差と貧困の実態、ワーキングプアの増大は誰の目にも明らかとなった。いまや、ワーキングプアという言葉は、労働者自身の告発、報道や出版物の多さも相まって、十二分に市民権を得たといつてもいいだろう。

とはいえる、ワーキングプアの頭に「官製」が付くと、やや抵抗感を持つ人々は少なくないと思われる。公務員といえば、賃金や諸手当、年金で厚遇

されているという印象が非常に強いからである。その背景には、古くは1980年代の電電公社や国鉄の解体に端を発する、中曾根内閣による新自由主義的民活路線に始まり、2000年以降は小泉・竹中の構造改革によってフル加速した執拗な公務員バッシングがあり、メディアもこれに乘じて無批判な報道を行ってきたという事情がある¹⁾。しかし、それは異常な公務員叩きというほかない、事実は一面的にしか伝えられていない。

「官製ワーキングプア」をなくせという運動の広がりは、国や自治体といえども民間と同様に、あるいはそれ以上に厳しい労働条件で働く労働者が数多く存在するのだということを、我々に教えてくれる。ここで官製ワーキングプアとは、公務労働あるいは広く公共サービスを担う、不安定で低賃金の就労を余儀なくされている非正規労働者のことを意味する。狭義には、国・地方自治体に直接「任用」された臨時・非常勤職員であるが、より広くは民間委託や指定管理者制度、競争入札に

よって事業を委託された事業体・企業などで働く非正規労働者も含まれる。その職務領域は、地方自治体が直接・間接に運営する様々な諸機関、市・区役所、保育園、公民館、図書館、病院、学校、地下鉄など、公共サービス全般に及んでいる。

本稿では、私たちが日常的に享受している公共サービスを担う人々、主に地方自治体とその民間委託に関わる官製ワーキングプアを取り上げる。『ワーキング・プア』を執筆したデイヴィッド・K・シラー氏は、「最初の一歩はその問題を理解することであり、最初の問題はその人々をみていないことである」²⁾と述べている。わたしたちも、身の回りでふつうに働いているけれども、民間部門以上にその労働条件が「見えない（インビジブルな）人々に思いを巡らせ、彼ら彼女らを取り巻く現状とその実態を理解することから始めたい。

II 直接雇用の官製ワーキングプア

1 労働組合調査にみる公務労働者の実態

冒頭で触れたように、公務部門の縮小＝「官から民へ」「小さな政府」の流れは、すでに1980年代頃からの中曾根臨調路線において、電電公社や国鉄の分割民営化から始まっている。2001年4月に発足した小泉内閣は、従来からの構造改革路線をさらに強力に推し進め、「聖域なき構造改革」を御旗として様々な公務部門の縮小、民営化・民間委託化を断行した。官製ワーキングプアとのかかわりでは、「中央から地方へ」を合言葉とした「三位一体改革（税源移譲、国庫負担金の縮減・廃止、地方交付税交付金のカット）」が進められ、地方自治体に対する財政的な締め付けが行われた点が重要である。ここに、慢性的な赤字財政＝予算制約というひとつの言い訳が生まれ、公務部門における徹底的な人件費等の削減が至上命題のように打ち出され、公共サービスを担う労働者の雇用や賃金に決定的な影響を与えた。

自治労が行った2009年「臨時・非常勤等職員の

実態調査」（調査は2008年に実施）によれば、自治体に任用されている臨時・非常勤職員は調査対象者では34万2801人、全国推定でおよそ60万人とされており、しかも正規の職員数が概ね減少する中で起きている。臨時・非常勤比率は27.6%，対象領域が市や町村となると30%をやや上回る。総務省「労働力調査詳細結果」によれば、雇用者全体での非正規雇用者比率は2008年の数字で34.1%であることから、雇用者平均にかなり接近していると言える。また、地域は限定されるが、大阪労連の調査「府下自治体における『臨時・非常勤職員の実態』（2010年）」によれば、大阪府の14の自治体で非正規比率が4割を超えている。

臨時・非常勤職員の職業別分布をみると、最も人数が多いのは保育士の5万4381人で、臨時・非常勤職員のうち17.2%を占める。また、保育士全体に占める臨時・非常勤職員比率は51.3%である。次いで、学校給食関係職員が2万3879人で全体の7.6%，学童指導員が1万8531人で5.9%となっている。それぞれの職種に占める臨時・非常勤比率は、学校給食が57.2%，学童指導員にいたっては90.4%とほとんどが非正規である。また、臨時・非常勤比率の高さでは相談員（女性センターや消費者相談センターなど）が92.6%と、学童指導員とともに突出している。

労働力構成に関わって、注目すべきは臨時・非常勤に女性が多いことである。2009年調査では全体の8割（80.8%）が女性である。さらに、職種別では看護師・準看護師の98.6%，保育士98.1%，学校給食の96.7%が際立って高く、学童指導員、病院事務職員、図書館職員も上記3職種ほどではないにしろ、女性比率が9割を超えている。自治体の臨時・非常勤問題というのは、女性差別を解消する役割を担うはずの自治体が、むしろ職種を隠れ蓑とした間接差別を推進している問題なのだと解するほかない。

次に、臨時・非常勤職員の賃金について、給与の支払い形態は日給・時給が64.5%，月給が35.5%であることを前提として、時給800円未満が24.3%，800円以上900円未満が30.8%と、ほぼ

半数が900円未満となっている。1000円未満を含めれば73.8%にまで膨れ上がる。月給では14万円以上16万円未満が最も多く26.2%となっており、0～16万円未満でみれば58.7%と半数以上が集積している。さらには、諸手当についても、通勤費は47.2%と半数しか支給されず、一時金は27.1%，退職金に至っては2.4%にしか支給されておらず、明らかに身分差別的な様相を呈している。

なお、先に取り上げた大阪労連の調査によれば、大阪市の職員のうち最も賃率の低い労働者で最低時給が763円であった。驚くべきは、2009年の大阪府最低賃金は762円であり、法定最低賃金より1円高い賃金で市が職員を雇用しているという事実である。また、大阪府下の3つの自治体では、法定最低賃金と同額の賃金が支給されている。臨時・非常勤職員に限ってみても、公務員は「厚遇」という印象とは、かなりの程度かけ離れていると言えるだろう。

2 公務員の「任用」と有期雇用

公務員の雇用形態は、正確には雇用関係ではなく「任用」（首長などの任命権者が法律に基づいて職員を任命する）関係であるというのが当局の方針である。地方公務員法では、職員の採用に関して複数の規定（任用根拠）が定められており、それぞれの根拠ごとに職種等の任用基準と任用期間が記されている。しかし、実際の任用が法の規定通りとはならず、問題を複雑化させている。

任用形態の例としては、地方公務員法に定められた臨時・非常勤職員制度の規定として、地公法第3条3項3号の特別職非常勤職員、同法第17条の一般職非常勤職員、同法第22条2項又は5項の臨時の任用職員などがある。特別職非常勤職員は主に専門的な業務への任用であり、一般職非常勤職員および臨時の任用職員は、職員の欠員補充や緊急・臨時の職務が生じた場合の任用とされている。特別職と一般職は任期1年、臨時の任用は6ヵ月および1年を任期とし、臨時の任用のみ更新回数の上限が1回までと明記されている。

いずれにしても、基本は臨時的な業務に限って

任用が行われる点にその特徴がある。ところが、任用期間が限定的であるにもかかわらず、何十年も任用期間の更新（民間で言えば契約更新・反復）を行っている事例が多い。先の自治労の調査では、勤続10年以上という臨時・非常勤職員が17.7%いるという結果も出ている。

例えば、大阪市消費者センターでは、相談員は「非常勤嘱託職員」と呼ばれ、任用期間が1年、更新は2回までとされているにもかかわらず、面接を経て何年も更新が続けられてきた。しかも、センターの業務は極めて専門性を問われており、業務も恒常に存在している。同センターでは、相談員は1日に15～16回の電話に応対し、場合によっては1本の電話につき1時間以上対応し、これにメール相談・来所相談も加わる。また、例えば違法なリフォーム契約について、事業者と消費者との間の仲裁・斡旋を行ったり、シェレッダーの挿入口に子どもの手が入らないか、商品の危険性を判断するためにテスト依頼を行うなど、2～3年ではとても応対できないような業務を、臨時・非常勤職員としてこなしている³⁾。

いまひとつ、むしろ任用期限を理由として、無秩序な非正規切りが横行している点も指摘しておかなければならない。同様に大阪の事例であるが、有期の任用期間等を根拠に、長勤続の学童保育指導員の大量解雇が行われ、自治体が労働者を安易に切り捨てる施策を断行している。大阪府茨木市では、任期付短時間職員制度の導入に伴い、これまで任期1年ではあるが形式的な手続きで再任用してきた学童保育指導員に対して、勤務実績を一切無視して業務にほとんど関係のない教養試験や作文などの競争試験を課し、現職の労働者18名の再任用を拒否した。現在、大阪自治労連弁護団の支援により、学童保育指導員の雇止め撤回が求められているけれども、事態は一向に改善していない⁴⁾。

なお、任期付短時間職員制度とは、任期の定めのない常勤職員同様の本格的業務に非常勤職員を従事させるものであり、2004年における「地方公共団体の一般職の任期付き採用職員の採用等に關

する法律」の一部改正により導入された。任期は原則3年、上限が5年と設定されているが、総務省はこの要件をさらに緩和させる方向性を打ち出している。このため、自治労連などの公務関連労組や労働者側から、何度更新を行っても正規にしなくてよい旨を合法化する、労働者派遣法以上にきわめて悪質な制度であると強く批判されている⁵⁾。

III 民営化・民間委託化と労働条件の低下

以上は、主に自治体に直接雇用（任用）されている臨時・非常勤職員問題であったが、冒頭で述べたように、問題はそれだけにとどまらず、民営化・民間委託化の影響も考慮する必要がある。

赤字財政や予算制約を背景とした公務部門にかかわる諸施策では、例えば1999年に公布されたPFI（Private Finance Initiative）法や、2006年制定の市場化テスト法などの導入が挙げられる。しかし、労働問題との関連で言えば、民営化・民間委託化の象徴でもある指定管理者制度と競争入札制度の2つが最大の焦点である。ここには、①委託先労働者の労働条件、②民営化による自治体職員の雇用移転問題、あるいは契約終了（雇止め）問題が潜んでいる。

指定管理者制度とは、2003年に地方自治法第244条の2第3項が改正されたことによって導入された民間委託の手法である。従来は、公の施設の管理者について、地方公共団体が出資している法人や公共的団体のみが委託者とされてきたが、同法の改正で民間会社にも委託対象が広げられた。対象業務も、スポーツ関連施設、駐車・駐輪場や下水処理場などの社会基盤施設、美術館・博物館や生涯学習センターといった文化的施設の管理など、私たちの日常生活における様々な公共サービスが含まれている。総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果（2007年）」によれば、2006年9月まで制度が導入されている施設数は、6万1565にのぼり、そのうちすでに2割程度が民間企業へ委託されている。

指定管理者制度はいわば自治体が担う業務のアウトソーシング化でもあり、建前上、管理責任のほぼ全てが民間業者へと移る。また、雇用関係の一切も民間業者に移転される。その場合、委託先では新たに労働者を採用することが多いため、先に述べたような労働条件のさらなる不利益変更、最悪の場合は契約の打ち切り・雇止めの危機に直面することがしばしばある。

いまひとつ、公共部門における業務の発注方法として、一般競争入札が導入されたことも大きい。一般競争入札とは、発注者（国・地方自治体）が特定の事業者と契約する随意契約と異なり、発注者が受注を希望する複数の業者に見積もりなどの条件を提出させ、最も良い条件を提示した業者と契約を結ぶ方式である。この場合の条件とは受注料金を意味し、多くは最も提示価格が低い業者と契約が交わされる。

しかし、低価格料金が最重要な指標となることで問題点も多い。小越洋之助氏によれば、実際には資金力のある大手企業が有利となり、委託事業単価が常に安値競争にさらされることが多い。そのこともあって、大企業から下請けに委託事業が流れる場合はさらに委託単価が低下し、そこで働く労働者の低賃金化が進むという問題を内包している⁶⁾。例えば、大阪市営地下鉄の清掃業務を担っている民間清掃業者では、2008年で時給が721円と、当時の大阪府最低賃金を下回っていた。これは、大阪市営地下鉄の清掃業務が競争入札制となり、労働条件が下方に押し下げられた最たる例である⁷⁾。

いずれにしても、指定管理者制度や一般競争入札を含め、公務部門の切り崩しにかかる政策は、市場原理と競争原理に基づいた業務の効率化ないしは業務の丸投げであり、働く者の労働条件を底辺へと向かわせるものである。

IV おわりに

以上、官製ワーキングプアの実態について、その実態や増加の背景を述べた。それでは、今後ど

うすればよいか。紙幅の関係上、不十分ながらごく簡単に指摘するにとどめたい。

直接自治体に雇用されている臨時・非常勤職員について、政府の立場は総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書」（平成21年1月23日）にしめされている。同報告書では、先に触れた任期付短時間職員制度の一層の活用が求められており、また現在の任用根拠ごとの任用期間については、当然に更新が行われるものと労働者に理解されなければならないと明記されている。業務の継続性や恒常性、労働者の賃金や雇用の安定を一切考慮していないと言わざるをえない。

労働側としては、職務が恒常に存在する以上、任用は正規の常勤職員とすること、そもそも任期が必要であるかどうかを厳格に判断し、これに非常勤の職員を就ける場合は、常勤職員との均等待遇を図るか、生活の不安定性を踏まえて厚く待遇することを要求すべきである。解雇が想定されている雇用（解雇付き雇用）など、本来許してはならない。

また、民間委託との関連では、近年注目されている公契約制度の実現が目指されるべきである。公契約とは、国や地方自治体が発注する工事や委託事業に際し、委託先の労働者が適正な賃金や労働条件が保障されていることを条件に、事業を受注させる制度である。公契約はアメリカのリビングウェイジキャンペーン（生活賃金運動）の中で培われてきた歴史があり、ILO94号条約および84号勧告にも明記されている。

日本でも、2009年の9月に千葉県野田市で公契約条例が制定されている。同条例では、公契約による業務の質の確保及び社会的価値の向上が目的

とされており、県では業務委託賃金の最低額が千葉県の法定最低賃金よりも100円ほど高くなるという試算を打ち出している。賃金額や条例の内容にはまだ不十分なところが多いにせよ、千葉県議会議員が公契約の必要性を汲み取り、条例案を可決したことの意義は大きい。

ここに、官製ワーキングプア問題をどのように解決するかの鍵がある。政治的な権力資源を動員した民主的コントロールである。我々が選挙において、自治体労働者等の待遇を真剣に考える政治家・政党へ一票を投じることこそが、最大の貧困解決への道であり、またそのことが巡り巡って様々な公共サービスの向上にもつながるのではないだろうか。この点は、官製ワーキングプアの領域を超えて、民間のワーキングプアについて、ひいては日本全体の労働・生活問題を考える上でも同様のことである。

注

- 1) 熊沢誠『格差社会ニッポンで働くということ』岩波書店、2007年。
- 2) ディヴィッド・K・シブラー（森岡孝二・川人博・肥田美佐子訳）『ワーキング・プア—アメリカの下層社会—』岩波書店、2007年、17頁。
- 3) 佐能八重美「大阪市消費者センター相談員の現状と課題」『職場の人権』第65号、2010年。
- 4) 大阪自治労連弁護団「学童保育指導員の雇止め撤回を求める意見書」、2010年4月13日。
- 5) 川西玲子・小林雅之「『官製ワーキング・プア』と自治体の役割」『経済』No.170、2009年。
- 6) 小越洋之助「公契約法・条例制定の意義・現状・課題」『賃金と社会保障』No.1052、2009年。
- 7) 服部信一郎「チャンスを生かした市民共同の最賃運動へ」『月刊全労連』通巻138号、2008年。

(なかの ひろし 所員 関西大学院生)

巻頭言

春季研究交流集会では、「鹿児島から現代の貧困を考える」がテーマのひとつに設定されました。そのコーディネーターを引き受けたのは、鹿児島で生活していても貧困を肌身で感じるようになり、是非、この機会に時の論客に学び、また多くの参加者と交えて議論できればと思ってのことです。以下、この問題について少し敷衍しながら共通セッション①について報告させていただきたいと思います。

私はNPO法人「かごしまホームレス生活者支え合う会」（以下、支え合う会）で、実にさまざま理由によって、野宿生活を余儀なくされた人びととつきあってきました。いまでも大阪のドヤ街・釜ヶ崎に行けば、鹿児島出身、65歳…などと記した尋ね人のチラシが休憩所に張ってあり、出稼ぎに出たまま行方不明になった人を探すといった光景が見られます。これまで、野宿生活者問題は、そうした場所（山谷、寿町、笠島など）に隠されてきたのです。

だが、今は違います。ホームレス問題は、雇用と社会保障によって成り立たせて来た福祉国家社会の行き詰まりとして噴出するようになりました。身近な問題となったのです。ホームレス生活者の中には、派遣労働で食いつないできた人もいますが、中卒者や高校中退者、さらにはまともに義務教育すら受けられないで飛びや料理人など職を転々としてきた人も多いです。しかも、早くから家族がバラバラになった一人者がほとんどです。また、失業をきっかけに家族と離散し、金銭を使い果たしてラフ・スリーパーになった人もいます。多重債務者もいます。さらに、精神的な疾患を患うとか、一見、普通の人となんら変わらないためか、福祉制度からもれる軽度の知的障害者も多く、戦後日本資本主義の実像を映すかのようで実に多様です。

貧困は、まず、そうした組織されない人びとに襲いかかるのです。堀之内洋一さんの報告にもあったように、路上で出会う人びとは、単に職と住まいを失っただけではありません。多くは、頼れる人間関係を失い、また関係修復できないまま失意に陥り自尊心さえ失っています。そのためか、路上生活者から生活保護の受給者になっても、アルコールやギャンブル依存症になり、また自殺するケースもあります。精神的な疾患と生活困窮と孤独などと二重、三重の困難を抱えて、これから生き方を手助けしてくれるであろう人や福祉機関に辿り突くのは、決して容易なことではありません。また、福祉課に勤務するケースワーカーは余りに少なすぎます。もちろん、路上生活のなかには、他人にも行政にもいっさい頼らず、自分の力だけで生きていると言う意味で、究極の自立的な人間とはこうした人なのかなと感心させられる逞しい人もいます。とはいっても傷病には勝てませんが。

そればかりではありません。貧困は子どもに襲いかかります。約300万人の子どもたちが貧困にさらされていると言われます。2008年は、この子どもの貧困をめぐる出版や報道が相次ぎ、「子どもの貧困再発見」の年となりました。そして、2009年には、『子どもの貧困白書』（明石書店）が刊

行され、「子どもの貧困根絶宣言」が掲げられました。その実態や問題は天羽浩一さんの報告の通りです。

したがって、民主党政権が、昨年、1965年までは公表され、その後公表されなかつた貧困率（相対的貧困率）を再度、公にし、貧困問題を取り組むべき政策課題としたのは、言わば当然のことであったのです。ほっとけない！のです。そして、この4月からは、子ども手当の給付や高校授業料無償化が始まります。はじめの一歩となりました。

とはいって、貧困問題は、セイフティーネットの刷新だけで解決しうるものではありません。もっと、貧困の実態とそれを生み出す社会のしくみを明らかにすることが求められます。その意味では、森岡孝二さんの強欲資本主義論は、見逃せない報告となりました。資本は株主資本主義となって、その支配は世界大となり、かつ貨幣の権力はますます象徴的で抽象的となり、何を変えていけばいいのかその手がかりさえ感じさせないで、私たちを飼いならしていることがよく理解されました。

であればこそ、一人ひとりが、貧困問題に関わっていくことが重要になります。すなわち、貧困を抱えた身近な人びとに対して、共感を深めつつ、市民一人ひとりがアウトリーチし解決のためのアジェンダを提起していくこと、それは、地域のあらゆる機関と協同して、制度などからこぼれ落ちた人びとに寄り添い、支援していくシステムを地域にビルト・インすることでもあります、そうした市民事業なり社会運動を起こしていくことが大切になっているように考えられます。ちなみに、支え合う会は、平成22年度自殺防止対策先駆事業助成金の内定を受けました。これまでの活動の積み重ねが認められ、自殺ハイリスクの場である路上を巡回する「巡回相談事業」（夜回り）と「緊急一時宿泊施設」（シェルター）の運営に携わることになりました。さらに、私がもうひとつ関わっているNPO法人やどかりサポート鹿児島では、連帯保証人の提供業務ばかりか、相談支援事業（障害者自立支援法の云う）を担っていく準備をしています。これで既存の団体や他機関といわば堂々と協同・協働を提案できるようになり、発言力も増すと喜んでいます。

こうしたことに取り組んでいる立場からしても、私は、小沢修司さんの報告に大変、勇気づけられました。すなわち、ベーシック・インカムがこうした市民の取り組みを可能にさせながら貧困を根絶していく近道だと確信しました。賃労者にならないと生活ができないという資本主義の宿痾を、BIで労働と所得を分離し、生活保障していくば、社会問題の解決はだれもが携われる社会の仕事にでき、しかも、そこでは生きることと働くことが対立することもなく、疎外もそうしたかたちで解消していくのではないかと、一種、氷解したような気持ちにさえなりました。会場に本学の福祉関係の教員の参加があったことも頷けます。

最後に、お礼を申し上げなければなりません。不当ないいがかりで懲戒解雇され、かつ最高裁で判決が確定しても、私たちを原職に戻さない大学に対し、今回の集会開催は、新しい風を校内に吹き込むものとなりました。もちろん、私たちも大変、励されました。この場をお借りして、鹿児島国際大学での研究交流集会を提案し準備していただいた大西広理事長はじめ、所員の皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

（鹿児島国際大学 馬頭忠治）

SPECIAL EDITION

特集

鹿児島から現代の貧困と環境を問う

『強欲資本主義の時代とその終焉』を著して

本稿では本年4月に出版された拙著を解題するかたちで、1980年代以降の資本主義を「強欲資本主義」に駆り立てた諸要因に照明を当て、現代資本主義論と日本経済論の課題を再考し、ポスト新自由主義の経済システムの可能性にも触れてみたい。



MORIOKA Koji
森岡 孝二

I はじめに

本稿は、去る3月13日、鹿児島国際大学で開催された基礎経済科学研究所2010年春季研究交流集会における私の報告をもとにしています。当日までは、表題に掲げた最近の拙著『強欲資本主義の時代とその終焉』(桜井書店、2010年、4月)が出版されているはずでした。しかし、校正に時間を要し、実際に出たのはその1ヶ月後でした。そういう時間的事情のほかに、録音を取っていなかったという事情もあって、当日の報告を正確に再現することは困難なために、細部では違う点もあることをお許しください。また、ついでに、報告後に考えたり、書いたりしたことも付け加えていることをご了解ください。

1980年代から今日までの30年のあいだに、資本主義は大きく変化しました。グローバリゼーションと情報通信技術革命が進み、消費社会が成熟するとともに、新自由主義の政策イデオロギーが現実政治に浸透した国々では、金融と雇用の規制緩和が進み、それがアメリカ主導のグローバリゼーションと交錯して、ファンダマニーが世界を駆け巡り、株主本位・株価重視の企業経営が強まり、

戦後、長らくつづいてきた安定的な雇用関係が崩壊し、労働者の状態はまるで19世紀に逆戻りしたかのように悪化しました。

本書ではこうして出現した現代の資本主義を「強欲資本主義」と呼んでいます。以下では、強欲資本主義とは現代資本主義の別名であるという観点から、何が強欲資本主義を生んだのか、その終焉とはどういう意味かを、ポスト新自由主義の経済システムの可能性にも触れて考えてみたいと思います。

II 本書の構成と概要

本書は第I部「現代資本主義の全体像と時代相」と第II部「日本経済の雇用と労働」から成っています。

序章「現代とはどんな時代か」では、この四半世紀あまりのあいだの私の海外体験と重ねて、アメリカ主導のグローバリゼーションとICT革命のもとで、新自由主義が猛威を揮い、金融と雇用の規制緩和が進んだあげくに、2008年世界恐慌によって新自由主義が破局を迎えるまでの世界と日本の動きを概観しています。

第1部「現代資本主義の全体像と時代相」には四つの章を置きました。

第1章「現代資本主義論争によせて」では、1995年の経済理論学会全国大会における北原勇氏（20世紀末資本主義論），伊藤誠氏（資本主義の逆流仮説），山田鋭夫氏（レギュレーション・アプローチ）の3報告を批判的に検討することをおして、現代資本主義論は現代資本主義の総体性を反映する見地からなにをどのように論ずべきかを述べています。

第2章「現代資本主義の現代性と多面性」では、歴史的実在としての資本主義の「いつ」をもって、また「なに」をもって現代資本主義とするかを検討し、現代資本主義の「現代性」と「多面性」を問う意味を述べています。これによって、第2次大戦後の資本主義をひろく現代資本主義ととらえるのではなく、最近の30年間を現代資本主義として取り出す必要を強調するとともに、現代資本主義の全体像を問うこととは資本主義の原理像の問い直しをも迫ることであることを明らかにしたつもりです。

第3章「雇用関係の変容と市場個人主義」では、現代資本主義における労働市場の変化は、労働力の売り手としての労働者が、同時に消費者や投資家でもあることに深くかかわっていることを踏まえ、現代資本主義の諸変化が、雇用関係への市場個人主義の浸透に現実的基盤を与えてきたことを考察しています。

第4章「株主資本主義と派遣切り」では、2002年から2007年にかけての「戦後最長の景気拡大」局面で、株主重視の企業経営の流れが勢いを増し、株主配当が増え、株主資本主義の傾向が強まった結果、人件費が切り下げられ、労働分配率が大きく下がったことを明らかにしています。それとともに、製造業においては2008年恐慌による生産の落ち込みで乱暴な派遣切りが大規模に行われたことを確認しています。

第Ⅱ部「日本経済と雇用・労働」にも四つの章を置いています。

第5章「バブルの発生・崩壊と1990年代不況」

では、1980年代の株価と地価の異常な上昇をともなったバブル景気と、バブル崩壊とともに1990年代の長期不況に遡って、バブルの発生・崩壊のメカニズムを検討するとともに、日本の経営システムの変容を金融システムの面から跡づけています。これは『日本経済の選択——企業のあり方を問う』（桜井書店、2000年）にも分割収録した旧稿ですが、この30年間の日本経済の動きを見るうえでは欠かせないと考えて、あえて再録しました。

第6章「悪化する労働環境と企業の社会的責任」は、過労死とワーキングプアに象徴される近年における労働環境の悪化を、強まる働きすぎと増大する非正規労働者の実態に即して考察し、株価至上主義経営が強まるもとのCSR（企業の社会的責任）とSRI（社会的責任投資）の流れに関連して、株式会社の社会的責任に説き及んでいます。

第7章「労務コンプライアンスとサービス残業」は、総務省「労働力調査」と厚生労働省「毎月勤労統計調査」によって1980年代以降のサービス残業の推移を概観するとともに、サービス残業の手口と実態の把握を試み、あわせて、「名ばかり管理職」問題や最近の労働時間関連裁判の判決にも触れつつ、厚生労働省の労働基準行政がサービス残業の是正と解消にどのように取り組んできたかを詳細に振り返っています。

第8章「非正規労働者の増大と貧困の拡大」では、『就業構造基本調査』などの労働統計にもとづいて、近年における雇用労働者の所得階級別分布の変化と非正規労働者の増大を踏まえ、ブルーカラーと比較しながらホワイトカラーの貧困化の実態に迫るとともに、米英におけるワーキングプアの現状に関するいくつかのルポルタージュを紹介しています。

終章「新しい経済社会のあり方を求めて」では、2008年恐慌が強欲資本主義の時代の終焉——終わりの始まり——を告げているという認識のもとに、ポスト新自由主義の時代の資本主義のゆくえと新しい経済社会のあり方を展望しています。この点についてはまた後で取り上げます。

III 何が強欲資本主義を生んだのか

マルクス経済学の伝統を汲む現代資本主義論にあっては、これまで長らく第2次世界大戦の終結をもって現代資本主義の起点とし、1970年代あるいは80年代以降の諸変化を現代資本主義の「変容」ないし「変質」として議論してきました。しかし、本書はこれに異を唱え、戦後資本主義を広く現代資本主義ととらえるのではなく、最近の30年間を現代資本主義として取り出し、それを強欲資本主義と呼んでいます。

戦後資本主義をもって現代資本主義とすることについては、戦後のアメリカ帝国主義の霸権、ドルを基軸通貨とするIMF体制の成立、先進諸国における福祉国家の出現、旧植民地体制の崩壊、アジア、東欧諸国における社会主义圏の拡大などから議論の余地はないように見えます。とはいえ、1945年から最近までの60数年間を一つの時代として括って、それを現代資本主義として論ずるにはあまりにも長すぎます。また、あまりにも大きな変化がありました。あまりにも大括りな理論的枠組みは、理論のリアリティを喪失させます。

第2次大戦後の60数年のあいだには、世界的規模の大戦争こそなかったものの、資本主義は、いくつかのインパクトがほぼ同時的に重なって、時代を画するほどの大転換を遂げてきました。そうしたインパクトをもたらした要因は、①グローバリゼーション、②情報通信技術革命、③消費社会の成熟、④雇用・労働の規制緩和、⑤株価至上主義経営、という5つのキーワードで語ることができます。

2005年に出た小著『働きすぎの時代』（岩波新書）では、世界に広がる新しい働きすぎの要因に関連して、現代資本主義の①から④までの四つの主要な側面を取り上げました。⑤についても同書では単独の章としては取り上げませんでしたが、何度か言及しています。

①から⑤については本書でも第2章第2節で論じ

ていますが、ここでも強欲資本主義の五つの特徴的様相として再論しておきます。

①グローバル資本主義

グローバリゼーションの進展について、世界の諸地域間の経済的結びつきが時間的・空間的に緊密化していくなかで、先進国では製造業の海外生産比率が飛躍的に高まり、低価格競争が世界的に激化し、多国籍企業の進出先の合弁企業や契約工場で働く現地労働者の低賃金の影響を受けて、本国の労働者は雇用が不安定化し、賃金の引き下げと労働時間の延長を強いられるようになってきました。また、生産過程だけでなく、流通過程でも事務労働でもシステム開発でも、業務のグローバルな統合と分割が進み、オフショア（海外の事業者への業務委託）が広がっています。その結果、ソフトウェア開発、コールセンター、会計、法務などのオフショアは、ホワイトカラー労働者の雇用を不安定にし、労働条件を悪化させる一因になっています。

②情報資本主義

インターネット、衛星通信、光ファイバー、PC、携帯電話、Eメールなどの新しいICTは、物流や資本移動や人的交流を世界的な規模で変えることによって、グローバリゼーションを技術面から推進してきました。ICTの革新は労働時間を短縮するという議論もありましたが、実際は仕事のスピードを速め、時間ベースの競争を強め、仕事量を増やし、ストレスを高めてきました。また、仕事の時間と個人の時間の境界をあいまいにし、仕事がどこまでも追いかけてくる状態をつくりだしていました。そればかりか、新しい情報通信技術は、新しい知的・専門的・技術的職業を生み出す一方で、多くの部面で労働を単純化して熟練を不要にし、正規雇用の多くを非正規雇用に置き換えることを容易にしてきました。

③消費資本主義

今日では日本もアメリカ的な高度な消費社会に

なり、自由な選択的消費が大衆の間に広がってきました。また、女性の労働市場への参加と共に稼ぎの増大によって、大衆の購買力が高まるとともに、ブランド志向に見られるような消費の競争的性質が強まり、消費を競い合う場が広がってきています。このような消費環境においては、人びとは高水準の消費を追い求め、より多くの収入を得ようとして、あるいはより高い収入をもたらす地位に就こうとして、より長くよりハードに働く傾向があります。それとともに、今日では、スピードと利便性を売り物にするサービス経済が発展し、経済活動の24時間化が進行しています。その結果、消費者には便利な社会になった面がありますが、たとえば宅配便のスピードを支えるために長時間休まずに走り続ける道路貨物運送労働者や、コンビニの利便性を支えるために低賃金で細切れに働くパート・アルバイトのように、労働者は劣悪な労働条件を強いられるようになっています。

④フリーター資本主義

あまり適切な用語ではありませんが、雇用の破壊が進み、非正規労働者が基幹労働力になるまで増加した資本主義を便宜的にこう呼んでいます。アメリカではもともと労働市場の流動性が高いうえに、多数の合法・非法の移民によって大量の低賃金労働者が生み出され、また、仲野組子さんの『アメリカの非正規雇用——リストラ先進国の労働実態』(桜井書店、2000年)で考察されているように、1980年代以降、パート、派遣、個人請負など形態の短期の有期雇用者（コンテインメント・ワーカー）が増えてきました。日本でも、1985年の労働者派遣法を突破口に、新自由主義と市場個人主義による雇用・労働分野の規制緩和が進み、企業の波状的なリストラと相まって、大企業を中心に男性正社員が大幅に絞り込まれ、非正規労働者が全労働者の4割近くに達するほどに増加し、労働市場が二極分化してきたことはよく知られています。2002年から2007年にかけての景気拡大局面では、従来からのパートやアルバイトに加えて派遣や期間工（契約社員）などの非正規労

働者が大幅に増やされました、恐慌に見舞われた2008年秋以降から2009年にかけては、ご承知のように、大量の派遣切り、非正規切りが強行されました。

⑤株主資本主義

アメリカでは1980年代初め以降、個人投資家のシェアが低下し、年金基金、投資信託会社、生命保険会社などの機関投資家の株式保有比率が高まり、投資先企業のガバナンスへの関与を強めるようになってきました。また高利回りをうたい文句に投資家から集めた資金を世界の証券市場で投機的に運用する投資ファンドが勢力を伸張し、株主権論に立つ株価至上主義の経営を求めるようになってきました。日本でも、1990年代の半ば以降、こうしたアメリカ型の株主資本主義が台頭し、外国人の株式所有比率は、1980年代後半には5%もありませんでしたが、最近では20%を超え、30%に近づくまでになりました。売買シェアでみると、最近では外国人投資家の株式売買は売買総額の6割を超えるまでになっています。いまでは、こういう証券市場の構造変化を背景に、従業員の賃金や福利厚生よりも株価の上昇と配当の増大が重視され、リストラやM&Aが繰り返されるなかで、人件費が切り下げられるようになってきました。その帰結は、本書の第4章で明らかにしたように労働分配率の著しい低下でした。

IV 新自由主義と市場個人主義

こうした現代資本主義の特徴的側面を見るうえで、注意していただきたいのは、新自由主義と市場個人主義の政策イデオロギーの影響です。新自由主義は、福祉国家と労働組合を敵視し「小さな政府」と「民営化」「規制緩和」を標榜する政治思想ですが、経済思想としては徹底した個人主義の立場から市場、したがって私的な選択と契約と交換に全幅の信頼をおくイデオロギーです。市場は完全な競争状態にあるほどよく、国家や社会によ

る規制がないほど、個人は最善の判断と決定を行うことができると考えられています。この市場個人主義は、雇用・労働分野においては、労働力をまるで一般の商品であるかのように取り扱い、労働者の保護や権利に関わる種々の規制の緩和と撤廃を求めてきました。近年における雇用・労働の規制緩和の大行進はその表れにほかなりません。

市場個人主義の立場からは、雇用政策は労働者個人の利益を中心に考えるべきであり、働き方は労働市場における個人の自由な意思決定に委ねられるべきである、ということになります。また、こうした考え方からは、多様な形態の人材ビジネス——人材派遣事業、労働者供給事業、職業紹介事業、業務請負事業など——が大幅に規制緩和されることが望ましい、ということになります。

労働時間に関して言えば、どんなに長時間働くこと、また、どんなに細切れに働くこと、個人の自由な選択に委ねるべきで、労働基準法による労働時間の規制はないほうがよいということです。日本における代表的な労働市場の規制緩和論者である八代尚宏氏は、労働時間の規制はかつての工場労働者の集団的で画一的な働き方を前提としたもので、現代のホワイトカラーには適合的ではないとして、ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入を声高に叫んできました。

市場個人主義者たちは、使用者が過労死するまで労働者を働かせることはめったにない、にもかかわらず過労死があるのは、労働市場が流動化しておらず、産業間、企業間、職業間における労働移動が自由でないからだと言います。もし、労働移動が自由であれば、労働者は労働時間の長い企業から流出し、労働時間の短い企業に流入するので、働きすぎの問題は自ずと解消するというわけです。この種の議論が経済学者の個人的主張であるあいだはたんに空理空論にすぎないと言ってすまされますが、実際の雇用・労働政策に持ち込まれると悲惨な結果を招くことになります。その証拠が1985年における労働者派遣法の制定とその後の派遣労働の原則自由化にいたる流れです。

戦前の日本の労働市場においては、使用者と労

働者のあいだに周旋屋、組頭などの仲介人が存在し、労働者の求職や就労を食い物にして利益を得る労働者供給事業が広く営まれていました。戦後の職業安定法は、これを禁止しましたが、ほどなく社外工や業務請負のかたちで、職業安定法の労働者供給事業規制を免れる間接雇用が広がり、1960年代半ばから70年代半ばにかけて、ビル管理、事務処理、情報処理などの分野で、マンパワー・ジャパンをはじめ、テンプスタッフやパソナなどの人材派遣会社が次々と設立されました。政府・労働省はこういう事態を受けて、「労働力需給調整システム研究会」を作り、1980年4月、労働者派遣事業に対する許可制度の創設を盛り込んだ「今後の労働力需給システムの在り方についての提言」をとりまとめました。この経過をみても、労働者派遣制度は労働力の需給調整システムの一環として位置づけられ、パートタイム労働者より流動性の高い労働力として派遣労働者を利用するための制度として労働市場制度に組み入れられたことは明らかです。

同法の施行時に派遣の許可業務とされたのは、「専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」、具体的には①ソフトウェア開発、②事務用機器操作、③通訳・翻訳・速記、④秘書、⑤ファイリング、⑥調査と整理・分析、⑦財務処理、⑧取引文書作成、⑨デモンストレーション、⑩添乗、⑪建築建物清掃、⑫建築設備運転・点検・整備、⑬受付・案内・駐車場管理の13業務でした。直後に3業務、96年改定で新たに10業務が追加され、いまではいわゆる「専門26業務」と言われています。しかし、「専門26業務」というのはごまかしで、当初の13業務のうちにも事務用機器操作、ファイリング、建築建物清掃、受付・案内・駐車場管理など、とうてい専門業務とはいえない単純業務が含まれていました。

厚生労働省「平成20年派遣労働者実態調査結果の概要」によって私が試算したところでは、全派遣受入業務の67%、「専門26業務」派遣の55%、「26業務以外の業務」派遣の77%は単純労働であると推定されます。

こうしたこと以上に大きな問題は、派遣労働の合法化は、直接雇用を間接雇用に置き換えることによる雇用破壊の合法化であるということです。労働者派遣制度では派遣元と派遣労働者のあいだに雇用関係があるという建前になっていますが、本来、使用と雇用は一体不可分のもので、これを分離したとたんに使用概念も雇用概念も成立しなくなります。派遣においては、労働者が勤め先から賃金を得ておらず、労働条件が労働者と使用者との労働契約ではなく、派遣先と派遣元の派遣契約（商取引）で決まっている点で、派遣元と派遣労働者のあいだに雇用関係が成立しているとはいえないません。

労働者派遣制度の矛盾は、2008年恐慌の前後ににおける派遣労働者の急増と激減に端的に表れています。厚労省の「労働者派遣事業報告の集計結果」によると、08恐慌以前に完全失業率が最も高かった02年度の派遣労働者数は、151万人でした。それが08年度には399万人に増えています。ところが恐慌後の09年度の結果をみると、169万人(42.4%)マイナスの230万人になっています。これほど乱暴な労働力の需給調整が許されていいはずではなく、恐慌による大量の派遣切りがあって、労働者派遣法の抜本改正が政治日程にのぼったのも当然の成り行きでした。

V 資本主義の行方と 社会変革の可能性

第1章と第2章の現代資本主義論について言いたいことがいくつかありますが、論争的で議論が込み入っているので割愛します。表題の『強欲資本主義の時代とその終焉』にいう「終焉」については、読まれた方の一部から、終焉というのは早すぎるのではないか、あるいは終焉を証明する分析はされていないのではないかという疑問をいただいています。

この疑問について一言すれば、100年に一度の経済危機と言われた2008年世界恐慌の勃発をどう

みるかにかかっています。序章および終章で述べたように、この恐慌は規制緩和の二大領域であった金融と雇用の崩壊であった点で、新自由主義の破局を意味しており、新自由主義の帰結である強欲資本主義がついに終焉——少なくとも終わりの始まり——のときを迎えたことを告げています。

1945年の第2次世界大戦の終結をもって現代の起点とする歴史認識が強い日本と違って、アメリカでは、1929年恐慌あるいは30年代大不況が現代の起点とされてきた感があります。このことは私たちに二つのことを考えさせます。第1は、すでに述べた資本主義の「いつ」をもって、また「なに」をもって現代ととらえるかという問題です。私は冒頭に述べたように、グローバリゼーション、情報通信技術革命、消費社会の成熟などと軌を一にして新自由主義の政策イデオロギーが猛威を揮い、金融と雇用の規制緩和が進み、ファンドマネーが世界を駆け巡り、株主本位・株価重視の企業経営が強まった1980年代以降の資本主義を現代資本主義として取り出し、それを強欲資本主義と呼んでいます。このとらえ方からは、戦後を一続きに現代ととらえて現代資本主義の変質や段階を論ずるような考え方は排除されています。

しかし、ここにはいまひとつの問題が潜んでいます。というのは、四半世紀あるいは30年といった比較的短いスパンで現代を観察するという視点からは、1929年恐慌あるいは30年代大不況が古い資本主義の終わりと新しい資本主義の始まりを意味したように、2008年恐慌はあるいは21世紀経済危機は、今一つ古い資本主義の終わりと新しい資本主義の始まりを意味すると考えられるからです。言い換れば、私が強欲資本主義と名づけた現代資本主義は、2008年恐慌はあるいは21世紀経済危機の到来をもって、終焉のときを迎えたと言えなくはないからです。恐慌やその後の不況がどのように克服されるのかはまだ見ておらず、新自由主義に代わるポスト新自由主義のオルタナティブの政治経済システムもまだ明確にはなっていません。したがって、強欲資本主義の終焉はまだ見えていないともいえますが、後世の歴史家は、おそ

らく2008年の世界恐慌をもって資本主義は新しい時代に入ったと言うだろうという思いから、あえて「終焉」という言葉を使いました。

本書では明示的には語っていませんが、世界経済におけるG5やG8の比重が低下し、工業生産の重心が中国、インド、ブラジル、ロシアといったBRICsの新興諸国に移りつつあるということも、別の意味で資本主義は新しい時代に入りつつあるということを示唆しているともいえます。

本書は終章で「新しい経済社会のあり方を求めて」というタイトルのもとに、将来の望ましい社会システムを展望した近未来の経済社会のあり方を問うために、①「ソ連型社会主义の崩壊からなにを学ぶか」、②「株式会社をいかに改革するか」、③「人間らしく働くために」の3点について述べています。

これらのコアの部分は今回初めて開陳したものではありません。①は1994年に出了基礎経済科学研究所編『人間発達の政治経済学』に私が寄せた「社会システムの変革と民主主義」の一部がもとになっています。②は2000年に出了拙著『日本経済の選択——企業のあり方を問う』の第7章「市民の目で企業改革を考える」を一部下敷きにしています。また、③は昨年出した『貧困化するホワイトカラー』の終章「市場個人主義を超えて」と一部重なっています。新しいのは労働環境の悪化と地球環境の悪化とは同じ経済システムに根ざしており、過労死を生むほどの働きすぎをなくすには、地球にやさしい生活様式を実現することに通じていると述べた部分ですが、ここは論理がこなれていないために付け足しに終わっています。

終章の核心部分の内容については、詳しく述べる余裕はありませんが、①で言いたかったのは、わたしたちは展望可能な近未来の経済社会のあり方を、市場経済の役割を抜きに構想することはできないということです。また、ソ連型社会主义の崩壊の教訓から学ぶなら、わたしたちは、政治生活における民主主義を最大限に発揚させ、政府の役割と市場の役割をうまく組み合わせ、民間企業の創意性やイノベーションを妨げることなく市場

と企業を社会的・合理的に規制することに習熟しなければならないということです。

②で言いたかったのは、新しい経済社会のあり方を模索するには、現代のコーポレーションの典型である巨大株式会社をどう改革するかが重要であるということです。株式会社が社会の富の生産と再生産に現在果たしている役割から見ると、近い将来に他の企業形態が株式会社にとって代わるとは考えられず、人類は今後もかなり長期にわたって株式会社とつきあっていかねばならないと考えられます。その意味でも株式会社の改革として企業改革を問うことが重要です。

本書の序章でも触れましたが、ジョエル・ベイカンの『コーポレーション——私たちの社会は企業に支配されている』（酒井泰介訳、早川書房、2004年）を原作とする『ザ・コーポレーション』という映画があります。この映画では、1970年代までは企業は、政府や労働組合や各種の社会的プログラムによって規制されていたが、今日では利潤と権力をほしいままにするまでになったとして、グローバル企業の実態を多様な実例にそくして暴いています。その際、原作者と監督は、問題はあれこれの腐ったリンゴ（Bad Apple）、つまり個々の悪い企業ではなく、コーポレーション（法人企業）という制度（Institution）である、という視点に立っています。

ここには二つのことが含意されています。一つは、企業がこの4半世紀ないし30年ほどのあいだにこれほどまでに問題のある制度になることを許してきたのは私たちであるということです。今一つは、企業は人が社会における法やルールを作り確立してきた制度であるからには、人が法やルールを変えることによって作り替えることができるということです。

本書の終章では、この見地から企業改革の第一の条件として、企業評価のための情報開示の重要性を強調しています。また、私が所属する株主オンブズマンの経験から、株主運動の可能性にも触れ、一般の市民株主にも与えられた株主提案権や株主代表訴訟提起権に関連した、企業の政治献金

問題を含む企業改革の試みにも触れています。

③の「人間らしく働く」ための雇用改革について、私は「サービス残業解消型のワークシェアリングは、大量失業とワーキングプアと過労死と環境悪化の四悪を同時解決する特効薬である」と書きました。ここにはサービス残業を解消するだけで、働きすぎが大幅に改善され、数百万人の雇用が生まれ、男性労働者の家庭参加や地域参加が促され、地球と人間に優しい働き方が助長されるという認識があります。

本書を著した後に、「過労死予備軍、産業予備軍とワークシェアリング」(『経済』2010年8月号)をまとめました。この論文にも書いたように、「労働力調査」によれば、今日の日本には、一方で週60時間以上働く「過労死予備軍」と言える就業者が自営業者や家族従業者を含めれば700万人近くいます。他方で、完全失業者に、断続的にしか仕事をしない半失業者や求職活動をあきらめている就業希望者を加えると、控えめに見積もっても1000万人を超える「産業予備軍」がいます。こうした労働力人口の過労死予備軍と産業予備軍への二極分化を解消するには、男性正社員を中心とする超長時間労働者と、女性パートタイム労働者を中心とする短時間労働者のあいだで仕事を分かち合うワークシェアリングを進めるしかありません。

格差と貧困の改善をとおしたワーキングプアの解消の課題は、ワークシェアリングや最低賃金の引き上げによる賃金の底上げだけでは実現できません。相対的貧困率ワースト2という日本の悲しい現実は、賃金格差だから生じているのではありません。2006年に話題になったOECDの「対日経済報告」でも言われているように、先進国の中でも日本の貧困率が際だって高いのは、税金が貧困者に重く、社会保障による貧困者への給付が貧弱なために、税と社会給付による所得再分配をおとした貧困の改善率があまりに低いからです。

貧困者や失業者にかぎらず、税や社会給付によ

る生活保障の問題は考察されていません。この点は本書の自覚された弱点であることをご了解ください。

VI おわりに

「あとがき」に書きましたが、本書は2008年秋の世界恐慌の到来に触発されて刊行を急ぐことにしました。第1章は1995年に開かれた経済理論学会の全国大会における共通論題「現代資本主義分析の理論と方法」の3報告を検討したものです。私はこれを眠らせておくにはしのびず、08恐慌が90年代半ば以降の現代資本主義と日本経済についての自分の研究に一区切りつけることを迫っているという思いから、これを本書の第1章におきました。

それを含めて本書の第I部を「現代資本主義の全体像と時代相」とし、第II部「日本経済と雇用・労働」との二部構成にしました。いまから見ると、どちらも不十分なことは認めざるをえませんが、こうした問題構成によって、現状分析なき方法論と方法論なき現状分析をともども避けることができたのではないかと思っています。

これも「あとがき」に書いたことですが、本書は私の若い頃からの二つの研究テーマである、株式会社研究と労働研究を架橋する作品としてお読みいただきたいと思います。

『働きすぎの時代』(岩波新書、2005年)、『貧困化するホワイトカラー』(ちくま新書、2009年)に続いて本書をまとめましたので、ほとんど在庫一掃ですっかり種切れの感じです。しばらくは小さな雑文を書きながら、材料を仕入れたいと思っています。

以上で最近の拙著をもとにした報告を終わります。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

「子どもの権利」から 「子どもの貧困」を見る

「子どもの貧困」が社会問題化している。社会全般に浸透した格差や貧困の根深さが、「子どもの貧困」を通して更に浮き彫りになる。またそれは「子どもの権利」というキーワードから読み解かれる必要がある。



AMO Koichi
天羽 浩一

I はじめに

子ども¹⁾が子どもとして、その存在を社会的に認知されるのは近代（18世紀）以後に属する。ましてや、子どもの権利²⁾という概念は20世紀後半になってようやく一定の広がりを見せてきたにすぎない。

同時に貧困もまた近代社会の登場をもって社会問題として意識化されることになる。身分制のくびきから解き放たれることにより、自由の小さなかけらと引き換えに大きな貧困の塊が人々を襲った。

しかし人々の貧困は大きな社会問題となったが「子どもの貧困」はさほどの社会問題とはならなかった。悲惨な児童労働は蔓延していたが³⁾、子どもは親の所有物にすぎなかつたし、「子どもの貧困」は親の貧困、世帯の貧困の問題に集約され、子ども自身の貧困問題はネグレクトされていた。

「子どもの貧困」は、子ども自身が生涯において不利益を被り続ける人権問題であるという認識は持ち得なかったのである。

II 「子どもの貧困」とは 何を指し示すのか

(1) 文化的貧困としての「子どもの貧困」

1989年、国連子どもの権利条約が採択された。現在アメリカを除くすべての国連加盟国が本条約を批准している。南の国々の子どもたちの「絶対的貧困」、（ストリートチルドレン、チャイルドソルジャー、児童労働、児童買春、児童売買、臓器売買、HIV、貧困、栄養失調、餓死など）はかつての先進諸国における子どもの歴史を今に再現している。周知のようにこれら南の国々の子どもたちの貧困は旧宗主国の、また新植民地主義やグローバリズムによる加害者としての日本を含めた先進諸国政府の責任もある。

一方、北の国々の子どもたちの「文化的貧困＝相対的貧困」、（経済的貧困により発生する複合的困難：虐待、虐め、不登校、ひきこもり、ドラッグ、非行、リストカットなどの自傷行為、あるいは社会的無関心や社会的排除など）が問題とされている。「子どもの貧困」は子どもの「安心」が削り取られていくこと、子どもの権利の侵害として

顯われる。親や家庭の責任がフィルターとして介在するため可視化が妨げられる貧困であるが、南の国々の子どもたちの貧困とコインの裏表の関係で刻印されている。

「文化的貧困」とは一例をあげれば「部屋に入ると昼間からカーテンが下ろされ、薄暗い中で、子どもがTVゲームに熱中している。足の踏み場もない部屋、コンビニの包装紙や袋が部屋中に散乱、洗濯物が山積み、流しには食べかすが散乱、異臭が漂っている。冷蔵庫はカビの生えた期限切れの食品。母親は昼間寝ており、父親はパチンコに出かけている。リストラによる経済困難、そのためのサラ金からの借金、そして心理的閉じこもり、妻へのDV、子どもに対するネグレクト…さらにはアルコール依存と薬物依存」、こういう家庭文化である。そこには勿論病理もあるかもしれない。

しかし、多くは自尊感情を失う状況、それは時間をかけて深まっていった環境的要因が主たるものだと考えるべきだろう。病理は貧困と結びついている。

社会問題となった「子どもの貧困」は子どもが親や家族、世帯の所有物ではない、人格と人権を有した存在であるという認識、それゆえ一人ひとりの子どもの権利に焦点を当てるということが可能となり、初めて社会化できたといえる。

さらに「子どもの貧困」の社会化現象として以下の環境が作用したといえる。2000年以後、ワーキングプアやネットカフェ難民という言葉が流通はじめた。2006年OECD対日経済審査報告書によって明らかにされた子どもの貧困率が、マスコミに大きくとりあつかわれた。2008年明石書店から『子どもの貧困』が出版され反響を呼んだ。これらは一定の社会現象を呼び起こす要因となった⁴⁾。「子どもの貧困」は子どもの貧困の再発見であると同時に、新たな形質としての貧困と位置付けられる。

(2) 虐待や非行と交差する「子どもの貧困」

親元を離れて暮らさざるをえない子どもたち、生活保護家庭やひとり親家庭の中で社会的不利益

を被りながら暮らす子どもたち、教育費や治療費が支払えず、望む教育や医療を受けられない子どもたち、虐待やいじめや不登校や発達障害などのなかで、社会から排除され、無視される子どもたち…。

それらの原因はどこにあるのか、「非行問題は経済的貧困を要因とするのではなく、あらゆる階層に見られるようになった。」あるいは、「児童虐待はどの家庭でも発生する可能性があり、階層を選ばない」という言説が流通してきた。非行や虐待は「家族病理」や「精神病理」として解釈され、治療的アプローチが進められてきた。しかし、心理的病理的な問題として吸収していく発想が貧困の可視化を妨げる要因になっていた。

「貧困と少年犯罪との関わりについては1977年の犯罪白書で少年非行の普遍化が指摘されて以来、少年犯罪や少年非行において貧困要因が表立って取り上げられることはない」(岩田2008:155)。

「医療モデルに基づく児童虐待対策はこうして、虐待問題の背景にある社会的不公正を是正するためのコストを公的に引き受ける方向ではなく、加害者である親と被害者である子どもに対する心理・行動面での矯正策を拡大していく方向で展開されることになる」(上野1996:28)。

岩田や上野の指摘にあるように、非行や虐待を個人や家族という領域の心理医療問題とするのではなく、社会問題であるとする認識が芽生え始めたのはごく最近のことといえる。「子どもの貧困」が隠されてきたと言えるだろう。

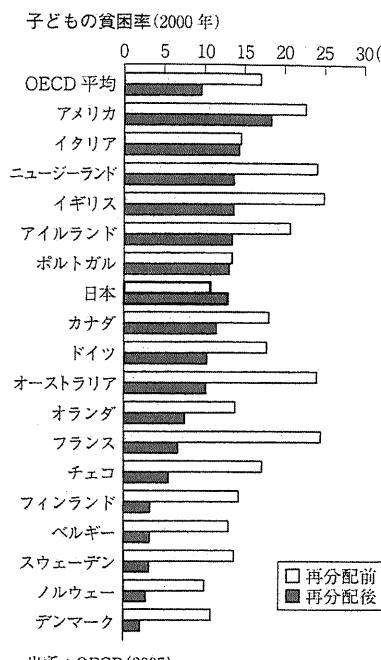
非行や虐待を個人や家族の病理問題として焦点化すれば、自己責任と表裏一体となる危険性がある。貧困が自己責任でないことは、19世紀末ondonの労働者の生活を調査したC.ブースを待つまでもなく明らかのことである。親や家族の陰に隠されてきた子どもの実相は、子どもの権利を尊重するという思想の中からアリアリティをもって浮き彫りになってきたといえる。「子どもの貧困」という時、それは単に貧しいということではない。ある意味で子どもは貧しくても安心して暮らすことは可能である。「子どもの貧困」とは大切に育てら

れていない、あるいは必要な存在として扱われていない、子どもの人間としての権利が侵害された状態である。マザーテレサはかつて来日した時、インドにおける「絶対的貧困」より日本における「精神的飢餓、精神的貧困」の方が事態が深刻であると述べている。経済的格差のみならず、意欲の格差、努力や興味の格差、希望の格差、学力格差となって「子どもの貧困」は立ち現れる。あるいは希望や可能性の断念という形をとて立ち現れる。

III 子どもの貧困の実態

子どもにかけられる「教育・福祉・医療」の貧困⁵⁾の実態は次頁1のとおりである。子どもにかけられている社会保障費は社会保障給付費全体の3.4%にすぎない。対GDP比では0.6%である。北欧諸国の1/6程度の資金投下水準である。

子どもの教育にかけられる予算の少なさ(OECD

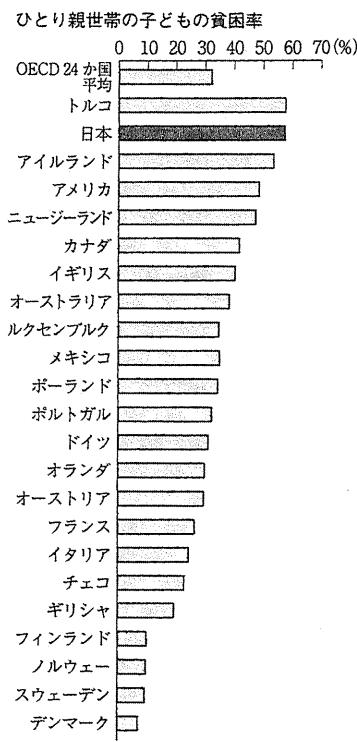


出所：OECD(2005)

加盟国における比較)も顕著である。親の所得格差が子どもの生活(福祉/医療)と教育の不平等に直接的に反映し、その影響は世代を継承することが当然想定される。教育にお金がかかるのは常識となっている。北欧諸国における教育費がどのようになっているのか、比較すれば一目瞭然である。憲法第26条「教育を受ける権利」や憲法第14条「法の下の平等」は反故同然である。

貧困は本人の「やる気」などで解消できるはずもない。OECDによる子どもの貧困率調査によれば日本は先進諸国26ヶ国中4位14.3%，ひとり親家庭に焦点を当てるとき位57.3%という高位にある。また母子家庭の就労率は84.5%（しかしながら、正規雇用は42.5%）である。母子家庭の就労率は高率にあるにもかかわらず、貧困率が高いのである。

母子家庭の年間世帯所得は児童扶養手当を含んで213万円（全世帯平均は564万円）である。民主党政権下でようやく生活保護において削除された母子加算が復活したが、児童扶養手当の所得制限



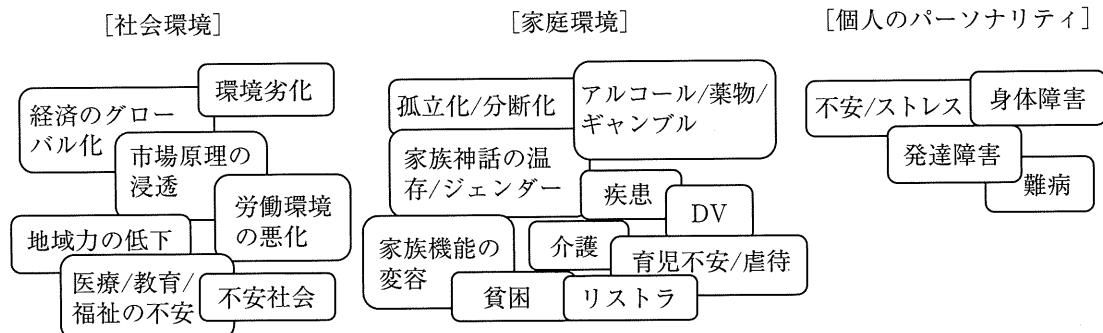
出所：OECD(2005)

図1 顕れた現象

[貧困] [DV/虐待] [精神疾患] [いじめ] [非行] [不登校] [低学力] [発達障害/難病]



図2 現象の背景



<排他的競争社会（格差社会）/不安社会/価値分裂社会の形成>

と支給基準の強化は手つかずのままである。

さらに我が国における子育て支援策における最大の特徴は所得再配分後に発生する貧困である。

つまり、政府による所得移転介入の結果貧困率がアップする（諸手当支給額より納税額が上回る）という皮肉な逆機能が発生しており、これはOECD諸国の中でわが国だけの現象である。今後子ども手当等の支給がどの程度の影響を及ぼすのか見守る必要があるが、一部にあるバラマキ批判はあたらない。子育て所帯に対する現金給付は極めて重要な政策である。現金給付と子どもの育ちの環境整備（保育所や学童保育の拡充）は子育て支援の双軸である。

またこの社会には「社会的養護」とカテゴリー化された場で生活し育つ子どもたちがいる。社会的養護とは「親の死亡や行方不明、離婚、長期入院、貧困、服役、遺棄や養育拒否（ネグレクト）、

虐待など、保護者の身体的・経済的・社会的・心理的要因による子どもの養育環境の破綻や子ども本人の心身状況から保護者による家庭での養育に限界がある、若しくは不適切であるということから保護者・子どもの一方若しくは双方の理由により、生来の家族による養育ではなく、施設、里親により養育を行うこと」である。具体的には児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設などの養育があげられるが、現在5万人を超す子どもたちがそこでの生活を余儀なくされている。その生活水準は生活保護基準額から算定されたものであり、お世辞にも豊かな生活が保障されているとはいえない。「子どもの貧困」は新しく発生したのでなく、以前から「社会的養護」という枠組みのなかで存在し続けていたのである。

しかし、子ども全体の中ではマイノリティであり、大きな社会問題とされることはなかった。が、

かつて注目すらされなかったマイノリティとしての「子どもの貧困」問題が全社会的に拡大し社会的課題となりつつあるといえる。子育て支援という一般的枠組みと社会的養護という特殊的枠組みがスペクトラムに地続きなる現象が現れたといえるだろう。貧困が特殊的課題ではなく、一般化する段階に至ったのである。

貧困に晒され、社会的不利益を受け続けている子どもをとりまく環境を表してみると、前頁の図2のようになる。重層的に絡みあう子どもの問題として社会問題化した「子どもの貧困」、「子ども虐待」は、子どもだけではなく、〔夫婦間暴力、離婚、サラ金、アルコール依存、疾病、障害、孤立、介護など〕が複雑に絡み合っているといえる。

IV 小活

90年代以後、盛んに流通した自己責任は、「本来は社会の側が、あるいは行政や政府の側が取るべき責任を個人の責任に負わせてしまおうとする責任転嫁の文脈」のなかで使用される語法である。

この言葉は金融規制緩和の流れのなかで、投資リスクに対して経済界や政界で使われたが瞬く間に全社会的に拡散した。イラク人質事件における高遠さんへのバッシング以後、他者攻撃用語として語法変換され定着したといえる。現在は生活が追い込まれ苦しんでいる人々が、より苦しい状況にある人々に対して平気で使用しているというところに問題の根の深さがあるといえる。「俺たちはこんなに我慢しているのにお前たちは何だ！」そのような抑圧移譲の文脈で使用される。貧困もまたそのような自己責任論の枠組みの中で扱われてきたし、「子どもの貧困」の場合でも、親の自己責任という文脈で親への攻撃材料のひとつとして使われている。

子ども家庭福祉の根本法である児童福祉法では子どもの養育をどのような理念でとらえているのか、貧困の自己責任論を相対化するために、児童福祉法の第1～3条を検証してみる。児童福祉法第

1条は「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」（児童福祉の理念）第2条には「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」（児童育成の責任）第3条は「前2条は、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」（原理の尊重）と記されている。この1条から3条まで合わせて児童福祉の3原理という。

上記の理念から分かるように、子どもの養育の原点は社会的な養育責任であり、また人々すべての努力による養育を期待しているのである。現代社会にみられる、他人の子どもには関わらないとする風潮は法の理念と著しく乖離している。児童福祉法は1947年に施行されたが、子どもを保護される客体とする認識上の時代的限界はあるが、当時（敗戦直後）としてはこの3原理にみられる理念は極めて理想主義的であり、歴史的卓越性があったといえる。

また国連子どもの権利条約は第3条に「子どもの最善の利益」を掲げ、子どもの生きる権利、発達する権利、保護される権利、参加の権利を明確に示している。子どもはひとりの人格として大人と同等に尊重されなければならない権利主体であるとされる。

残念ながら憲法25条や9条が空洞化されていることに軌を一にして児童福祉法や子どもの権利条約もお題目化しているといえる。法の理念と現実の乖離は甚だしく、現状は法の信頼性を著しく傷つけていく方向に流れているといえる。

「償えぬものは奪うな聖五月」

松永順子（2007年南日本新聞俳壇賞）

社会は、親は子どもの命、子どもの権利を奪うな。「子どもの貧困」というとき、当然子ども自身に貧困の原因があるわけではない。それは親の貧困、あるいは親をとりまく社会環境の貧困が規定しており、親や大人や社会の鏡としての役割を担

っているといえる。子どもがカナリアにたとえられることがある。19世紀、イギリスの炭鉱ではカナリアを先頭に入坑した。坑内の空気の異常をいち早く察知するためである。オウム事件の捜査で機動隊の先頭がカナリアのかごを持ってサティアンを捜索した映像は記憶に新しい。サリンの危険を察知するためである。カナリアは危険をいち早く察知する、あるいは一等先に犠牲になるということである。19世紀イギリスでは、実際に炭鉱の奥底に子どもがおりこまれていた。比喩としてのカナリアではなく、事実としてカナリアの役割を背負わされていたのである。そういう意味で現代の子どもの状況は現代の大人口社会をいち早く察知するものであり、一等先の犠牲者であるということは今も昔も変わりないかもしれない。

注

- 1) 子供と表記される場合がある。これは大人に供するもの、親にとも供するものという意である。また、童という文字は「刃物で眼を突き刺して見えなくさせた奴隸」という意味である。子どもを未成熟なもの、それゆえ大人や親の支配に属するもの、親の所有物にすぎないという認識である。F.アリエスは主著「子供の誕生」のなかで、ヨーロッパ中世に子供という概念は存在しなかったことを論証している。またルソーは「エミール」によって、近代子どもの発見者とされる。私たちは子どもの存在を保護される客体としてではなく権利主体として位置づける。
- 2) 1924年児童の権利に関するジュネーブ宣言（国際連盟）が出されているが、児童は保護される受動的存在としてのみ扱われている。また日本では植木枝盛が「親子論」のなかで、「子権」という言葉を使用している。子どもの権利の主張と親権の制限を主張している。しかし植木らの主張は自由民権運動の壊滅のなかで消え去ってしまう。子どもを権利主体として国際社会が位置づけるのは1959年国連子どもの権利宣言からである。
- 3) 例示すると「朝の5時から晩の7時までの労働時間は『短縮された』『適切な』労働日とみなされる。男女の子供たちが、6歳から、または4歳からさえも使用される。彼らは大人と同じ労働をし、またしばしば大人より長時間労働する。(略) 部屋は一般に小

さな小屋で、煙突は空気の出入りを防ぐためにふさいであり、中にいる者は冬でも自分たちの体温だけで暖をとる。」(マルクス『資本論』第1巻13章)

- 4) 「子どもの貧困」の社会問題化に至る経過の中で見られた象徴的報道・著書・運動など

I 社会現象としての貧困問題

法律「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

2002年8月

発言「小泉首相による答弁」参院予算委員会2006年2月（首相在任期間2001年4月～2006年7月）

「私は格差が出ることは悪いこととは思っていない」

「貧困層がますます増えているという認識はない。」

「どの時代でも成功した人と成功しない人がいる」

「成功をねたむ風潮や能力のある人を引っ張る風潮は厳に慎んでいかないと、社会の発展はない」

TV「ワーキングプア—働いても働いても豊かになれない」NHKスペシャル2006年7月

報告書「対日経済審査報告書」経済協力開発機構(OECD) 2006年7月

TV「ネットカフェ難民—漂流する貧困者たち」NNNドキュメント 2007年1月

運動「反貧困ネットワーク」2007年10月

運動「日比谷派遣村」開設2008年12月

II 社会現象としての「子どもの貧困」

著書『子どもの貧困』浅井春夫・松本伊智朗・湯沢直美共著、明石書店 2008年4月

記事「子ども格差」週刊東洋経済、2008年5月

記事「格差世襲」週刊ダイアモンド、2008年8月

著書『子どもの最貧困・日本』山野良一著、光文社新書、2008年9月

著書『子どもの貧困』阿部彩著、岩波新書、2008年11月

報告書『子どもの貧困白書』白書編集委員会、明石書店 2009年9月

運動「なくそう子どもの貧困ネットワーク」2010年

- 5) 資料データはOECD（2004～6）、ユニセフ（2005～6）、厚労省全国母子世帯等調査（2007）の既刊物による。

参考文献

- [1] 岩田美香「少年非行からみた子どもの貧困と学校」『子どもの貧困』明石書店、2008年。
- [2] 上野加代子『児童虐待の社会学』世界思想社、1996年。

(あもう こういち 鹿児島国際大学)

グリーン・ニューディール の可能性

—太陽光の有効利用を進め雇用を 拡大しよう—



YAO Nobumitsu
八尾 信光

I グリーン・ニューディール とシルバー・ニューディール の重要性

世界経済は米国発の金融危機により2008年の秋以来戦後最大の景気後退に陥り、日本でも多くの産業・企業・地方・労働者・庶民が大打撃を強いられた。

ただし中国・インドをはじめとする新興諸国への打撃は限定的であり、多くの国で史上最大の景気対策が実行されたので、中国やインドなどでの景気回復にも牽引されながら世界経済は2009年春以降ゆるやかな景気回復に向かいつつある。けれども、景気回復の効果が地方や中小企業、労働者にまで及ぶのには1年から数年を要するから、多くの地方や産業、企業や労働者が深刻な状況を抜け出せずにいるのは事実である。

この苦境を乗り越えて日本と世界の将来を切り開く上で、グリーン・ニューディール政策とシルバー・ニューディール政策はかなり重要な意義を持つ。

新興諸国の急発展によって資源・エネルギー・環境問題の解決は喫緊の人類的課題となっている

が、1973年に起きた第1次石油危機以降の経験と実績があるから、日本はその解決のための技術開発と応用・普及の面で努力をすれば世界最先端を行くことができる。

また少子高齢化は1970年代以降の全世界的な趨勢であり、東アジア諸国では特に顕著であるが、この点でも日本は世界の最先端に位置する。したがって少子高齢化社会の諸問題に対処し、これを安心安全で持続可能な福祉社会にしていくための制度や政策を推進して、関連する諸産業や企業を育成し、そのための技術やビジネスモデルの開発を促すならば、この分野でも世界をリードすることは可能である。

これらの政策が適切に展開されれば、全国各地域での雇用の拡大と新産業の展開が期待できるし、それは新たな商品輸出や技術輸出、途上国支援の分野としても重要な意味をもつことになろう。

資源・エネルギー・環境問題を解決するために、簡素質実な生活スタイルの普及と、廃棄物の削減や再利用、省エネ・省資源技術の更なる開発と普及に努める必要があるが、ここでは太陽光エネルギーの有効利用がもつ可能性と重要性について論じる。

Ⅱ エネルギー需要の将来見通し

産業革命以来人類社会が消費するエネルギーの総量は著しく増加した。蒸気機関や内燃機関の発明と応用、その後における電機産業や自動車産業の発展、大量消費文明の開花、その全世界への波及、この間における世界人口の爆発的増加などが背景である。

特に第2次大戦後は、大量消費文明が先進諸国全体に及んだだけでなく、その後を追う新興諸国にも広まつたので、世界全体の一次エネルギー消費は、石油換算で1960年の29億トンから、1970年49億トン、1980年65億トン、1990年79億トン、2000年90億トンという速度で増加した。2010年には115億トン程度になると見込まれている（日本エネルギー経済研究所の見通し）。1960年からの50年だけでも一次エネルギー消費の総量は4倍近くに増えている。その大部分は化石燃料によるものであり、地球上の生命が数億年かけて蓄えた太陽光エネルギーである。地球が数億年かけて蓄えてきた太陽光エネルギーを100年・200年の間に使い尽くすような化石燃料の浪費が許されてよいわけがない。化石燃料の大量消費による炭酸ガスなど排出は気候変動を深刻化させ、人類の生活条件や多様な生物の存続を脅かしている。化石燃料の消費削減は急務である。

ただし、この問題により人類社会の破滅が不可避免であるかのように考えるべきではない。世界人口も世界経済の規模も無限の拡大を続けるわけではないし、エネルギー問題も努力を重ねれば今後20～30年の間に解決の展望を切り開くことは十分に可能だからである。

世界人口は1950年の25億人から2000年の61億人にまで増えたが、1970年前後からは増加率が低減しつつあり、国連の予測では2050年に92億人に達するものの、21世紀後半には人口減少に向かうと見られる。（全世界的な少子化傾向からすると、90億に達しない段階で人口減少に向かう可能性も

大きい）。

世界経済は、アジアの新興諸国が急成長を続けているだけでなく、2000年前後からは東欧諸国と旧ソ連地域、アフリカ、中南米も成長率を高めたため、全体として急成長しつつある。それは成長率を遞減させながら今後数十年以上続くが、先進国水準に近づいた国から順に成長率を鈍化させていく傾向がある。世界全体の経済規模が2050年までの40年間に3～4倍になる可能性はあるけれども、その後は低成長時代を経てゼロ成長時代に向かうから、世界経済の実質規模が現在の数倍を超えてどこまでも拡大していく可能性は小さい。

しかも石油危機以降、日本をはじめとする先進諸国は省エネ技術の開発と普及においてかなりの実績を挙げてきたから、それをさらに進めて全世界に普及させれば今後40年間にエネルギーの利用効率を今の2倍に高めることは十分に可能である。こうした努力を重ねれば、2050年における一次エネルギー消費の総量は今の2倍以下にできる。

例えば日本は、1954～1973年の19年間に一次エネルギー消費を6.36倍に増やしたが、1973～2004年の31年間には1.47倍に増やしたにすぎず、2005年以降はその消費を減らしうる時代に入った。今後はそれをどれだけ削減するかが課題である。新興諸国の急発展により世界経済の規模が急拡大しつつあるのは事実だが、過去半世紀の日本の経験を踏まえるならば、数十年間後に世界のエネルギー消費の総量を増やさないでもよい時代を実現することは決して不可能ではない。

Ⅲ 太陽光エネルギー 利用の重要性と可能性

一次エネルギー消費の総量を先進国は大幅に削減しうるし、世界全体でも数十年後には削減に向かわせうるというのは事実だが、現在行われているような化石燃料の大量消費を放置できないことは言うまでもない。前述のように、それは貴重な地球資源の乱暴極まる浪費であり、地球環境にも

多大の悪影響を及ぼしているからである。

化石燃料に代わるエネルギー源として期待されているのは、原子力と太陽光エネルギーである。だが原子力発電は大規模事故の可能性を否定できないだけでなく、放射性廃棄物の処理技術が確立されていないから、安易な増設は認められない。

これに対して太陽光エネルギーの利用には極めて大きな可能性がある。自然環境や人体への悪影響がなく、人類が必要とするエネルギーを無償で大量に供給してくれているからである。

地表に到達する太陽光エネルギーは2005年に人類が必要とした一次エネルギーの6000倍程度とされる。2005年から2010年までには人類の一次エネルギー消費が約12%増加するとしても、太陽光は2010年の人類が必要とする一次エネルギーの5000倍のエネルギーを地表に供給してくれることになる。したがって、その1000分の1（つまり0.1%）を利用するだけでも、人類は十分すぎるほどの一次エネルギー入手できるのである。

この太陽光を有効に利用するためには次のようなことを推進すべきであろう。

1. 太陽熱温水器の更なる普及と活用（温水供給や暖房）

戸建住宅はもちろん、マンション・ホテル・病院・各種福祉施設などの屋根も利用。

*太陽熱温水器は設置費用が安く、エネルギーの変換効率が極めて高い（50～60%）。

2. 太陽光発電の普及と高性能化

学校・体育館・各種公共建築物・工場・ビル・スーパー・コンビニなどの屋根、（高速道路の路側や中央分離帯、鉄道線路の敷地）、駅舎やホームの屋根など。海洋面や砂漠も利用できれば、その可能性は極めて大きい。

3. 風力発電（風も波も太陽光に由来）

（1）洋上風力発電

漁業や航行の妨げにならないような沖合海面を利用。国際的な合意と協力により公海の海面も利

用できれば、その可能性は飛躍的に拡大する。同じ海域を使い波力発電や潮流発電、海面を利用した太陽光発電などを組み合わせれば、利用海域の高度利用が可能である。

（2）陸上風力発電

送電線等の近傍で人家のない場所に設置する。

*1～3には大きな可能性があり、積極的に取り組めば太陽光エネルギー利用の規模を今の100倍以上に高めることができそうである。集中的に普及させれば、大幅なコストダウンと高性能化が期待できるから、買電システムの拡充や政策的加速が重要である。

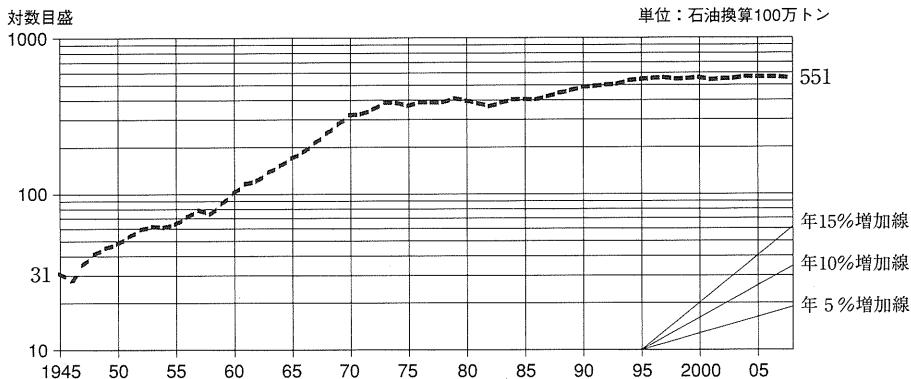
なお太陽光エネルギーの有効利用を進める際には、各地域の気候や地形を考慮して、それぞれの地域にとって最良の選択をすべきであり、それについての調査と情報提供や啓発活動が大きな意味を持つ。夏だけでなく、秋と冬にも晴天率が高い太平洋側や瀬戸内地方では太陽熱温水器や太陽光発電の意義が極めて大きいが、他の地域では風力発電や波力発電・潮流発電の導入により大きな意味があるかもしれないといったことである。導入した家庭や企業が得をする状況やシステムを創り出すことが重要である。

4. 地中熱や海中熱を利用したヒートポンプの活用

大地と海洋は人間が快適に生活するための巨大な保溫器であり保冷器である。地下数メートルの地中の温度は真冬の地表温度よりは10度以上高く、真夏の地表温度よりは10度以上低いであろうから、パイプを使って陸上の建築物やそれに付属する冷暖房装置との間で水などを循環させれば、冷暖房費とそのためのエネルギーを大幅に節約できる。（このために地下水を利用する場合は、地盤沈下を避けるため大都市などでは汲み上げた地下水を地下に戻すことを原則とすべきであろう）。

海中の温度も地表温度に比べればはるかに安定しているから、同様の方法で海中熱を活用すれば、海に近い建築物での消費エネルギーを大幅に節約

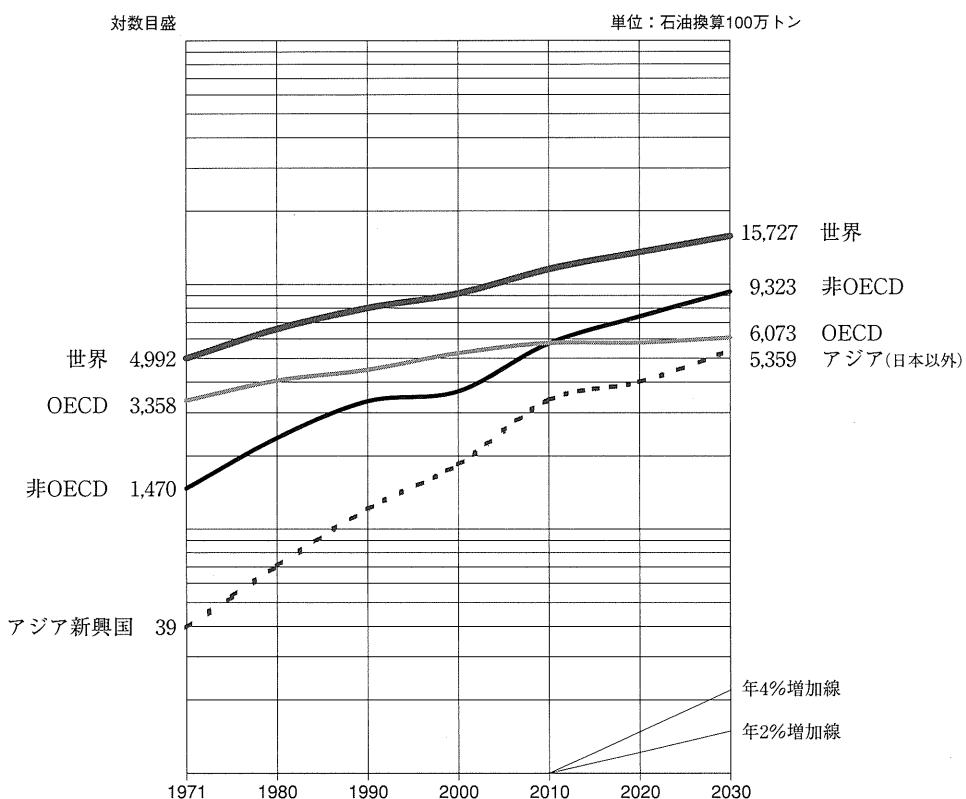
図1 日本での一次エネルギー消費（1945～2008年）



資料：日本エネルギー経済研究所『エネルギー・経済統計要覧』2010年版36、301頁

説明：日本では第2次大戦後1973年の第1次石油危機までの時期に一次エネルギーの消費量を年率10%以上の速度で急増させたが、その後の増加は緩やかであり、今後はその大幅な削減が課題となろう。

図2 世界の一次エネルギー消費（1971～2030年）



資料：日本エネルギー経済研究所『エネルギー・経済統計要覧（2010年版）』218-219, 228, 339, 343頁、原資料はOECD/IEA、2010年以降の見通しは日本エネルギー経済研究所。1970年の数値は示されていないので代わりに1971年の数値を示した。なお、2010年の数値は同要覧の2009年版を参照した。

説明：アジア諸国が順次高成長の軌道に乗り、他の途上国や旧社会主义国も2000年前後から成長率を高めたため世界のエネルギー需要は増え続けるが、図1で示した石油危機後の日本での実績からすれば今後数十年の間に世界の一次エネルギー需要を削減しうる時代を実現することは十分に可能であろう。

できる。

太陽光エネルギーはタダで地表に供給されているから、これを有効に利用にした家庭や企業はその分だけ電気代や燃料代を節約できる。国レベルでも、例えば日本の場合は年に20兆円前後（原油が高騰した2008年の場合は約27兆円）の石油やガス、石炭の輸入代金を節約できる。それは家計や企業の負担を軽減するだけでなく、国民経済全体についても経済的なゆとりを増大させることになろう。

太陽光利用産業の振興は建設業やソーラー関連産業、電気工事や配管工事などの仕事を創り出しながら、公共工事の削減で打撃を受けている地方の経済を元気づけ、雇用の創出においてかなり大きな役割を果たす。断熱工事の奨励や、シルバー関連産業の振興も同様の意味をもつであろう。

(2010.4.7)

関連拙稿など

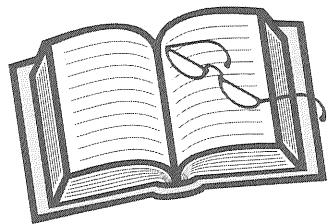
- 深尾正之「持続可能な社会の実現に向けて—エネルギー問題をどうするか—」基礎経済科学研究所『経済科学通信』第114号、2007年9月
八尾信光「早急な対策が必要なエネルギー・環境問題」同前『経済科学通信』第114号、2007年9月
八尾信光「21世紀世界経済の長期展望—A.マディソン統計からみた推移と長期予測—」『立教経済学研究』第62巻第4号、2009年3月
八尾信光「書評 鶴田満彦著『グローバル資本主義と日本経済』」財団法人政治経済研究所『政経研究』第93号、2009年11月
日本エネルギー経済研究所編『エネルギー・経済統計要覧』各年版、財団法人省エネルギーセンター
矢野恒太記念会編集発行『数字で見る日本の100年』・『世界国勢図会』・『日本国勢図会』各年版
(やお のぶみつ 所友 鹿児島国際大学)

[正誤表]

前号（122号）の「特集論文」に、いくつかの誤植がありました。お詫びして訂正いたします。

46ページ、注4)

	誤		正
8行目	“転倭”	→	“転倒”
11行目	『論理学還……	→	『論理学』（還の字を削除）
12行目	依拠量	→	依拠せず（量の字を削除）
最後の行	晶位	→	品位
最後の行	殿損	→	毀損



リカード価値論と 二人の継承者

MORIMOTO Sousuke

森本 壮亮

編集局解題：前号のスミス特集を引き継ぎ、今号から新規の連載企画「古典を読み解く」を始めます。まず第1回目の今回は、スミスの経済学を批判的に継承し、古典派経済学を完成させたリカードを取り上げます。

I はじめに

「リカードは不滅である。」自らの論文の冒頭でそう述べたのは、根岸隆であった¹⁾。この言葉を象徴されるように、D.リカード²⁾は、新古典派経済学にシンパシーを持つ経済学者、マルクス経済学にシンパシーを持つ経済学者のいずれにとっても、今日までヒーローであり続けている。

それゆえ、リカード解釈は、リカードは新古典派経済学の祖なのか、はたまたマルクス経済学などそれに対立する経済学の祖なのか、という点において主に議論がなされてきた。1950年代に出版された決定的な版ともいえる『リカード全集』の編者であるP.スタッフアは、リカードを新古典派経済学とは全く異なる流れの経済学（「古典派経済学」と呼ばれるもの）の大成者の一人（もう一人の大成者はマルクス）であると主張した。しかし、G.ステイグラーやM.ブローグ、J.R.ヒックスやS.ホランダーなどはこのようなスタッフアの説に強く反対し、リカードは新古典派経済学の祖

なのだと主張した。1970年代後半から90年代にかけて経済学史学界で一大論争となったりカードの賃金論論争（マルクスやスタッフアが解釈するよう、リカードは社会的制度的に（生存）賃金水準を与えたとする「伝統的見解」と、ヒックスやホランダーらが解釈するよう、リカードは新古典派経済学と同様に労働の生産性によって賃金水準を与えたとする「new view」との論争）も、新古典派経済学と古典派・マルクス経済学との間でのリカードの取り合いであったともいえる。

リカードの主著は『経済学および課税の原理』（以下『原理』と略す）であり、この中では価値論の他にも租税論などが議論されているが、マルクスの「リカードの著書の全体は、そのはじめの二つの章のなかに含まれている。……先に進んでも、もうそれ以上の発展はない」³⁾という言葉を反映しているかのように、今までの論争は主に『原理』第1章の価値論を中心に行なわれてきた。リカード自身が生前『原理』を改訂する過程で主に手を入れたのもこの第1章である。それゆえ、本稿でもリカードの価値論に主にスポットライトを当ててみたい。

II リカード以前の価値論

諸商品はいかなる比率で交換されるのか？とい

う価値論をはじめとする経済学的諸問題に関して議論をしたのは、リカードやA.スミスなどの古典派経済学が最初ではない。価値論に限つては、アリストテレスが使用価値と交換価値との違いについて言及していたのは有名であるし、中世ヨーロッパでも（主にキリスト教神学者達によって）諸商品の正当な価値についての議論がなされていた。ただ彼らは、経済学として価値論を考えていたのではなく、哲学や神学などの問題の一部として価値の問題を考えていた。そして彼らは諸商品の交換比率（交換価値）に関して、使用価値や効用の側面から説明するきらいがあった。しかし、このようなアプローチでは、有用性が非常に高い水がほとんどタダなのに、使用価値や効用が水よりもはるかに低いダイヤモンドが非常に高価なのはなぜかという「水とダイヤモンドのパラドックス」を解くことはできなかった。このパラドックスを、労働価値説を提唱することで解決をしたのは、スミスである。

スミスは『国富論』を次の文で始めている。

すべての国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活の必需品や便益品のすべてをその国民に供給する、もともとの原資であって、それらのものはつねに、その労働の直接の生産物であるか、あるいはその生産物で他の諸国民から購入されるものである。

（『国富論』第1分冊、p.19）

そして分業が広く行なわれている社会では、「あらゆるもの実質価格、すなわち、あらゆるものがあれを獲得したいと思う人に真に負担せられるのは、それを獲得するまでの労苦と手数である」（p.63）と述べ、交換価値は商品生産に必要な労働量に規定されるという投下労働価値説を推定している。

しかし、スミスによると、この投下労働価値説が成り立つのには「社会の初期未開の状態」（p.91）のみであるという。貯えが個人の手中に蓄積されるようになった資本主義社会では、「冒険に自分の貯えをあえて投じるこの仕事の企業者の利潤として」（p.92）その投下資本の大きさに比例した資本家の利潤が労働に加わらなければならないとい

う説明を行なっている。加えて、いったん土地が私有財産化されると、地主は地代を要求するようになるから、地代も加わることとなる。そして第7章では、ある社会においては、三つの価格構成要素（賃金、利潤、地代）にはそれぞれ「自然率」があり、それらを合算したものが商品の自然価格であるという、資本主義社会における一般的な法則としての価値構成説が提示されている。そしてこれによって、「労働は、価値のうち労働に分解する部分の価値ばかりでなく、地代に分解する部分と利潤に分解する部分の価値をも測るのである」（p.95）と、投下労働価値説が支配労働価値説へと転回される。

III リカードの価値論

このようにスミスは自らの交換価値の理論を、歴史的転化説を想起させるような仕方で二重に組み立てているのであるが、リカードは『原理』第1章を、これに対する評価と批判から始めている。

アダム・スミスは交換価値の本源をきわめて正確に定義した。そこで、彼は首尾一貫して、あらゆる物の価値がその生産に投下される労働の増減に比例して騰落する、と主張すべきであった。（『原理』上巻、p.20）

つまり、彼はスミスとは異なり、投下労働価値説は資本主義社会においても適用できる原理で、「経済学において最も重要なものである」（p.20）と主張する。しかし資本主義社会においては、諸商品の交換価値はその生産に投下される労働量に単純に比例するわけではないので、この投下労働価値法則が「資本の蓄積と地代の支払とによって、どの程度まで修正ないし変更されるのか、を確定することが重要である」（p.33）と、第1章の後半では、この「修正」について述べられている。

リカードはその「修正」の要因として、機械等の固定資本の使用、それらの耐久性の相違、また生産期間の相違などを挙げているが、問題はこれらの要因による「修正」が、単なる「修正」にと

どまるものなのか、それとも投下労働価値説自体を覆すものなのとなってしまっていないかということである。

たとえば、リカードの友人でもあり論敵でもあったマルサスは、鹿と丸木舟の例を挙げて、収益の回収の遅速という、投下された労働とはなんら関係のないまったく新たな（時間という）要素が交換価値を規定する要因として生産費に入ると指摘し、投下労働価値法則を唱えるリカードの論は誤りであると主張した⁴⁾。また、マルクスの批判者として有名なもののバーム-バヴェルクも同様に、「交換価値はただ労働だけによって決まるのではなく、労働が前貸されてから最終生産物が実現されるまでに経過しなければならない時間によっても相当程度影響されるということを、リカードは認めざるをえなくなっている」と指摘している⁵⁾。そして、同様の投下労働価値説批判が、現代まで様々な論者によって繰り返し行なわれてきている。

悪いことに、この投下労働価値説の「修正」に関してはリカード自身も非常に迷っていたと思われ、ある時は

この問題にかんするマルサス氏の考察のすべてに私はまったく完全に同意する。私自身……商品が市場にもたらされる以前に経過しなければならぬ時間に比例して、商品の価値はその生産に必要な労働量によって規制されるという一般原理は修正される、と述べている。だが、私は、商品の相対的な変動においては、生産に必要とされる労働量以外の他の原因是、比較的にわずかな影響しかもたない、という意見であったし、今なおその意見である。（『リカード全集』第Ⅱ巻所収の『マルサス評注』p.76）

と述べ、またある時は

厳密にいえば、商品に投ぜられた労働の相対量がその相対価値を規制するのは、商品に労働だけが、等しい時間にわたって投ぜられたときです。この時間が等しくないときには、商品に投ぜられた労働の相対量はやはりその相対価値を規制する主たる要素ではあります、その唯一の要素ではありません、というわけは商品の価格は労働を償う以外に、商品が市場にもたらされるまでに経過しなければならない時間の長さをも、償わねばならないからです。……私は時に次のように考えることがあります、すなわち、もしも私が拙著の

なかの価値についての章を書きなおすことがあるとすれば、諸商品の相対価値は一つの原因によってではなく、二つの原因によって調整されることを私は承認するでしょう、すなわち、問題の商品を生産するのに必要な相対的労働量と、資本が据え置かれたままになっている時間および商品が市場にもたらされるまでの時間にたいする利潤の率とがそれである、と。（「1820年6月13日 リカードからマカラックへの手紙」『リカード全集』第Ⅲ巻、pp.218-219）

と述べている（両者はいずれも同じ1820年に書かれたものである）。

ここで、もし後者のように労働以外の要因が独立に交換価値に影響を与えることを認めるならば、投下労働価値説を放棄してスミス流の価値構成説を実質的に受け入れたことになるし、前者のように単なる「修正」にすぎないとするならば、どのように修正されるのか、その論理を示さねばならない。20世紀、『リカード全集』の編集中に偶然にも発見されたリカードの遺稿「絶対価値と交換価値」は、リカードが死の直前まで、時間という要因と投下労働価値説との関係について悩んでいたことを示しているが、リカードは結局その両者を架橋する修正の論理を提示することはできなかった⁶⁾。リカードの理論的意志を受け継ぎ、この修正の論理を与えることでリカードの価値論を、互いに異なる方法で完成させようとしたのは、19世紀のマルクスであり、20世紀のスラッファと彼の弟子達であった。

IV マルクスの解法—転形—

マルクスはリカードの価値論を既存のものでは最良の分析であるとみなしていたが⁷⁾、リカードによる投下労働価値説の「修正」の例証に関しては、たとえば

リカードの例証はすべて、彼が一般的利潤率という前提を密輸入するのに役立っているだけである。……諸商品の「価値」の単なる規定から、どのようにして諸商品の剩余価値が、利潤が、さらには一般的利潤率までもが、出てくるのかということは、リカードには

依然として不明のままである。先の例証において彼が事実上証明している唯一のこととは、商品の価格が一般的利潤率によって規定されているかぎり、その価格は商品の価値とはまったく違っているということである。そして、この相違に彼が到達しているのは、彼が〔一般的〕利潤率を法則として想定することによってなのである。リカードはあまりに抽象しすぎていることを非難しているが、逆の非難こそが正当であることがわかる。すなわち、彼には抽象力が欠けており、商品の価値を論ずるにさいしても、利潤を、つまり競争から生じて彼に相対するところの事実を、忘れることができないのである。(『剩余価値学説史』第4分冊 p.336。強調は原文)

と、修正の論理を示すことなく、どこからともなく根拠のない「単なる幻想」(同上, p.335) の利潤率を前提とすることで解決した気になっていると、リカードを批判している。そしてマルクスは、「資本の有機的構成」と「資本の回転期間」という概念を用い、総剩余価値の総資本に対する割合として一般的利潤率を導き出す「転形(転化)」の論理を、修正の論理(価値と価格を架橋する中間項)として与えることで、リカードの価値論を完成させようとした。

すなわち、リカードが受け入れていた固定資本(建物や機械)と流動資本(原料や賃金)との区別ではなく、不变資本(固定資本と原料)と可変資本(賃金)という新たな概念区分と、その両者の価値の比率である「資本の有機的構成」、加えて「資本の回転期間」(投資収益の回収期間)という独自の概念を構築することによって、それらが諸生産部門において異なっていようと、資本がより高い利潤率を求めて部門間を移動する競争の作用によって諸生産部門間で(剩余)価値の分配が行なわれることで、一般的利潤率と生産価格が成立し、一社会においては一定期間の利潤率が均等になるという論理が示されたのである。

しかし周知のように、マルクスはこの論理を示した『資本論』第3巻を生前完成させることができなかった。マルクスの死後、それはエンゲルスによって編集・出版されることとなったが、この中では資本の有機的構成の差異から発生する転形の論理は示されているが、残念なことに、もう一

つの資本の回転期間の差異から発生する転形の論理に関しては、断片的に少し触れられているだけであり、今日まであまり注目されることなくきている。リカードは死の直前まで、時間という要因と投下労働価値説との関係について悩んでいたわけであるが、マルクスもまた、リカードと同様にこの問題を死の直前まで解こうとしていたのであり、そこで力尽きたのである(リカードの遺稿「絶対価値と交換価値」の存在を、マルクスはもちろん知る由もなかったが…). 経済学の歴史上の両雄が、死を目前にして全く同じ問題に行き着いていたというのは、単なる偶然であろうか? ただ、上のような論理で解決の方向をほとんど見いだしていたという点では、マルクスはリカードよりも先をいっていたといえる。

しかしながら、以上のような価値から生産価格への転形の手続きは、「転形問題」としてのちに議論されるようになる多くの困難をはらんでいる。そして、マルクスとは全く異なった方法でアプローチをしたのが、スラッファであり、彼の弟子達であった。

V スラッファ流の解法 —連立方程式—

『リカード全集』の編集者として知られるP.スラッファは、1960年に『商品による商品の生産』という小著を出版し、古典派経済学を現代に甦らせた。彼はこの小著の中で、諸商品の生産物量と価格の次元から、古典派流の価値と分配の理論を構築している。この価値論部分は、ごく簡単に要約すると、次のようなものである。

いま、ある経済において鉄と小麦の生産が行なわれているとする。このうち鉄に関しては、 a_1 単位の鉄と b_1 単位の小麦が不变資本として、 $L_1 w$ (鉄の生産に必要な労働量 L_1 と賃金率 w との積)が可変資本として、それぞれ用いられてA単位の鉄が生産されているとする。

同様に小麦に関しては、 a_2 単位の鉄と b_2 単位の

小麦が不変資本として、 $L_2 w$ （小麦の生産に必要な労働量 L_2 と賃金率 w との積）が可変資本として、それぞれ用いられてB単位の小麦が生産されているとする。すると次のような、生産物量と価格に関する連立方程式が与えられる（ここで、鉄の価格を x 、小麦の価格を y 、利潤率を r とする）⁸⁾。

$$\begin{cases} (a_1 x + b_1 y)(1+r) + L_1 w = Ax \\ (a_2 x + b_2 y)(1+r) + L_2 w = By \end{cases}$$

加えて鉄と小麦が枯渇してしまわないように、経済がうまく再生産されるためには、次の条件も必要となる。

$$\begin{cases} a_1 + a_2 \leq A \\ b_1 + b_2 \leq B \end{cases}$$

この上の方の連立方程式における未知数は、価格の x と y 、そして利潤率 r の3つであるが、方程式は2個なので、そのままでは解けない。しかし、 y （小麦価格）を1とすると、 r （利潤率）と x （小麦で測った鉄の価格、すなわち小麦と鉄の交換比率）が求まる。スラッファはこのような連立方程式体系を構築し、それを解くことで、リカードがどこからともなく利潤率をもってくることしか導くことができなかった価格（交換価値）の問題を解決したのであった。そしてこのような連立方程式体系をはじめとするスラッファの理論は、リカードをはじめとする古典派経済学への関心を学界に広く呼び起こすこととなり、スラッファに追従して古典派経済学を研究する一群「スラッフィアン」を生み出した。

VII マルクスとスラッファ

ところが、ここで非常に不幸なことが起こってしまった。マルクスの解決法（価値から価格への転形）は、1894年に『資本論』第3巻が発行される以前から、すでに多くの論争を呼び起こしていたのであるが、スラッファの解決法が明らかにされると、投下労働価値説に基づくマルクスの転形

手続きは捨て去られるべきものであり、スラッファはそのことを明らかにしたのだという議論がわけ起きたのである。

当然のことながら、新古典派経済学はスラッファ以前からマルクスの労働価値説批判を展開していたのであるが、今度はスラッファによって現代に甦らされた古典派経済学もまた、マルクスの労働価値説を否定するものだという解説が顕著になったのである。さらにはマルクスにシンパシーを持つ経済学者の中からも、マルクスの体系から労働価値説を抜き去ろうとする人々が出てきた⁹⁾。

しかし『リカード全集』の編者として、リカードは投下労働価値説を生前貫き通そうとしていたと解説していたのは、スラッファその人である。そのスラッファ（現代に甦ったリカード）は、彼の弟子の一部が主張するように、本当に投下労働価値説を捨て去ることを主張しているのか？『リカード全集』の編者でもあり、『商品による商品の生産』の著者でもあるスラッファは、果たしてリカードに何を見ていたのだろうか？

1994年から徐々に公開されてきているスラッファの草稿（通称「Sraffa Papers」）に関する最近の研究は、それまでの学界の風潮からすると、驚くべき事柄を明らかにしてきている。すなわち、スラッファは『商品による商品の生産』に体現される自らの研究の至上目的は、マルクスをヘーゲル流の形而上学からイギリスのヒューム流の形而上学に翻訳することによる再定式化であると自らのノートに書き記していたというのである¹⁰⁾。そしてその連立方程式体系は、マルクスの『資本論』第2巻の再生産表式をもとに構築されたことも同時に明らかにされている¹¹⁾。

つまりここからわかるのは、交換価値（価格）の問題に対して、スラッファは『資本論』第2巻再生産表式論からアプローチしたということである。これは、マルクスが『資本論』第1巻価値論からアプローチしたのとは対照的である。そしてこのように投下労働価値説を経由することのない（生産）価格論を構築することで、転形問題として論じられている問題の多くを無関係なものとして

いる。その意味では、スラッファの解決法はマルクスのものと比べて、より簡便な解決法であるといえる。

だが、(先にも指摘したように) リカードは投下労働価値説の難点に気づきそれを放棄するようになったという解釈に対して強固に反対したこと、スラッファのもう一つの顔である。当然のことながら、マルクスの価値論と再生産表式論とは互いに矛盾するものではなく、両立可能なものである。同様に、スラッファの方程式体系はマルクスの労働価値説と親和的であると考えることもできる。ただ、両者がいかなる関係にあるのかは、スラッファ自身はほとんど言及することがなかった。

この両者の関係について参考になると思われるには、マルクスはリカードを、価値量(形態)の分析に注意を奪われすぎていてその奥に隠された生産関係の内的関連の探求が不十分であったと批判していることである。つまりマルクスの研究目的は、単に表面的な価格の大きさを説明することではなく、その奥に隠された資本主義的な人間関係を明らかにすることであったのである。

価格の大きさを知るには、確かにスラッファの解決法は簡単である。しかし人間関係の探求には、「誰が何をしているのか」を直接叙述する投下労働価値説が必要となってくる¹²⁾。このようなマルクスにとっての研究の目的が書かれている部分は、『資本論』第1巻第1章第4節「商品の呪物的性格とその秘密」である。この節はまさにスラッファが「翻訳」によって捨て去ろうとしたマルクスのヘーゲル流の形而上学の代表格である。すなわち、スラッファの「翻訳」によって簡便さと引き換えに犠牲にされてしまったのが、投下労働価値説であり、それによってベールをはがされるべき資本主義的にねじ曲げられた人間関係の分析であったともいえる。この意味では、労働価値説は現代においてもその意義を失ったわけではないのである。

注

1) 根岸 (1981) p.31。

2) 原語の発音に忠実に表記するなら、Ricardoの最後のdoにアクセントがあるので「リカードウ」となる。

我が国では「リカード」「リカードウ」両表記法が混在しているが、より一般的と思われる「リカード」の表記を本稿では採用することにする(「リカードウ」と邦訳されている文献を引用するときを除く)。

- 3) マルクス『剩余価値学説史』第4分冊 pp.295-296。
- 4) 『ディヴィド・リカード全集』第II巻所収のマルサス『経済学原理』pp.75-79。
- 5) Böhm-Bawerk ([1884] 1890) p.376。また、マルクスへの批判として有名な『マルクス体系の終結』でも、同じ理由でマルクスを批判している(ペーム-バヴェルク ([1896] 1969) pp.81-84)。
- 6) リカードは1817年の『原理』初版出版以降、徐々に投下労働価値説を放棄して価値構成説を受け入れるようになっていったというのが、J.ホランダーをはじめとする20世紀半ば(つまり『リカード全集』発刊)までの主流的解釈であった。そうではなく、リカードはあくまでも投下労働価値説を貫こうとしていたとするのが、『リカード全集』編者のスラッファであった。両者の中間的な、リカードは投下労働価値説を貫こうとしていたが、その貫徹に必要な理論的装置(修正の論理)を思いつくことができずに理論的に崩壊してしまったとするのが、マルクスでありT.ピーチである。
- 7) 『資本論』第1巻S.94。邦訳第1分冊 p.148。
- 8) スラッファは、不变資本部分のみに利潤率rをかけている。これは賃金は生産が終わった後に生産物の中から後払いされるということを意味しており、スラッファ自身も書いている通り、賃金は前貸されるという古典派経済学者の慣習とは異なっている。なお、スラッファの草稿に関する近年の研究によると、このように後払いに変えたのは計算の簡単化のためだったらしい(Gilibert (2003) p.38; (2006) p.44)。ただ、賃金を後払いとすることで、彼は偶然にもマルクスに近づいている。なぜなら、マルクスは、再生産表式を除く多くの箇所で、労働者の賃金は後払いであると力説しているからである。古典派経済学の前貸賃金論を痛烈に批判した『剩余価値学説史』第6章二(a)をも参照。
- 9) 森嶋通夫は『価値・搾取・成長』の中で、マルクスの偉大さを認めながらも、労働価値説なしで搾取を説明しようとした(第2章)。またG.ホジソンも、労働価値説なしでも搾取を語ることはできるので、労働価値説なしでもマルクスの主要な結論は失われないとし、労働価値説抜きのマルクス理論の道を主張している(Hodgson (1991) ch.4)。しかし誰よりも、労働価値説は唯物論経済学にとって足かせとなるものだと包括的に主張しているのは、I.スティードマンである(Steedman (1977))。
- 10) de Vivo (2003) p.7。これよりはるか以前、スラッファの草稿の整理をP.ガレニヤーと共にしていたK.バラドワジが、スラッファはマルクスの体系の不完

全な部分を完成させようとしていたのであり、スラッファの草稿にはそのことを裏づける証拠がたくさんあると主張していたことが、G.C.ハーコートによって明らかにされていた (Harcourt (1993-1994) p.305)。

- 11) この構築の過程については、de Vivo (2003) より Gilibert (2003) を参照。
- 12) このような労働価値説の役割を強調したのは、『リカードウ』全集の編集協力者でもありますスラッファの親友でもあったM.ドップであり、その弟子でもあるA.センであった。Sen (1978) を参照。

参考文献

【日本語文献】

- [1] J.A. シュンペーター ([1954] 2005-2006) 『経済分析の歴史』上-下巻、東畑・福岡訳、岩波書店。
- [2] A.スミス ([1776] 2000-2001) 『国富論』第1巻-第4巻、水田洋監訳、岩波文庫。
- [3] P.スラッファ ([1960] 1962) 『商品による商品の生産—経済理論批判序説一』菱山・山下訳、有斐閣。
- [4] 根岸隆 (1981) 『古典派経済学と近代経済学』岩波書店。
- [5] 羽鳥卓也 (1982) 『リカードウ研究—価値と分配の理論一』未来社。
- [6] バームバヴァルク ([1896] 1969) 『マルクス体系の終結』木本幸造訳、未来社。
- [7] S.ホランダー ([1979] 1998) 『リカードの経済学』上-下巻、菱山・山下監訳、日本経済評論社。
- [8] 牧野広義 (2007) 『「資本論」から哲学を学ぶ』学習の友社。
- [9] K.マルクス ([1861-1863] 1970-1971) 『剩余価値学説史』第1分冊-第9分冊、岡崎・時永訳、国民文庫。
- [10] K.マルクス ([1867] 1972) 『資本論』第1分冊-第9分冊、岡崎次郎訳、国民文庫。
- [11] 森鷗通夫 ([1978] 2004) 『価値・搾取・成長』(森鷗通夫著作集8) 岩波書店。
- [12] D.リカード ([1817] 1987) 『経済学および課税の原理』上-下巻、羽鳥・吉澤訳、岩波文庫。
- [13] D.リカード ([1951-1973] 1969-1978) 『ディヴィ

ド・リカードウ全集』第I-X巻、堀経夫他訳、雄松堂書店。

【英語文献】

- [1] Blaug, M. (1997) *Economic Theory in Retrospect*, 5th edition, Cambridge: Cambridge University Press.
- [2] Böhm-Bawerk, E.V. ([1884] 1890) *Capital and Interest —A Critical History of Economical Theory—*, translated from German by W. Smart, London: Macmillan.
- [3] de Vivo, G. (2003) "Sraffa's Path to Production of Commodities by Means of Commodities. An Interpretation" *Contributions to Political Economy*, 22.
- [4] Gilibert, G. (2003) "The Equations Unveiled: Sraffa's Price Equations in the Making" *Contributions to Political Economy*, 22.
- [5] Gilibert, G. (2006) "The Man from the Moon: Sraffa's Upside-down Approach to the Theory of Value" *Contributions to Political Economy*, 25.
- [6] Harcourt, G.C. (1993-1994) "Krishna Bharadwaj, August 21, 1935 – March 8, 1992: a memoir" *Journal of Post Keynesian Economics*, 16:2.
- [7] Hicks, J. and S. Hollander (1977) "Mr. Ricardo and the Moderns" *Quarterly Journal of Economics*, 91:3.
- [8] Hodgson, G.M. (1991) *After Marx and Sraffa — Essays in Political Economy—*, Basingstoke: Macmillan.
- [9] Peach, T. (1993) *Interpreting Ricardo*, Cambridge: Cambridge University Press.
- [10] Sen, A. (1978) "On the Labour Theory of Value: Some Methodological Issues" *Cambridge Journal of Economics*, 2.
- [11] Steedman, I. (1977) *Marx after Sraffa*, London: New Left Books.
- [12] Stigler, G.J. (1965) *Essays in the History of Economics*, Chicago: The University of Chicago Press.

(もりもと そうすけ 所員 京都大学大学院)

生きがい就労の現状と問題点 —シルバー人材センターの検討—

高齢化の進行により、元気な高年齢者が地域社会で充実した生活ができるよう、生きがい就労が重要視されるようになってきている。そこで、本稿では、シルバー人材センターにおける生きがい就労の問題点と福祉的側面について検討を行う。



TAKANO Tsuyoshi
高野 剛

I 生きがい就労とは何か

高齢化が急速に進行している日本社会では、定年退職後も元気な高年齢者が地域社会で働きながら充実した生活を過ごすことができるよう、シルバー人材センターが設置されている。社団法人全国シルバー人材センター事業協会によると、全国に設置されているシルバー人材センターは、2008年度に1,329団体あり、加入会員数は764,162人（男性509,408人、女性254,754人）、契約金の総額は3,198億円となっている。2007年から、いわゆる1947年～1949年生まれの「団塊の世代」が企業を定年退職するようになっており、これまで培ってきた技能や経験を活用しながら定年退職後も就業できる場を確保することは、ますます必要となっている。特に、高年齢者にとって、企業を退職するということは、それまで長い間、所属していた組織や集団から離れていくということを意味しており、社会から疎外されると感じたり、生きていく張り合いをなくしてしまうことになりかねない。中には、定年退職後の第二の人生を趣味や旅行やスポーツなどに熱中することで積極的に社会参加している人もいるが、それだけで満足

できない人や、熱中できるものがない人もいる。このため、生計維持のための労働ではなく、精神的にも充実した生活を過ごすための生きがい就労が重要視されるようになっている。

また、シルバー人材センターにおける就業が、どのような点で高年齢者の生きがいや充実した生活の形成に役立っているのかを分析した研究によると、シルバー人材センターは、①単なる趣味の活動ではなく、社会的に価値のある活動を提供している。②たとえ単純作業であっても、他人から感謝されることで、労働のよろこびを感じることができる。③仕事をすることで、規則正しい生活をすることができる、健康に良い。④仕事による配分金で趣味や旅行などを楽しむことができる、と分析されている¹⁾。

しかしながら、これまでシルバー人材センターにおける就業は、世界に類例を見ない日本独特の就業形態であることや、福祉的側面があることばかりが強調されていて、負の側面については、あまり考慮されてこなかった。シルバー人材センターにおける就業は、一般の雇用に馴染まない臨時的かつ短期的な仕事で、作業の指揮監督やノルマがないため、精神的なストレスを感じずに自主的に働くというメリットがある一方で、一般の雇用労働者に適用される労働法や社会保険が適用さ

れないというデメリットがある。そのため、就業中や通勤途中に災害に遭い、死亡したり後遺障害が残ったりしても充分な補償が受けられないという問題が発生している。高齢化の進行により、シルバー人材センターで就業する会員が今後ますます増加することを考えると、生きがい就労の負の側面について検討しておく必要があるであろう。

そこで以下では、シルバー人材センターにおける生きがい就労について検討を行うことにしたい。具体的には、まず、シルバー人材センターの歴史的経緯や位置づけについて見た上で、シルバー人材センターの現状と問題点について考察する。その上で、生きがい就労の残された課題について提示することにしたい。

II 歴史的経緯と位置づけ

(1) 歴史的経緯

シルバー人材センターは、1974年12月に東京都が高齢者事業団事業として東京都高齢者事業団を設立し、翌年2月にモデル事業として江戸川区高齢者事業団を発足させたのがその始まりである。当時、地方自治体が失業者に一時的な雇用を提供する失業対策事業に批判が多くあったため、失業対策事業として実施するのではなく、「老人はその希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする」²⁾という考えに基づいて、高齢者の生きがい就労対策として始められることになった。1975年10月には、東京都高齢者事業団は東京都高齢者事業振興財団へと財団法人に発展し、高齢者事業団は全国各地で設立されるようになった。そもそも東京都で始められた高齢者事業団は、大河内一男（東京大学名誉教授）が中心となって「自主・自立・共働・共助」を理念に、定年退職後の高齢者の技能や経験を社会に役立てたり、高齢者の健康維持や仲間との触れ合いのために設立されたため、雇用契約の労働ではなく、請負・委任契約の臨時の短期的な労働（1ヶ月10日以内）

を提供しており、会員に対して就業日数や収入の保障は行わないとしていた。しかしながら、設立当初の高齢者事業団は、順風満帆な運営ではなく、全国各地で設立されるのに伴って、多くの紆余曲折があった。例えば、1975年4月に設立された伊丹高齢者福祉事業団は、補助金がなかったにも関わらず、設立当初は会員に支払う配分金を「賃金」として支給しており、しかも年2回の賞与も支給していた。このため、設立後すぐに数百万円の赤字となった。設立当初の伊丹高齢者福祉事業団は、事務局職員も会員も事業団の仕組みを充分に理解していなかったため、事業団と会員との間に雇用契約が成立していないにも関わらず、年2回の賞与を支給したり、社会保険に加入したりしていたのである³⁾。

その後、1979年8月に、「第4次雇用対策基本計画」が閣議決定され、厚生年金の支給開始年齢の引き上げ論議を見据えた上で、高齢者の就業機会を拡大していく必要があると考えられるようになったため、翌年には地方自治体が実施していた高齢者事業団事業を、シルバー人材センター事業（高齢者労働能力活用事業）として国の補助事業とすることになった。これにより、シルバー人材センターはすべて公益法人（社団法人）となり、事務局の人事費が国（50%）と地方自治体（50%）からの補助対象となった。また、全国にあるシルバー人材センターの情報の交換と経験の交流を行うため、「全国高齢者事業団・シルバー人材センター等連絡協議会」も設立された⁴⁾。

このシルバー人材センター事業は、当初5年間だけという期限つきの暫定的な補助事業であったが、1986年に高齢者雇用安定法（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）が制定され、高齢者の雇用安定事業の一つとして位置づけられるようになっている⁵⁾。

(2) 労働政策上の位置づけ

1970年に日本が高齢化社会となった頃から、高齢者の雇用就業対策が議論されるようになったが、1985年の年金改正で厚生年金の支給開始年齢

の引き上げが決定されたのを受けて、1986年に制定された高年齢者雇用安定法で60歳定年制の導入や65歳までの定年延長など高年齢者の雇用就業対策が本格的に実施されることになった⁶⁾。

主に、高年齢者の雇用就業対策には、①65歳までの継続雇用、②再就職先の紹介、③定年退職後も就業できる場の確保という三つの対策があると考えられている⁷⁾。1つめの65歳までの継続雇用とは、定年退職後も再雇用制度や短時間勤務制度、あるいは高齢者会社などを通じて、同一の企業内でこれまで培ってきた技能や経験を活用しながら働くことを奨励する政策である。1994年の年金改正により厚生年金の支給開始年齢を段階的に引き上げるスケジュールが決定されたことや、1998年の高年齢者雇用安定法の改正により60歳以下の定年制は禁止されるようになったことから、60歳で定年退職した後も年金を受給するまでの間、何らの仕事に就きたいという人が増加している。さらに、2004年に高年齢者雇用安定法が改正されたことにより、企業は65歳まで働ける環境の整備をしなければならなくなっている。2つめの再就職先の紹介とは、早期退職優遇制度などによって、定年前に企業を退職した人が新しい仕事を見つけて働くように公共職業安定所や高齢者無料職業紹介所などを通じて支援する政策である。公共職業安定所や高齢者無料職業紹介所では、主に相談業務に力点を置くことで高年齢者のニーズにあった仕事を紹介するようにしている。3つめの定年退職後も就業できる場の確保とは、必ずしも雇用契約の仕事は望まないが、臨時的で短期的な就業によって、これまで培ってきた技能や経験を定年退職後もいかして働きたいと希望する人のための就業機会を創り出す政策である。この定年退職後も就業できる場として、高年齢者雇用安定法第46条でシルバー人材センターが規定されている。また、同法第47条では、シルバー人材センターが行うことのできる業務について規定されている。それらは、「①臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、当該就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること、

②臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高年齢退職者のために、無料の職業紹介事業を行うこと、③高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと、④前3号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業に関し必要な業務を行うこと」と規定されている。

III 実態と問題点

(1) 仕組みと実態

60歳以上の健康な高年齢者は、居住している市町村に設置されているシルバー人材センターの会員になることができる。会費は年間1千円から2千円程度となっている。入会する時に、あらかじめ希望する仕事の種類を登録しておくと、希望した仕事について事務局職員から連絡してもらえるようになっている。連絡を受けた会員は、就業内容や就業条件が希望する仕事でない時は、無理に仕事を引き受けなくても良いことになっている。場合によっては、就業先を見学することもできる。仕事を引き受ける時は、シルバー人材センターと会員との間で、請負・委任契約を結ぶことになっている。

発注者とシルバー人材センターと会員との契約関係について見てみると、発注者とシルバー人材センターとの間で請負・委任契約を結んだ仕事について、さらにシルバー人材センターと会員との間で請負・委任契約を結ぶことになっている⁸⁾。従って、会員は発注者と仕事の条件や配分金について直接交渉したり、発注者から配分金を直接受け取ったりしてはいけない。発注者からシルバー人材センターへ支払われた契約金のうち事務的経費を差し引いた残りが、会員の配分金となっている。配分金の単価は時間給であり、地域別最低賃金を考慮した上で設定されている。

それでは、シルバー人材センターが受注している仕事には、どのような種類の仕事があるのであるか。シルバー人材センターが受注している仕

事は、大きく分けて主に7種類ある。それらは、①専門技術、②事務整理、③技能、④軽作業、⑤施設管理、⑥販売・外交、⑦サービスの7種類である。このうち「軽作業」(約51%)が最も多く、次に「施設管理」(約23%)や「技能」(約12%)が多い。これらは、主に「除草」や「植木の剪定」や「駐輪場の管理」といった仕事である。反対に、「事務整理」(約2%)や「販売・外交」(約2%)は少ない。会員に会社員や公務員であった人が多いため、「事務整理」を希望する人が多いにも関わらず、シルバー人材センターが受注する仕事は、「事務整理」や「販売・外交」は少なく、ミスマッチが生じている。このため、国は「事務系職種就業分野開拓推進事業」を実施することで、「事務整理」や「販売・外交」の仕事の受注を増やそうとしている。官公庁から受注する仕事と民間企業等から受注する仕事の割合は、3:7である。

次に、シルバー人材センターの実態について見てみると、まず、会員の男女別の割合は、男性会員が6~7割であるのに対して、女性会員は3~4割となっており、男性会員の方がが多い傾向がある。最も多い年齢層は、65~69歳が最も多く、中でも男性会員は65~69歳が最も多いのに対して、女性会員は60~64歳が最も多くなっている。もともとシルバー人材センターは、60~64歳の高年齢者が技能や経験を活用しながら就労するために始められたが、結果的に60~64歳よりも65~69歳の会員の方が多くなってしまっている。これは、60~64歳の男性の場合、雇用労働を希望すれば就業する機会が少なからずあるからではないかと考えられる。また、シルバー人材センターの仕事は、1ヵ月10日以内の臨時的で短期的な仕事を扱っているため、会員の1ヵ月の就業日数は、おおむね9日程度となっており、1ヵ月の収入も5~6万円程度となっている⁹⁾。シルバー人材センターでの就業によって得た配分金は、趣味や旅行などに使っている人が多く、生活費の足しにするという人はあまり多くない傾向にある。さらに、入会した動機についても、「健康のため」や「仲間とのふれあい」などが多く、「生計維持」のためという場合は

少ない。これは、会員の大半が公的年金を受給しているためである。会員の中には、配分金から事務的経費が差し引かれることに不満を感じている人がいたり、仕事が公平に割り当てられていないと不満を感じている人もいる。

(2) 問題点

シルバー人材センターの会員は雇用労働者ではないため、労働基準法や最低賃金法や労働安全衛生法が適用されないだけでなく、労働保険や健康保険や厚生年金保険なども適用されない。このため、会員が就業中や通勤途中に病気や怪我などをした場合、労災保険を受給できないという問題が生じている。

もともと設立当初の東京都高齢者事業団では、労災保険に加入することができていたが、1980年にシルバー人材センター事業により国の補助事業となった時に、労災保険に加入できなくなった¹⁰⁾。そこで、旧労働省は民間の損害保険会社へ協力を要請して、翌年にシルバー人材センター団体傷害保険を創設している。このシルバー人材センター団体傷害保険は、会員が身体に怪我や障害などを負った場合、場合に応じて、死亡給付金、後遺障害給付金、入院給付金、通院給付金を受け取ることができるようになっている。就業中や仕事先への通勤途中の怪我だけでなく、講習会や総会に出席するための往復時の怪我でも保険が適用されている。さらに、会員が就業中に他人の身体や財物に損害を与えてしまった場合に備えて、賠償責任保険も創設されている。

軽度の病気や怪我であれば、私保険で対応することも可能であるが、死亡や後遺障害の場合、労災保険が受給できないのかどうかが問題となっている。例えば、大阪府下のシルバー人材センター事件（労働保険審査会1996・11・6採決）では、会員が就業中に起こした事故について、発注元の企業と会員との間に実質的な指揮監督関係があつたため、労災保険が適用されることになった。また、大阪市シルバー人材センター事件（大阪地裁2002・8・30判決）でも、シルバー人材センター

は、リーダー役の会員を通して会員の作業時間や作業状況等を管理していたことから、シルバー人材センターと会員との間には、実質的な指揮監督関係があったと判断し、シルバー人材センターに使用者責任があるとしている。これらの事件は、請負・委任契約か雇用契約かといった契約の形式にとらわれず、シルバー人材センターと会員、あるいは発注元の企業と会員との間に実質的な指揮監督関係が存在するかどうか、従ってシルバー人材センターや発注元の企業は使用者責任や安全配慮義務があるかどうかが争点となっている¹¹⁾。

IV 残された課題

最後に、シルバー人材センターにおける生きがい就労について、残された課題を3つ提示することにしたい。

第一に、雇用契約か請負・委任契約かといった契約の形式だけでなく、就業の実態に即して判断した上で労働基準法を適用するか、それとも福祉的側面があることも考慮して、雇用労働者ではないが雇用労働者に類似した特別なカテゴリーと捉えて、法的な保護を与えるかのどちらかを検討する必要があるであろう。シルバー人材センターにおける会員の就業は、生きがい就労といった福祉的側面も含んでおり、必ずしも雇用労働者と同様の就業実態であるとは言えない。例えば、①会員は、就業内容や就業条件が希望する仕事でない時は、無理に仕事を引き受けなくとも良いことになっている。②会員の多くは、「生きがい」や「健康のため」に就業しており、生計維持のために就業している会員は少ない。③シルバー人材センターは、会員に対して就業日数や収入の保障はしていない。④配分金は雑所得として扱われており、源泉徴収はしていない。しかしながら一方で、雇用労働者と同様の就業実態を併せ持っている側面がある。それらは、①会員は就業場所や就業時間があらかじめ決められており、シルバー人材センターや発注元の企業に管理されている場合が多い。

②会員が自らの判断で補助者を使うことが認められない。③シルバー人材センターから会員に対して支払われる配分金が、労働の対償として支払われており、しかも配分金は就業した時間に応じて時間給で支払われている。④使用する機械類は、シルバー人材センターが所有している。⑤配分金は地域別最低賃金を考慮して決定されており、著しく高額というわけではない。⑥会員は、居住している地域にあるシルバー人材センターからのみ仕事を提供されている。このように、シルバー人材センターにおける会員の就業は、実態として福祉的側面と雇用労働者の側面を併せ持っているため、特別なカテゴリーと捉えて法的な保護を検討する方が良いのではないだろうか。

第二に、労災保険では原則として労働基準法が適用される雇用労働者を対象としているが、雇用労働者以外の建設業の一人親方などについても、その就労の実態から見て適用する必要があるため、1965年に特別加入制度が創設されており、シルバー人材センターの会員も労災保険に特別加入できるようにする必要があるであろう。旧労働省の通達によると、危険で有害な仕事や事故が発生した場合の損害賠償額が多額となるような仕事は、シルバー人材センターで取り扱わないことになっているが、現実には就業中の事故で死亡したり、後遺障害が残るというケースが発生している¹²⁾。シルバー人材センターの考案者である大河内一男も、東京都高齢者事業団の設立準備会で、「この構想が雇用というところから出てきたものであるから、単に福祉的な視野だけで問題を処理して、雇用というオブラートをかぶせるのでは本物でなくて、むしろ、雇用を正面にだして、できるだけ雇用を60歳以上の労働者の体力なり能力なりの衰えにあった仕事を積極的に、相当費用をかけても作っていくことでなくてはならないのではないか」¹³⁾と述べている。設立当初の東京都高齢者事業団が労災保険に加入できていたということも考慮した上で、私保険だけで対応するのではなく、労災保険に特別加入できるように検討しなければならない。

第三に、シルバー人材センターにおける会員の就業は、実態として福祉的側面と雇用労働者の側面を併せ持っているが、家内労働法が適用できる場合があり、家内労働法が適用可能な仕事については、積極的に家内労働法の適用を検討する必要があるであろう。旧労働省の通達によると、家内労働法について、仕事の種類や方法によっては、シルバー人材センターが委託者とみなされ、会員が家内労働者として適用される場合もありうるとしている¹⁴⁾。家内労働法は、家内労働者が労働者性格と事業者性格の二面性を併せ持っているため、労働者と事業者の中間的形態と捉えて制定されている。すなわち、家内労働法は、「労働基準法上の労働者とはならず、形式的には、自営業者である家内労働者が、その経済的実態からすれば委託者に従属しており、使用者の労働者に対する関係と類似している実情をとらえて、労働者に準じたものとして労働保護立法の対象」¹⁵⁾にしているのである。また、家内労働法では、就業場所について特に定義されていないため、必ずしも自宅でなければならないというわけではなく、近所の集会場や作業場などで家内労働に従事している場合もある¹⁶⁾。シルバー人材センターにおける会員の就業は、実態として福祉的側面と雇用労働者の側面を併せ持っているが、家内労働法が適用可能な仕事については、積極的に家内労働法の適用を検討しなければならないであろう。

注

- 1) 岡眞人編『高齢期の就業と生きがい』横浜市立大学経済研究所、1998年を参照。
- 2) 老人福祉法第3条第2項。
- 3) 安保明子『おんな理事長奮戦記』ミネルヴァ書房、1983年を参照。高齢者事業団の中には、失業対策事業の代わりに高齢者や失業者の就業保障を目的として、全日本自由労働組合が中心となって運営している

場合があった。

- 4) 1982年に「(社)全国シルバー人材センター協議会」となり、国の補助対象となった。その後、1986年に「(社)全国シルバー人材センター協会」、1996年に「(社)全国シルバー人材センター事業協会」と名称変更している。
- 5) 高年齢者雇用安定法第46条～第48条を参照。同法第2条によると、高年齢者とは55歳以上の者のことである。
- 6) 1986年に制定された高年齢者雇用安定法では、事業主が定年年齢を定める時は60歳を下回らないよう努力することとなっていた。
- 7) 長勢甚遠『シルバー人材センター』労務行政研究所、1987年を参照。
- 8) シルバー人材センターでは、無料職業紹介事業や一般労働者派遣事業も実施しており、雇用労働の場合もある。
- 9) 税制上、配分金は雑所得として扱われており、非課税限度額をこえた場合は、確定申告をしなくてはならない。
- 10) 秋田成就『生きがい就労』事業としての高齢者事業団制度について』『社会労働研究』第29巻第3・4号、1983年3月。
- 11) 会員の就業中の事故を防止するため、1993年には、全国各地にあるシルバー人材センターに安全就業推進員を国庫補助で配置することになった。
- 12) 1980年4月26日付け職発第217号通達。
- 13) 小山昭作『高齢者事業団』碩文社、1980年、66～67頁。
- 14) 1980年5月2日に、労働省職業安定局失業対策部企画課長が各都道府県シルバー人材センター主管課長へ出した通達。詳しくは、安保明子、前掲書、206～207頁を参照。
- 15) 岡部実夫『家内労働法の解説』労務行政研究所、1972年、139頁。
- 16) 家内労働法は、物品の製造加工作業だけに適用されるため、シルバー人材センターにおける会員の就業すべてに適用できるわけではない。情報サービス業への家内労働法適用の提言については、高野剛「私の視点：在宅ワーカー長時間・低収入 法整備急げ」『朝日新聞』2010年1月7日朝刊を参照。

(たかの つよし 所員 広島国際大学)

現代中国農村の高齢者扶養と家族構成 —山東省日照市の農村調査を中心として—

高齢化が急速に進む中国では、膨大な農村高齢者の扶養は大きな問題となっている。本稿は、インテンシブな実態調査という方法で山東省日照市における3つの村の在宅高齢者の全体的・家族構成別の特徴を明らかにする。

Liu Can
劉 燦

I はじめに

2000年の中国第5回人口センサスによれば、中国における65歳以上の高齢者人口は全人口の7%に達し、高齢化社会に突入したといってよい。しかし、約7割の中国高齢者は農村部に居住しているため、高齢化は特に農村で顕著である。

1980年代以降、改革開放が進む中国農村では、人民公社制度にかわる農村生産責任制が導入されたことによって、高齢者の扶養は、再び完全に個々の家族に帰すことになった。しかし、90年代から農業の停滞、農村の衰退、さらに農民の生活難という「三農問題」(農業・農村・農民の問題)が深刻化してきた。人口の高齢化の加速とともに、農村から若年層の人口流出、及び「一人っ子」政策による少子化もまた、急速に進んでいる。こうした家族の小規模化は、それ自体、家族による扶養機能の脆弱化と表裏一体である。さらに農村の高齢者は都市とは異なり、公的な社会保障の恩恵をほとんど受けられないのが実態である。このような事態はいずれも、農村社会の急激な変動にともない、伝統的な家族扶養は大きな困難に直面しているのである。

中国における高齢者やその扶養に関する研究、農村高齢者の研究は極めて少ない。ごく一部、農

村の高齢者の問題にも言及する研究はある¹⁾。日本の場合、中国の農村高齢者については、一般的な統計の紹介はあるものの、実証的な研究はやはり極めて少ない²⁾。総じて、中国と日本に対する先行研究の多くは、概況的な統計分析や理論的な政策論争に比し、正確な、しかも階級的観点を明確にした質的調査研究はあまりに乏しい。

本調査は、中国山東省日照市農村を調査地とし³⁾、60歳以上の在宅高齢者、男性114名、女性125名(計239名)、151世帯を調査対象としている。調査の方法は、①農村高齢者自身に対するインテンシブな面接聞き取りと参与観察、②村の幹部からの機関聞き取り・資料収集である。地域間格差・経済的格差を鮮明に捉えるため、相対的に豊かなA村(47世帯)、経済的中位のB村(43世帯)、そして貧困のC村(61世帯)の3つの村で、高齢者世帯すべてに面接調査を行った全数調査(質的調査)である。3つの村の経済的水準が異なるため、高齢者の現実の生活や社会意識に大きな差異をもたらす。特に貧困のC村では、高齢者の家族扶養は大きな困難に直面しているのである⁴⁾。

本稿の目的は、山東省日照市における3つの村の在宅高齢者の全体的・家族構成別の特徴を明らかにし、そこで問題の所在と対策を考察することにある。

Ⅱ 在宅高齢者の全体的特徴

(1) 基本属性と家族構成

調査対象者は年齢別にみると、60歳代（44.8%）と70歳代（43.9%）が拮抗し、80歳以上（11.3%）は少ない。平均年齢は約71歳で、男女間であまり年齢に差はない。

「健康である」と回答した対象者は全体の3割強にとどまる。逆に「悪い（やや悪い+悪い）」と明確に回答したケースも、男性で約2割を占める。

対象者の多くは、男女とも不就学が圧倒的に多い。特に女性は、就学率が低い。彼／彼女らは、これまで主に農業（A村では、漁業と農業）に従事し、生計を立ててきた。

表1のように⁵⁾、現在も、配偶者の約7割強は健在である。ただし、配偶者と死別した者も2割強みられ、さらにもともと貧困や病弱のために結婚しなかったケースもわずかだがみられる。ただし、

対象者の75.5%は、こうした子供達とは別居している。したがって、同居家族の人数は、夫婦など2人だけであることが60.9%と多く、次いで独居が30.5%が多い⁶⁾。

別居しているとはいって、子供達の居住地は、比較的、近隣であることが多い。調査地域においては、特に息子は、結婚後、同じ村の中で別居することが一般的である。そこで8割以上の高齢者は、「ほとんど毎日」息子と接触・往来している。これに比べれば、娘は結婚を機に街道・本郷（近隣の村）に出ていくことが多い。そこで接触・往来は、息子に比べるとかなり少なく、「月1～2回」が37.6%、「月1回未満」が42.9%である。

(2) 家族と扶養

対象者である高齢者の生活を、最も現実的に支えている主要な社会関係は、配偶者、及び、息子をはじめとする子供達である。

まず、日常の家事についてみると、中国農村の伝統的な性別役割分業により、女性高齢者が大半

表1 家族構成の特徴（世帯・%）

配偶者	健在 死別 非婚	176 (73.6) 57 (23.8) 6 (2.5)
計		239 (人)
子供人数	0 1～3人 4～5人 6人以上	10 (6.6) 19 (12.6) 76 (50.3) 46 (30.5)
	平均	4.7
男の子供	平均	2.2
女の子供	平均	2.5
子供と別居		114 (75.5)
子供と同居		27 (17.9)
子供なし		10 (6.6)
同居家族人数	1人 2人 3人以上	46 (30.5) 92 (60.9) 13 (8.6)
子供年齢 (MA)	30歳未満 30歳～ 40歳～ 50歳～ 60歳～	18 (12.8) 121 (85.8) 117 (83.0) 62 (44.0) 9 (6.4)
子供学歴 (MA)	不就学 小学卒 中学卒 高校卒 その他	89 (63.1) 102 (72.3) 93 (66.0) 34 (24.1) 17 (12.1)
子供既婚	既婚 未婚	141 (100.0) 9 (6.4)
孫の平均人数		7.9
計		151 (100.0)

注) (1) 孫と同居人数を除く。

(2) 子供の年齢・学歴・既婚：子供がいる世帯。

出所：実態調査により作成。

を担っている。次に、悩みごとを相談する相手、日常生活で困った時に頼りにする相手、介護が必要な時、誰に頼むかについてみてみると、いずれも息子が最も多く、配偶者が次ぐ⁷⁾。

息子に比べ、娘を頼りにするケースは明らかに少ない。これは、娘が村外に居住し、頻繁に接触・往来することが困難であることに加え、「嫁に行ったら、姑・舅の面倒を見るべきだ」といった伝統的な意識によるものである。

とはいえ、実際の高齢者の生活維持、特に経済的なサポートの面で、娘が全く役割を果たしていないわけではない。むしろ、経済的サポートでは、娘は息子とともにさまざまな援助を行なっている⁸⁾。総じて、金銭面での援助は、やや息子の側に比重が高いとはいえ、男女を問わず子供達の協力によってなされているといえよう。

以上のように、配偶者や子供が高齢者の実際の生活維持に大きな役割を果たしているということは、いいかえれば、配偶者や子供がいないケースでは、他に頼れる関係が少なく、生活が困窮しがちだということである。

(3) 扶養に関する社会意識

対象者の扶養に関する社会意識の中でまず特徴的なことは、子供との別居指向が非常に強いということである。「元気な時」はもちろん、「配偶者が亡くなり一人になった時、どのような家族形態が望ましいか」と尋ねても、それでも89.4%は「子供とは別居したい」と答える。ただし、こうした子供との別居志向は、必ずしも子供に依存しないという意味での「自立志向」ではない。むしろ対象者の多く（92.1%）は、「子供が扶養するのが当然である」と考えている。「高齢者が自分で自立す

べきだ」という意見は40.4%で、それを下回る。

そして子供の扶養責任の中でも、特に「息子の責任」が重視されている。「親の世話を誰がみるべきだと思うか」という質問に対し、息子（本人配偶者を含む）という回答は89.4%と、娘という回答（25.8%）を大きく上回っている。「親の老後を誰が扶養するという話になっているのか」という質問に対しても、息子が55.3%と最も多く、娘は10.6%と少ない。ここには、「老親の扶養には息子が責任をもつべきであり、娘はその責任を免れるべきだ」（「養児防老」）という伝統的な慣習がみてとれる。

以上のように、対象者は、娘を含む子供達から経済的サポートを受け、また近隣に住む息子達に直接、支援されつつ生活している。そして今後も、主に息子に依存する形での扶養が望ましいと考えている。

行政による福祉への期待は、あまりみられない。行政へ扶養関係にかかる要求は、「なし」が65.6%と最も多い。「行政に何か期待しても無駄」、「村が貧しいから」、「子供に頼るしかない」との声も多い。総じて、村行政の福祉より、子供（息子）による扶養の方が現実的かつ望ましいと考えられているのである。

III 家族構成別の特徴

(1) 家族構成の概要

まず、対象者の現在の家族構成を概観する。

対象者の中で、表2のように、夫婦とも健在の世帯では、子供と別居しているケースが89.8%と特

表2 家族構成の特徴（世帯・%）

	同居	別居	子供なし
配偶者	夫婦健在世帯 7(8.0)	79(89.8)	2(2.3)
	計 88 (100.0)		
	死別世帯 20(35.1)	35(61.4)	2(3.5)
	計 57 (100.0)		
配偶者	非婚世帯 0(0.0)	0(0.0)	6(100.0)
	計 6 (100.0)		
	計 151 (100.0)		

出所：実態調査により作成。

に多い。これに対し、配偶者と死別した世帯では、子供との別居は61.4%とやや少なくなり、子供と同居しているケースが35.1%となっている⁹⁾。

そこで、主要な家族構成としては、①配偶者が健在で子供と別居している、高齢者夫婦のみの世帯（以下、「夫婦世帯」と呼ぶ。81ケース）、②配偶者と死別し、子供と別居している独居の世帯（以下、「独居世帯」と呼ぶ。35ケース）、③配偶者と死別し、子供と同居している世帯（以下、「同居世帯」と呼ぶ。20ケース）、そして④その他の世帯（15ケース）に大きく分けることができる¹⁰⁾。

(2) 「夫婦世帯」

ではまず、「夫婦世帯」の生活と扶養の実態をみていこう。

「夫婦世帯」は、子供に依存せず、夫婦だけで生活を維持しようとする自立性が特に強い。すなわち、ここでは男性高齢者による就労が比較的多く、経済的な自立性が高い。

表3-4のように、主な収入源として高齢者自身の「労働収入」があるケースが80.2%と多く、「子供の援助」の44.4%を大きく上回る。高齢者自身に現金収入がある世帯も87.7%と多く、高齢者自身の収入源としては、特に農業収入・家畜飼育収入

表3 経済生活(1)(世帯・%)

		夫婦世帯	独居世帯	同居世帯	その他
これまでの 家業	漁業	3(3.7)	5(14.3)	9(45.0)	5(33.3)
	漁業+農業	14(17.3)	1(2.9)	1(5.0)	4(26.7)
	農業	57(70.4)	27(77.1)	10(50.0)	5(33.3)
	その他	7(8.6)	2(5.7)	(0.0)	1(6.7)
主な収入源 (MA)	子供援助	36(44.4)	30(85.7)	19(95.0)	5(33.3)
	労働収入	65(80.2)	11(31.4)	5(25.0)	8(53.3)
	貯金	3(3.7)	1(2.9)	0(0.0)	1(6.7)
	その他	11(13.6)	2(5.7)	0(0.0)	7(46.7)
収入	あり	71(87.7)	13(37.1)	5(25.0)	13(86.7)
	なし	10(12.3)	22(62.9)	15(75.0)	2(13.3)
貯金	あり	27(33.3)	6(17.1)	4(20.0)	3(20.0)
	なし	54(66.7)	29(82.9)	16(80.0)	12(80.0)
借金	あり	5(6.2)	2(5.7)	1(5.0)	2(13.3)
	なし	76(93.8)	33(94.3)	19(95.0)	13(86.7)
経済的満足	満足	43(53.1)	15(42.9)	9(45.0)	6(40.0)
	やや満足	20(24.7)	14(40.0)	6(30.0)	4(26.7)
	不満足	18(22.2)	6(17.1)	5(25.0)	5(33.3)
計		81(100.0)	35(100.0)	20(100.0)	15(100.0)

出所：実態調査により作成。

表4 経済生活(2)(世帯・%)

		夫婦世帯	独居世帯	同居世帯	その他
収入源 (MA)	賃労働	13(18.6)	2(15.4)	3(60.0)	3(23.1)
	農業	44(62.0)	3(23.1)	2(20.0)	4(30.8)
	果樹	3(4.3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
	家畜飼育	30(42.3)	2(15.4)	1(20.0)	3(23.1)
	その他労働	3(4.2)	4(30.8)	0(0.0)	0(0.0)
	その他	11(15.7)	2(15.4)	0(0.0)	7(53.8)
収入金額	現物収入	7(9.9)	1(7.7)	1(20.0)	2(15.4)
	500元未満	8(11.3)	5(38.5)	0(0.0)	5(38.5)
	500元～	11(15.5)	1(7.7)	1(20.0)	2(15.4)
	1,000元～	16(22.5)	1(7.7)	1(20.0)	0(0.0)
	1,500元～	15(21.1)	5(38.5)	2(40.0)	3(23.1)
	3,000元～	13(18.3)	0(0.0)	0(0.0)	1(7.7)
	不明	1(1.4)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
計		71(100.0)	13(100.0)	5(100.0)	13(100.0)

注) 現金収入がある世帯（現物収入を含む）。

出所：実態調査により作成。

の比率が高い。貯金がある世帯も33.3%と多い。このような「夫婦世帯」では、表5-6のように、農地がある場合、主な耕作者は男性高齢者自身である。そこで基本的な食糧は自ら生産しており、息子からの食糧援助は「ない」場合が73.7%と多い。

日常の家事の面でも、「夫婦世帯」では、主に女性高齢者自身が担っている¹¹⁾。日常生活で「困った時の頼り」や「介護が必要な時、だれに頼むか」を尋ねても、「夫婦世帯」では、別居の息子よりもむしろ配偶者が圧倒的に大きな位置を占めている。悩みの相談相手としては、配偶者(33.3%)より別居の息子(71.6%)をあげるケースが多いが、しか

しそれでも配偶者も一定の割合を占める(表7)。

総じて「夫婦世帯」では、日常生活の維持・サポートは、ほぼ配偶者相互でなされており、別居する子供達への依存率は相対的に低いといえよう。

表8のように、子供(特に息子)との日常の接触・往来も、「夫婦世帯」では相対的に希薄である。息子と「ほとんど毎日」接触・往来しているケースは76.3%、「週1回未満」が約2割に達する。「夫婦世帯」の約2割が同じ村に子供が居住していないと答えている。

そして「夫婦世帯」では、子供に依存せず、自立すべきだと意識も比較的強い。「元気な時」は

表5 農業生産基盤(世帯・%)

		夫婦世帯	独居世帯	同居世帯	その他
口糧田	なし	8(9.9)	2(5.7)	3(15.0)	7(46.7)
	0.8畝未満	11(13.6)	4(11.4)	8(40.0)	2(13.3)
	0.8畝以上	62(76.5)	29(82.9)	9(45.0)	6(40.0)
賃貸田	作目	落花生	60(82.2)	25(75.8)	14(82.4)
		サツマイモ	50(68.5)	20(60.6)	7(41.2)
		トウモロコシ	55(75.3)	26(78.8)	10(58.8)
		大豆	18(24.7)	12(36.4)	5(29.4)
		小麦	53(72.6)	27(81.8)	10(58.8)
		果樹	3(3.7)	0(0.0)	0(0.0)
賃貸田	なし	54(66.7)	31(88.6)	19(95.0)	13(86.7)
	1.0畝未満	6(7.4)	2(5.7)	1(5.0)	1(6.7)
	1.0畝以上	21(25.9)	2(5.7)	0(0.0)	1(6.7)
主な耕作者(MA)	作目	サツマイモ	18(64.3)	2(66.7)	0(0.0)
		落花生	17(60.7)	3(100.0)	1(100.0)
		その他	12(42.9)	2(66.7)	0(0.0)
主な耕作者(MA)	男性高齢者	54(74.0)	4(12.1)	0(0.0)	6(75.0)
	息子	24(32.9)	29(87.9)	15(88.2)	2(25.0)
	その他	7(8.6)	3(8.6)	5(25.0)	1(12.5)
計		81(100.0)	35(100.0)	20(100.0)	15(100.0)

注) 農地がある世帯。

出所: 実態調査により作成。

表6 息子による援助(世帯・%)

		夫婦世帯	独居世帯	同居世帯	その他
金銭援助	あり	49(64.5)	24(68.6)	14(73.7)	4(57.1)
	なし	27(35.5)	11(31.4)	5(26.3)	3(42.9)
500円未満	なし	8(10.5)	0(0.0)	2(10.5)	2(28.6)
	不明	9(11.8)	8(22.9)	1(5.3)	2(28.6)
	なし	28(36.8)	14(40.0)	10(52.6)	0(0.0)
	不明	27(35.5)	11(31.4)	5(26.3)	3(42.9)
	なし	4(5.3)	2(5.7)	1(5.3)	0(0.0)
食料援助	あり	64(84.2)	26(74.3)	14(73.7)	6(85.7)
	なし	12(15.8)	9(25.7)	5(26.3)	1(14.3)
食糧援助	あり	20(26.3)	29(82.9)	17(89.5)	2(28.6)
	なし	56(73.7)	6(17.1)	2(10.5)	5(71.4)
計		76(100.0)	35(100.0)	19(100.0)	7(100.0)

注) 息子がいる世帯。

出所: 実態調査により作成。

もちろん、「身体が弱った時、どのような家族形態が望ましいか」という質問に対しても、すべてのケースが「別居したい」と回答している。「配偶者が亡くなり、1人になった時」も97.5%が「別居したい」と考えている。扶養に関する考え方も、「自分で自立すべきだ」との回答が56.8%が多い。

なお「夫婦世帯」では、老後の扶養に関して、表9のように、行政への期待がやや高いことも特徴である。老後を「村集団援助に頼りたい」ケースが21.0%と多く、また行政に対する期待も「養

老補助金」が17.3%、「土地保護」が22.2%と、いずれもやや高い。

(3) 「独居世帯」と「同居世帯」

一方、「独居世帯」や「同居世帯」は、子供、特に息子への依存率相対的に高い（表3～9参照）。

まず、こうした世帯では、高齢者自身の「労働収入」が少なく、主な収入源が「子供の援助」であることが多い。高齢者自身に現金収入がある世帯も少なく、貯金がない世帯が8割以上と多く、それだけ子供への依存率が高くなっている。

表7 社会関係（世帯・%）

		夫婦世帯	独居世帯	同居世帯	その他
悩みの相談相手(MA)	配偶者	27(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	4(26.7)
	息子	58(71.6)	32(91.4)	17(85.0)	5(33.3)
	娘	10(12.3)	5(14.3)	2(10.0)	0(0.0)
	その他	4(4.9)	0(0.0)	0(0.0)	6(40.0)
	不明	9(11.1)	2(5.7)	2(10.0)	3(20.0)
困難時の頼り(MA)	配偶者	67(82.7)	0(0.0)	0(0.0)	5(33.3)
	息子	34(42.0)	33(94.3)	17(85.0)	3(20.0)
	嫁	2(2.5)	9(25.7)	5(25.0)	1(6.7)
	娘	16(19.8)	8(22.9)	4(20.0)	1(6.7)
	その他	0(0.0)	1(2.9)	1(5.0)	6(40.0)
介護必要な時(MA)	配偶者	64(79.0)	0(0.0)	0(0.0)	5(33.3)
	息子	36(44.4)	33(94.3)	17(85.0)	3(20.0)
	嫁	7(8.6)	13(37.1)	9(45.0)	2(13.3)
	娘	19(23.5)	8(22.9)	7(35.0)	1(6.7)
	その他	0(0.0)	1(2.9)	1(5.0)	4(26.7)
	不明	1(1.2)	2(5.7)	2(10.0)	5(33.3)
計		81(100.0)	35(100.0)	20(100.0)	15(100.0)

出所：実態調査により作成。

表8 子供との接触・往来（世帯・%）

		夫婦世帯	独居世帯	同居世帯	その他
子供在住地(MA)	本村	65(82.3)	33(94.3)	20(100.0)	7(100.0)
	本郷・本街道	59(74.7)	23(65.7)	16(80.0)	5(71.4)
	市内	47(59.5)	23(65.7)	11(55.0)	3(42.9)
	省内	24(30.4)	6(17.1)	1(5.0)	1(14.3)
	省外	15(19.0)	10(28.6)	3(15.0)	1(14.3)
計(子供がいる世帯)		79(100.0)	35(100.0)	20(100.0)	7(100.0)
息子との接触	ほとんど毎日	58(76.3)	31(88.6)	18(94.7)	7(100.0)
	週に1回位	3(3.9)	2(5.7)	1(5.3)	0(0.0)
	月1～2回	7(9.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
	それ以下	8(10.5)	2(5.7)	0(0.0)	0(0.0)
計(息子がいる世帯)		76(100.0)	35(100.0)	19(100.0)	7(100.0)
娘との接触	ほとんど毎日	4(5.3)	1(3.1)	1(5.0)	0(0.0)
	週に1回位	13(17.1)	2(6.3)	4(20.0)	1(20.0)
	月1～2回	26(34.2)	13(40.6)	8(40.0)	3(60.0)
	それ以下	33(43.4)	16(50.0)	7(35.0)	1(20.0)
計(娘がいる世帯)		76(100.0)	32(100.0)	20(100.0)	5(100.0)

出所：実態調査により作成。

表9 扶養について（世帯・%）

		夫婦世帯	独居世帯	同居世帯	その他
扶養の考え方 (MA)	①	78(96.3)	35(100.0)	20(100.0)	6(40.0)
	②	46(56.8)	9(25.7)	2(10.0)	4(26.7)
	③	3(3.7)	1(2.9)	0(0.0)	7(46.7)
	④	4(4.9)	3(8.6)	2(10.0)	0(0.0)
	⑤	0(0.0)	1(2.9)	0(0.0)	2(13.3)
世話の考え方 (MA)	息子(配偶者)	77(95.1)	34(97.1)	18(90.0)	6(40.0)
	娘	23(28.4)	9(25.7)	5(25.0)	2(13.3)
	その他	4(4.9)	2(5.7)	2(10.0)	9(60.0)
養老の願い (MA)	子女の孝行	74(91.4)	31(88.6)	18(90.0)	7(46.7)
	村集団援助	17(21.0)	0(0.0)	1(5.0)	11(73.3)
	家庭の和睦	8(9.9)	1(2.9)	5(25.0)	1(6.7)
	その他	2(2.5)	2(5.7)	1(5.0)	2(13.3)
行政への要求 (MA)	不明	0(0.0)	2(5.7)	2(10.0)	0(0.0)
	養老補助金	14(17.3)	2(5.7)	2(10.0)	3(20.0)
	土地保護	18(22.2)	5(14.3)	1(5.0)	1(6.7)
	その他	4(4.9)	1(2.9)	1(5.0)	3(20.0)
計	なし	48(59.3)	27(77.1)	16(80.0)	8(53.3)
		81(100.0)	35(100.0)	20(100.0)	15(100.0)

注) ①子供が扶養するのが当然だから、②自分で自立すべきだ、③村集団によって扶養すべきだ、
④高齢者扶養より孫の方を優先すべきだ、⑤その他。

出所：実態調査により作成。

「独居世帯」や「同居世帯」では、農地がある場合でも、主な耕作者は高齢者本人ではなく、9割近くは息子である。基本的な食糧は、ほぼ9割の世帯で息子から援助されている。

日常の家事についてみると、「独居世帯」はいうまでもなく、男女を問わず、高齢者自身が主担している。一方、「同居世帯」では、女性高齢者に次いで、「嫁」の役割が大きい。

「独居世帯」・「同居世帯」では、悩みの相談相手、「日常生活で困った時の頼り」、そして「介護が必要な時、だれに頼むか」も、圧倒的に同居・別居の息子達である。総じて、配偶者が亡くなつた後は、同居・別居を問わず、息子が日常生活の維持・サポートにおいて最も大きな役割を果たしているといえよう。なお「介護が必要な時」には、嫁も大きな役割を期待されている。

「独居世帯」・「同居世帯」では、子供、特に息子との接触・往来も、極めて頻繁である。「同居世帯」でほとんどが（同居の）息子と「ほとんど毎日」接触していることはいうまでもない。また「独居世帯」においても、ほとんどの場合、同じ村の中に子供が居住しており、特に息子とは88.6%が「ほとんど毎日」接触・往来している。

そして扶養に対する考え方も「独居世帯」・「同

居世帯」のすべてが「子供が扶養するのが当然」と回答している。「将来、どのような扶養が望ましいか」という質問に対しても、村集団（行政）への期待は極めて少なく、圧倒的に「子女の孝行」に期待するケースが多い。

総じて、配偶者が亡くなった後は、「独居」・「同居」の別を問わず、子供とりわけ息子への依存が高いことが伺える。

しかしながら、こうした「独居世帯」や「同居世帯」においても、子供との同居は、必ずしも望ましいこととは受け止められていない。「独居世帯」では、これからも「子供と別居し続けたい」という指向が最も顕著である。「元気な時」はもちろん、「身体が弱った時」や「1人になった時（つまり現状）」でも、すべてのケースが子供との別居を望んでいる。

一方「同居世帯」では、「配偶者が亡くなって1人になった時」（つまり現状）では、「子供と同居したい」との回答が60.0%を占める。ここでもまた、「元気な時」はもちろん、「身体が弱った時」でさえ、子供との同居は避ける方が望ましいと考えられている。いわば、配偶者が亡くなつて初めて、子供との同居は「やむをえない」と受け止められているのである。

IV 結語

本稿での考察から、現在、中国農村部に続く伝統的な「子供による扶養」は依然として強固で、同時に扶養形態は多様化していることが明らかとなった¹²⁾。こうした扶養形態の中では、「自助型」、「子供扶養型」、「不安定型」に大別される。

まず、「自助型」が比較的多く見られるのは、年齢が比較的若く、配偶者が健在の「夫婦世帯」が多い。これに対し、「子供扶養型」が比較的多く見られるのは、特に高齢で配偶者が死去了した後の「(子供との) 同居世帯」や「独居世帯」である。そして最後に、こうした「自助型」と「子供扶養型」のどちらにもなれず、極めて不安定な状態にあるのが、子供がなく、他に頼れる関係が少ない高齢者である。

中国の社会保障制度の不備と伝統的な観念は、「子供による扶養」の必要性をさらに補強している。ただし、こうした「子供による扶養」が成り立つ伝統的な基礎条件は、①男子・父系主義が主流であること、②複数の息子がいること、③息子達が近隣に居住していることなどである。現在の高齢者は複数の子供、特に複数の息子をもっている場合が多いため、これらの要件が成立していると推察される。

こうした「子供による扶養」を今後も維持するためには、まず何よりも、農地継承を可能にする農業保護政策が決定的に重要である。しかし今後、少子化が加速していくとすれば、多子の存在を前提としたこれまでの伝統的形態は早晚、維持できなくなると思われる。さしあたります、「同居」(特に男の子供との同居)は、少子化、特に一人っ子の増加および市場化の展開と共に進む若者層の流動化に伴い、今後減少していくことは明らかであろう。逆に、子供との別居はさらに増加すると思われる。そうだとすれば、男系・父系主義に対して何らかの変容がもたらされることは間違いないと思われる。そこでは、女子による高齢者扶養が「例外」ではなくなる。したがって、「子供によ

る扶養」を維持する場合でも、従来とは異なり、女子による高齢者扶養を思想的にも実利的にも政策的に誘導する必要があると思われる。いわば高齢者扶養における男子主義の打破、ジェンダー的視点が今後ますます重要になってくるのである。しかし、このような女子も動員した形での「子供による扶養」にも限界がある。家族・子供による扶養ではもはや対処し切れず、何らかの公的対策が不可欠となっている。

注

- 1) 喬曉春 (1998), 樊海林 (1998), 王國軍 (2002), 劉書鶴 (2002), 等参照。こうした研究は、ほとんどは農村高齢者に対する対策・政策・制度等の検討にとどまる。
- 2) 王文亮 (2004), 藤山嘉夫 (1997), 等参照。王の研究は、現代の中国における「三農問題」に基づく農民生活の貧困を社会保障との関連で論じたものである。中国農民の生活実態、及び、農村社会保障制度の全体像を概括的に明らかにしたものといってよい。一方、藤山の研究は、中国河北省辛集市の新星頭郷において実施された16戸の農家を対象としたモノグラフ的事例研究で、生活実態の把握という点では大きな示唆に富む。ただし、本研究は、あくまで一人っ子政策と高齢者扶養の関連に焦点を絞って検討したものである。
- 3) 本調査は主に3年間(2000~2003年)・4次の調査研究に基づく。山東省日照市を対象地として選定した理由は、①高齢者の人口割合が高く、特に農村部の高齢化が顕著(9.95%)。②日照市の内部で地域間格差が大きい。そこで、これらを比較することにより、多様な農村における高齢者と福祉の実態を把握することができる。③これは私事にわたるが、日照市は私の生まれ故郷であることも、対象地選択の重要な理由となった。中国における実態調査では、やはり人脈が大きな影響を与える。そして方言の理解も重要である。
- 4) 抨稿2010, 72-76頁。
- 5) 本稿では、字数の都合上、図やいくつか表は挿入していない。
- 6) 今回の調査では、夫婦が健在の世帯の場合、直接、回答したのは、男性であった。したがって直接の回答者は、男性114名、女性37名と男性が多数を占める。そして、こうした直接の回答者に限れば、男性は60歳代が43.0%と相対的に若く、また配偶者が健在で、子供と別居している事例が特に多い。これに対し、女性の回答者は配偶者と既に死去したケースが多いので、70歳代が59.5%、80歳代が21.6%と高齢で、独居または子供と同居しているケースが多く見られる。
- 7) 女性高齢者の家事担当率は、炊事(74.8%)、掃除

(75.5%)、洗濯 (71.5%)、買物 (63.6%)。悩みごとを相談する相手は、息子 (74.1%)、配偶者 (20.5%)。日常生活で困った時に頼りにする相手は、息子 (57.6%)、配偶者 (47.7%)。さらに、介護が必要な時、誰に頼むかは、息子 (58.9%)、配偶者 (45.7%)。

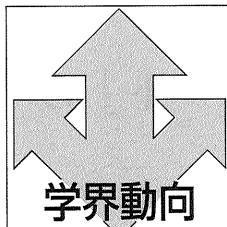
- 8) 経済的サポートとは、①金銭給付（医療費の負担を含む）、②基本的な食糧（小麦・トウモロコシ・落花生等）の給付、そして③その他の食料の給付等を指す。この中で、基本的な食糧の給付は、息子 (49.6%)、娘 (4.5%)。主に高齢者が息子たちに農地を譲り、その後返りとして食糧の給付を受けている。金銭の給付は、息子 (66.4%)、娘 (63.9%)。その金額には若干、男女差があり、年500元以上は、息子 (23.4%)、娘 (12.8%)。それでも娘も一定の役割を果たしている。医療費の負担も、息子 (34.4%)、娘 (20.5%) となっている。
- 9) 「夫婦世帯」はいうまでもなく男女一組の高齢者からなるが、直接、調査に回答したのは男性高齢者である。「独居世帯」と「同居世帯」は女性高齢者の比率が高く、それぞれ3分の2、4分の3を占める。「独居世帯」と「同居世帯」は、いわば配偶者が死去した後の世帯であり、したがって全体として女性高齢者の比率が高くなっている。また年齢別にみると、夫婦が健在な「夫婦世帯」では夫婦とも60歳代 (48.9%) が多いが、「独居世帯」や「同居世帯」では70歳代 (37.1%・40.0%)・80歳代 (11.4%・20.0%) の比率が高くなっている。
- 10) 「その他のケース」は、①配偶者が健在で、しかも子供とも同居している7ケース、②非婚で子供がない6ケース、そして③配偶者と死別して子供がない2ケースが含まれる。いずれもケース数が極めて限られているため、家族構成別の分析・考察から外すこととする。
- 11) 炊事 (93.8%)、掃除 (93.8%)、洗濯 (97.5%)、買物 (84.0%)。
- 12) 今回の調査研究は、山東省日照市における在宅高齢者を対象としたものである。中国では一口に農村といっても広大で、その地域特性も多様である。本調査研

究は、中国農村高齢者の生活と扶養の全体像を把握したとは言えない。ただ、少なくともある特定の中国農村の高齢者の実態を、これまでの先行研究が必ずしも十分に踏み込めなかったレベルまで、インテンシヴな面接聞き取りと参与観察によって捉えたものではある。

参考文献

- [1] 青井和夫編『中国の産業化と地域生活』東京大学出版会、1996年。
- [2] 石田浩『貧困と出稼ぎ』晃洋書房、2003年。
- [3] 王文亮『九億農民の福祉』中国書店、2004年。
- [4] 王國軍「現行農村社会養老保険制度の缺陷与改革思路」『上海社会科学院学術季刊』第1期、2000年。
- [5] 喬曉春「中国農村養老の問題与対策」課題報告、1998年。
- [6] 中国老齡科学研究中心『中国城鄉老人人口狀況一次性抽樣調査数据分析』中国標準出版社、2003年。
- [7] 樊海林「中国農村養老模式変遷前景展望」「社会保障制度』第2期、1998年。
- [8] 費孝通、小島晋治等訳『中国農村の細密画－ある村の記録1936～1982』研文選書、1985年。
- [9] 藤山嘉夫「一人っ子政策と高齢者扶養」細谷昂等編著『沸騰する中国農村』御茶の水書房、1997年。
- [10] 郝麦收「養老模式的変革」洪国棟「閔与家庭養老与居家養老」穆光宗「家庭養老面臨的挑戦及社会対策」中国老年协会 中国老年学学会編『中国的養老之路』中国勞働出版社、1998年。
- [11] 劉書鶴「農村社会保障の若幹問題」『社会保障制度』第2期、2002年。
- [12] 摂稿「当代中国农村养老与地域差异」『山東社会科學』第3期、2010年。

(りゅうさん 神戸大学社会学博士,
現在中国・南京師範大学外国語学院教師)



世界政治経済学会第5回大会（報告）

福田 泰雄

世界政治経済学会（WAPE）第5回大会が、5月28日、29日の両日にわたり、中国蘇州・中国人民大学国际学院で行われた。今年の共通論題「資本主義の危機とその対策：21世紀の社会主義」の下、全体報告は28日の午前、29日の午後の2回行われ、その間16の分科会に分かれて報告と質疑が行われた。私自身は、2回の全体会と4つの分科会に出席したが、他の分科会に出席した方からの情報も含め、今大会の感想を以下述べてみたい。

第1に、全体会に限らず多くの分科会において、共通論題である「資本主義の危機」について、ネオリベラリズムとの関わりで様々な角度から論じられた。(1) アイルランド経済破綻と金融自由化、(2) ネオリベラリズム政策と余剰マネーの蓄積、(3) ドイツの賃金抑制と輸出拡大がもたらしたEU内不均衡の発生、(4) ネオリベラリズム型雇用政策・自由化と財政赤字、(5) 中国やメキシコにおける環境問題・政策等、ネオリベラリズム体制の矛盾についてグローバルかつ多面的な角度から議論が提起された。報告者だけ見ても、中国を

初め、アメリカ7名、イギリス5名、ドイツ9名、オーストリア3名、メキシコ7名他、ブラジル、ペルー、フランス、ベルギー、スペイン、アイルランド、オーストラリア、ベトナム、韓国、そして日本からも20名と、世界にまたがり、上記の成果は、本組織がこうしたマルクス経済学の世界組織であるがゆえに得られたものである。

第2に、「資本主義の危機」を循環的矛盾、構造的矛盾と捉えつつも、資本による貨銀抑制＝消費抑制、帝国主義という観点の重要性を再認識させられたことも本大会の1つの成果である。また、固定資本の道徳的摩耗と「資本主義の危機」、消費抑制（過少消費）と「資本主義の危機」など、マルクス経済学ならではの議論も興味深いものであった。

第3に、中国の若い世代が、環境問題等で中国政府の政策と異なる見解を提起していたが、中国においてこうしたマルクス経済学本来の批判的精神が芽生えてきたことを知ることができたことも今回の成果である。

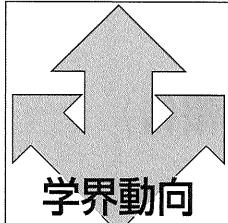
しかし第4に、危機対応策については、なお将来の議論にその具体化の課題を残していたとの印象を得た。中央集権体制、分権体制についての理論分析報告はあったが、全体報告でも21世紀の社会主義とは何か、具体道筋は示されなかった。

ともあれ世界政治経済学会への出席は今回が初めてであったが、資本主義をグローバルな視点から捉え、また世界各地で生じていることを知ることができたのは大きな成果であった。最後に、来年の大会は、University of Massachusetts (Amherst) で6月に開催されることが決まった。

(ふくだ やすお 一橋大学)



講演する次回大会責任者 D.Kotz 氏



鈴木富久著『グラムシ「獄中ノート」の学的構造』合評会報告

角田 修一

1. 本誌122号（2010年4月）に増田和夫氏による書評が掲載された鈴木富久著『グラムシ「獄中ノート」の学的構造』（御茶の水書房、2009年10月刊）について、5月8日に同書の合評会が大阪で開催された。筆者（角田）は合評会の呼びかけ人の1人であったが、「学界動向」欄をお借りしてこの合評会の模様を報告し、鈴木氏の労作についての理解を深める一助にしたい。なお、当日参加されてコメントも配布された東京グラムシ会会員の宮下武美氏（東京足立区労働組合総連合議長）がこの合評会の感想を「基礎研ニュース」Vol.35-5（2010年6月15日発行、4ページ）に寄せておられるので、あわせて参照していただきたい。

2. 鈴木富久氏（桃山学院大学教授、社会学）はこれまで、『経済科学通信』にもいくつかの論稿を寄せられている。「市民社会」と野心—スマスとグラムシ 第122号、2010年4月、「階級・市民社会・日本の労資—グラムシ階級論から」第108号、2005年8月、「企業別労組と企業内専制の現代日本の特質」第97号、2001年12月がそれである。これらの論稿にも示されているように、鈴木氏の一貫した研究課題は日本の労資関係における企業支配の特質という労働・産業社会学的な課題であり、これをグラムシ（アントニオ、1891-1937、イタリア共産党指導者）が書き残した「獄中ノート」研究の視点から解明するということでも鈴木氏の一貫した方法である。今回の著作は、長年のグラムシ研究をまとめられたものであるが、その特徴は、タイトルにあるように、グラムシ「獄中ノート」の内容を断片的な覚書の寄せ集めとしてではなく、それ自体に内的論理構造があることを明らかにしたことにある。

3. 合評会は以下の要領で開催、運営された。

司 会 深澤敦（立命館大学、フランス労働運動史）

報告者 鈴木富久「執筆の動機と経過」

増田和夫（京都経済短期大学）「報告コメント」

川上恵江（元熊本大学、グラムシ研究者）「グラムシ研究の分野より」

形野清貴（大阪経済法科大学、政治学）「政治学の立場から」

大関雅弘（四天王寺大学、社会学）「社会学批判の今日的意義はどこにあるか」

呼びかけ人は、牧野広義（阪南大学、哲学）、竹内真澄（桃山学院大学、社会学）、大関雅弘、角田修一の4名であり、当日の参加者は20名であった。

まず、著者の鈴木氏が、本書に到る研究の動機と経過を話された。グラムシ『ノート』の主要29冊が公刊された1975年以来、グラムシへの関心は世界的なものに広がっているが、同ノートが方法論的な一貫性をもつことを明らかにした研究は稀である。その方法論的な一貫性とは、人間を主体的な実践的存在として理解し、それを「自己包括的複合体」（グラムシ）の論理によって構成するところにある。この論理は、ヘーゲル的な「弁証法」的「概念」の論理に他ならない。しかも、この方法は「分析的」な方法によって裏づけられている。

そこから、グラムシの社会科学方法論は、①一般的方法論としての哲学、②経験的研究の「方法論的規準」への翻訳・転換として設定される「歴史と政治の研究と解釈の実際的基準」、③個別事象の固有性の確認と経験論的な法則性の抽出の2側面を有する「文献学」からなる。これが鈴木氏が明らかにされた「三次元方法論」であり、グラム

シが自身の言う「歴史的ブロック」（土台と上部構造）と「社会的ブロック」（知識人と民衆）の概念視角からする現実分析の方法論である。以上が、本書の核心ともいえるものであった。

4. つぎに、3人の報告者によるコメントの要点を紹介しよう。

川上氏は、同書が「ノート」全体の構造をはじめて体系的に解明し、その全容を主題化したという意味で画期的なものである。とくに、「三次元方法論」の提起は最大の貢献であると評価された。そのうえで、1つの大きな論点として「グラムシーコミンテルン関係」を提起された。松田博（元立命館大学）氏の説によると、1930年12月の「討論中止」によりコミニテルンとグラムシのあいだの関係は断絶したままである。グラムシは、コミニテルンとの対立を政治的対立としてだけでなく、理論的次元の問題としてとらえ、マルクスの教義そのものの再考ととらえる。鈴木説はこの事実の誤認に依拠していると、松田氏は批判する。これに対して、鈴木氏は、コミニテルンへの批判は「ノート」執筆当初より存在したとして、獄中討論は後に再開されているので、コミニテルンとの断絶を深める一方だったとは考えないとする。川上氏によれば、この問題はイタリアでも論争的な課題であり、決着はついていない。もう1つの問題は「史的唯物論」から「実践の哲学」への呼称転換である。松田説では、呼称転換は1930年末前後のコミニテルン教義の放棄とともに始まる。これに対して、鈴木説は、1931年を転機を見て、その後、「マルクス主義の失地回復の前提」としてクローチェ（ベネディクト、1866-1952、イタリアの哲学者、歴史家）批判に着手するとする。川上氏は、松田説では「失地回復」の必要性がなく、クローチェ批判の位置づけが説明できないとして、鈴木説に賛意を表された。

つぎの形野氏のコメントは、関西唯物論研究会編『唯物論と現代』第44号（2010年6月）に掲載された同氏の「書評」に詳しい。その要点は、鈴木氏が解読された「三次元方法論」が現代社会科

学の研究戦略にとって多大な示唆を与えていること、グラムシにおいて「政治の科学と技術」が占める位置がきわめて大きいということ、グラムシの目的論は労働者階級という存在が国家や歴史の主導者になることがあるが、この目的論と先の「三次元方法論」との関係はどのようなものになるかということ、以上の3点であった。

大関氏は、「マルクス主義の経験科学化：哲学を社会科学にどのように活かすのか」という問題意識のもとに、鈴木氏が明らかにされた「三次元方法論」の意義を問われた。とくに、ヴェーバーの方法論である認識主体の「価値理念」—「理念型」との対比で、グラムシのいう「歴史と政治の研究と解釈の実際的基準」は大きな意味をもつが、それは「たんに主観的な構成物ではなく」（鈴木）、認識論的価値と同時に「道具」としても役立つといわれる。このことが、研究対象の内在性と同時に研究主体の主觀性とどのように関わっているのかを問題にされた。この点で、鈴木氏は、マルクスが19世紀に「経済学批判」に全力を傾けたように、グラムシは20世紀に「社会学批判」において新しい社会科学の道を切り開いたとされる。

これに対して、大関氏は、20世紀の社会科学のパラダイムは経済・政治・社会の3領域で構成される「全体社会」から「社会統合」というテーマが生じ、これが社会（科）学の行為論的視角につながると理解する。そうしたときに、グラムシが言う「知識人と民衆」の「活動的関係」によって形成される「社会的ブロック」はいったい何かが問題になる。

知識人が民衆の有機的な一部となるとき、相互的な言語行為による相手への働きかけすなわち活動的関係によって歴史的ブロックが形成される。それは社会の客観的な経済構造と、上部構造、哲学・イデオロギー・意識という主觀との歴史的統一性であり、その意味で主客の統一である。有名なヘゲモニー概念は社会的な活動的関係である。大関氏は、ここに、文化統合による社会統合という今日的課題をみいだされる。すなわち、これは「社会構造の再生産とそれを通した変化（変革）」と

いう社会学理論上の根本問題に対する有力なアプローチ」であり、「社会的な次元における行為者の『主観性』への着目（行為論的視角）」だとして評価される。

大関氏は、「グラムシ理論をふまえて、ヴェーバーの認識論に依拠しながら、ヴェーバーの枠をどれだけ無理なく越えられるのか」が自分の問題である、と結ばれた。この点にのみ、筆者の感想を1点。ヴェーバーの場合、個人の主観的な意味を与えられた行為の意味を因果連関の手法で理解することが社会学の課題であり、方法であった。ヴェーバーにとって、現代認識論はヘーゲルではなくカントに発する。（拙稿「シュモラーとヴェーバーにおける社会科学・経済学の方法－ヘーゲルとマルクスからみた差異」『立命館経済学』第57巻第1号、2008年5月）。したがって、鈴木氏がグラムシのなかにみいだしたヘーゲルの概念の弁証法、「個別・特殊・普遍」の弁証法にもとづく自己包括的複合体としての歴史的ブロックの生成の把握が、

大関氏にあっては正当に位置づけられていないようと思われた。

5. 著者の鈴木氏は、この後もグラムシ論を相次ぎ刊行するように聞き及ぶ。今度の本がグラムシ「ノート」の主題構成と論理構造という形式を扱ったとすれば、つぎはおそらく「ノート」が扱ったさまざまなテーマの内容を扱うものになるのであろう。現代的、実践的な課題意識をもちつつ、方法論的な基礎理論の陶冶をグラムシ研究に求める鈴木氏の研究成果がさらに世に出ることを期待したい。筆者もまた、そこから学ぶものが多いであろうと予想する1人である。

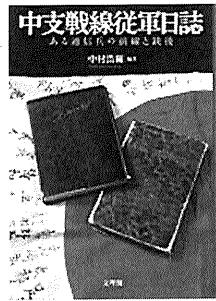
なお、合評会の司会をつとめられた深澤氏から、同書が立命館大学の博士号（社会学）授与の候補になっていることが紹介されたが、5月に立命館大学大学院委員会で承認されたことを付記しておく。

（かくた しゅういち 所員 立命館大学）

中村浩爾編著

『中支戦線従軍日誌—ある通信兵の前線と銃後—』

文理閣 2009年9月 税込価格2,100円



I 本書の意義

日本は、デフレ、失業・ワーキングプアの激増、基地問題など混乱のただ中にある。この混乱の中で、マスコミは、スポーツはもとより「日本製品」、「日本企業」、「日本人のための…」と、排外主義をも含みかねない「日本」という意識を喧伝し、「愛国心」は生活感情の中に深く浸透してきている。特に、教育の面においては、教育基本法に「愛国心」が盛り込まれた結果「日の丸・君が代」の強制が強まった。このような状況を背景に、戦争への反省を自虐史観とし、過去の戦争の擁護や正当化への攻勢を強めている「新しい教科書をつくる会」系の歴史・公民教科書（扶桑社、自由社）の採択は2009年度には1.7パーセントを占めるに至り、今年からは新たに扶桑社から分かれた育鵬社も参入する。これらの教科書は、歴史認識の誤りはもとより、記述のずさんさと明らかな事実誤認が数多く指摘されており、教育現場からの批判は非常に強い。それにもかかわらず、「つくる会」系教科書による歴史・公民教育は全国各地にひたひたと広がってきていている。本書の編著者中村浩爾氏のいう「銃後はまさしく作られつつある」という危惧を持たざるをえない状況がある。

このような時期に、本書が公刊された意義は大きい。侵略戦争を「東洋平和のための聖戦」と教育された一人の市井の男が、中国戦線においては現地人に対する加害者として、除隊後は空爆をうけ、原爆に肉親を奪われる被害者として、ありのままに書き留めた日記には、戦時における事実が記され、戦争の真実が何よりも雄弁に語られている。

II 本書の構成

本書の構成は下記のとおりである。

第一部 「ある通信兵の日誌」（中村数夫）

- 第1章「従軍日誌」（1939年10月～1940年3月）
- 第2章「戦時日記」（1944年8月～1945年4月）
- 第3章「回想」

第二部 「語りつぐこと」（中村浩爾・他）

- 第1章「前線と銃後—従軍日誌および戦時日記を読

んで」（中村浩爾）

第2章「大正生まれのロマンと限界」（中村浩爾）

第3章「平和への願い—翻刻・校正に携わって」（他）

第一部は、中村数夫氏が通信兵として中国戦線に従軍した時期の「従軍日誌」と除隊後の門司における「戦時日記」および晩年に書かれた「回想録」からなる。（ちなみに、この「従軍日誌」の原本は「立命館平和ミュージアム」に寄託された。）

第二部第1章「前線と銃後—従軍日誌および戦時日記を読んで」は、第一部の解説を通して編著者の平和論が語られるとともに、第一部の索引的役割も果たしている。第2、第3章は、子息である浩爾氏とその姉妹による父の追想と平和への願いである。

III 本書の特徴

本書は、法学者である中村浩爾氏が4年の歳月をかけて自らの父、数夫氏（1914-1994）の日記を翻刻し、分析を加えたものである。氏は、「ヘーゲル法哲学講義録」、「ガスン法哲学講義録」、「スミス法学講義録」などの翻訳（共訳）出版を通して一次資料の持つ重要性を認識し翻刻に踏み切ったという。編者の見識が一次資料の信憑性を裏付けているのはもちろんであるが、本書の特徴は、まず、数夫氏の「日誌」・「日記」には折々の新聞記事などが丁寧に貼り付けられており、全体と個の動きを立体的に浮かび上がらせていることである。特に「従軍日誌」において、単に戦地における事実だけではなく、「聖戦」と信じて従軍した若者が軍隊の現実と軍部が掲げた「理想」のはざまで揺れながら、戦争に対する意識を変化させていく軌跡がはっきりとみてとれる。また、随所に散りばめられた文学的素養が、無味乾燥と思われがちな戦時中の日記に豊かな肉づけをもたらし、当時の知識人の教養とその限界を見ることができる。

この父・子はともに文化、芸術に造詣が深く、本書には1986年にそろって『平和万葉集』に執筆した短歌が引用されている。

火葬場と変わりはてたる広島に後を見せてわれは去りたり 中村数夫

君よりも校長よりも親よりもまさる子らになぜに
君が代 中村浩爾

IV 「従軍日誌」・「戦時日記」と平和への問題提起

この書の核をなしているのは第一部であり、特に「従軍日誌」と「戦時日記」が圧巻である。それを中心に紹介したい。

「従軍日誌」の書かれたのは、南京事件（1938）の直後であり、パール・ハーバー直前という日本が大陸侵略の道を突き進んでいた時期である。

数夫氏は、1938年に入営し、1939年～1941年を歩兵部隊の通信兵として中支戦線に送られる。1940年マラリアに罹患し、1941年5月に内地へ帰還している。彼は、京大経済学部卒の神戸製鋼所のエリート社員であったが通信機の扱いもほとんど知らぬまま戦場に赴き、下士官として漢口－瀋陽－宜昌を転戦した。

「従軍日誌」は宇品港出港から中国大陸での半年間のものである。「日誌」には、出発当初、友人達と「旅行のような気がする」と談笑している様子が書かれ、その後も徳富蘇峰の兵力主義論に共感したり、文学論や経済論、エッセイ、古今の歌や漢詩などの引用がふんだんに記されて、まだまだ学生気分の抜けきらない若者のさわやかさがある。また、姑娘〔くーにゃん〕のかわいしさに心惹かれたりする一種ののどかささえ感じられる。しかし、転戦するに従って、従軍慰安所、徵發、掃蕩〔討〕、匪賊討伐、斬首などの記述が混じるようになる。彼は通信兵という立場にあったため直接手を下すことはなかったが、上官としての彼の制止にもかかわらず発砲が行われたり、徵發と称して現地人の食料を奪い、掃討と云う名で各部落の男を殺し、部落を焼き、匪賊の首を切りおとす（本書では一部伏字になっている）など、戦争中の残酷な侵略行為の事実が記述されるようになる。「日誌」には、日を追うにつれ「聖戦」を信じながらもこれら一連の軍隊の行為への嫌悪感が行間ににじみ出てくる。彼は反戦思想の持ち主ではないが、実務家としての冷静な目で「東洋永遠平和」や「八紘一宇」という抽象的で具体性のないスローガンに疑問を感じ始めたことが読みとれる。しかし、旧日本軍のずさんで狂気的な戦争が引き起こしている罪悪行為に嫌悪感や疑問を持ちつつも逆らいがたいものとして受け入れ「侵略」そのものへの罪悪感は感じられない。支配層による思想支配の徹底がよくわかる。

（戦後書かれた回想録では、軍隊を「国民刑務所」、兵隊を「国民刑務囚」と呼び、「兵役のおそれなき世の幸せをしらずにさわぐ若者あわれ」（『平和万葉集』）と詠んでいる。）

「戦時日記」には、1941年に除隊した後の「銃後の生活」の日常が記されている。数夫氏は、除隊後神戸製鋼

所に復職し、門司工場で武器の生産に携わる。不思議なことに日記からは今日の戦争ドラマで描かれているような悲壮感は感じられない。配給などの不自由さはあっても、幼い息子を気遣い、妻や隣人との関係に悩んだり喜んだりする普通の市民生活が描かれている。しかし、回想録によると、空襲におびえる日々が続き、敵機と遭遇し、相手の顔が見えるほど接近したときの恐怖は戦場では感じなかつたほどのものであったとある。

「日記」は終戦の4か月前で終わっているが、その後、数夫氏の故郷広島は原爆で焼き尽くされ、兄一家が被爆死したことが回想録に見える。親類縁者の消息を求めて広島入りした数夫氏は、前述した歌の通り、なすすべもなく広島を去っている。

第二部「語り継ぐこと」の第1章では、編者による第一部の「日誌」・「日記」の解説を通して「前線」と「銃後」、「平時」と「戦時」の関係が論じられる。特に、氏の仮説である「銃後は前線よりも先に作られる」ということが現在の社会状況と照らして論じられる。現在、「銃後はすでにつくられている」のであり、それに対抗する側が「永久平和を、ただ観念的な目標とするだけであれば、同じ論理で足元をすくわれることになるであろう」と、「九条の会」運動や平和運動に対する警鐘を鳴らしている。また興味深いのは、1939-1945年間の法律制定の多さを、「権力者の恣意によってやるよりも、法律に基づく方が結局効率的……」と分析しているところである。中村氏の法学者としての法実証主義の「功罪」に対する洞察と、「民科九条の会」の事務局長として、いかに平和運動を具体的に発展させるかという問題意識が明らかにされている。

終わりに

編者がこの「日誌」類を私家版ではなく公刊することに踏み切った最大の理由は、このような戦時中の手記はまだまだ眠っている可能性があり、それらを掘り起こし「平和のために語り継ぐ」ことの大切さを喚起したいという願いからであるという。そのため、氏は、この本を市民に読んでもらいたいと出来るだけ学術用語や専門的考察を避けて書いたというが、その意図は半ば成功し、半ば言葉足らずの表現になったように見受けられる。たとえば、カントの「永久平和論」への批判的言及、西尾幹二氏の相対論・不可知論に対する批判が唐突にあらわれるなど、平易さだけでは語りきれない箇所が散見される。

今後の課題として、学者の立場からこれらを法哲学的に分析してほしいと願うこと切である。

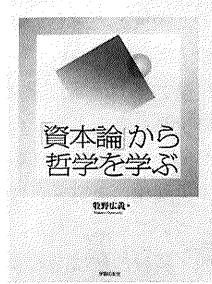
（田中幸世 所員）

大阪経済法科大学アジア研究所客員研究員

牧野広義著

『資本論』から哲学を学ぶ

学習の友社 2007年9月 税込価格 2,415円



I

アメリカの住宅バブルに端を発する世界（金融）恐慌が各国経済を襲い、深刻な失業問題を呼び起こしている。また新自由主義政策によって、たとえ好況が続こうとも（たとえば「戦後最長の景気拡大」があっても）多くの人々の雇用や暮らしは全く良くなるどころかますます悪化していくという状況が根づいてきてしまっている。このような深刻な状況を呼び起した先進各国の経済政策の信任状を発行しているのが新古典派経済学であることを鑑みると、そのオルタナティブであり、労働者の経済学でもあるマルクス経済学の重要性が、現在改めて認識されできている。本書は、このようなマルクスの『資本論』第1巻部分を、経済学的側面だけでなく哲学的側面にもより多くのスポットライトを当てながら、わかりやすく解説した書である。

II

本書は、『資本論』第1巻の内容に沿った全部で15の章（講義）から成っている。「まえがき」によると、2003年度関西労働者教育協会のゼミナーと2006年度和歌山県労働者学習協会の講座での講義をもとにしたとのことである。その意味では、読者は本書を単体で読む以外にも、本書を手引書として、その難解さと長さによって一人ではなかなか読み進めていくことが難しい『資本論』を、あたかも牧野氏の講義を受けているような感覚で、読み進めていくことができるだろう。

本書の内容を簡単に紹介すると、まず第1講では、『資本論』を読んでいくための前提として有用なマルクスの経歴や『資本論』以前の（哲学）研究、『資本論』における哲学思想の簡単なまとめ（この詳細が本書で展開される）、「初版への序言」に書かれている研究対象や課題、「第二版へのあと書き」に書かれているマルクスの方法論などが、わかりやすく解説されている。

続く第2講から『資本論』の本論についての講義がいよいよ始まり、第2講は「商品の分析と価値形態－分析的方法と弁証法」と題され、『資本論』の第1章の第1節から第3節までを読みながら、商品の質（使用価値）と

量（交換価値）、労働の二重性、価値形態論が解説される。

第3講は「商品と貨幣－反映論と矛盾論」と題され、『資本論』の第1章の第4節と第2章に読みながら、商品の物神性論とそこにおける反映論、そして交換過程論が解説される。

第4講は「貨幣－物神性と物化」と題され、『資本論』の第3章を読みながら、交換過程論で導き出された貨幣がいかなる機能を持つかについて解説される。同時に、ここでマルクスが論じている「物化」という概念と、前講でみた「物神性」概念との違いについても言及されている。

第5講は「貨幣の資本への転化－「主体」としての資本」と題され、『資本論』の第4章を読みながら、貨幣が自己増殖する資本へと転化するための条件（矛盾）について解説される。ここで、ヘーゲルの「主体」の論理が利用されて、自己増殖する「主体」としての資本がマルクスによって描かれていると論が立てられているのは、いかにも哲学者らしい切り口である。

第6講は「労働過程と価値増殖過程」と題され、『資本論』の第5章から第7章を読みながら、貨幣が自己増殖する資本へと転化する秘密の解決について解説される。

第7講は「労働日をめぐって－階級闘争の弁証法」と題され、『資本論』の第8章を読みながら、労働日をめぐって、剩余労働を渴望する「資本の魂」たる資本家と、労働者が、法律（工場法）を互いに味方につけながら、争うさま（現実の歴史）が解説される。

第8講は「相対的剩余価値の生産－資本の生産力」と題され、『資本論』の第10章から第12章までを読みながら、「資本の生産力」の側面からの剩余価値の増大について解説される。

第9講は「機械と大工業－機械と労働者家族」と題され、『資本論』第13章の前半を読みながら、機械の発展と、それが労働者およびその家族に与える（負の）影響について解説される。ここでマルクスのデカルトに対する注釈も引用されて、両者の比較もされている。

第10講は「大工業と労働者－再度、工場法の意義」と題され、『資本論』第13章の第9節を読みながら、労働

者と機械との対立・闘争と、その矛盾を止揚する労働者の人間発達について解説される。

第11講は「大工業と農業 一人間と土地との物質代謝の搅乱」と題され、『資本論』第13章の残りの第10節と第5篇（14～16章）を読みながら、前講のまとめと、資本主義化による「自然と人間との物質代謝」の搅乱などについて解説される。ここで、人間自身がこうむる肉体的・精神的破壊（人間的自然の破壊）と、人間をとりまく外的自然の破壊（環境問題）とが並列されているのは面白い。

第12講は「労賃 一本質と現象形態」と題され、『資本論』第6篇（第17～20章）を読みながら、賃金の本質（労働力の価値）と現象形態（労働の価格）の関係について注目し、なぜ「労働の価格」として現象せざるをえないか、そして科学とは何か、などについて解説される。

第13講は「資本の蓄積 一所有法則の転換」と題され、『資本論』第21章と第22章を読みながら、年々の再生産によって資本と労働が新しい性格を帯びるようになり、それによって「所有法則の転換」が行なわれること、そしてこの過程で人間本性も歴史的に変化させられることが解説される。

第14講は「資本主義的蓄積の一般的法則 一富の蓄積と貧困の蓄積」と題され、『資本論』第23章を読みながら、物質的富・資本の増大と労働者の貧困とが、資本主義において車の両輪のように同時に進んでいくさまが解説される。

第15講は「資本主義的蓄積の歴史的傾向 一否定の否定」と題され、『資本論』第24章を読みながら、資本主義前夜に行なわれた血なまぐさい「本源的蓄積」（資本主義的蓄積の歴史的前提）とその後に続く資本主義的蓄積が、その進行の過程で、「否定の否定」として「個人的所有の再建」をもたらすことが解説され、まとめとともに未来への展望が語られている。

III

本書の特徴はなんといっても、ヘーゲル哲学の専門家によって書かれており、光を当てられることが（その経済学的側面と比べて）比較的少ない『資本論』の哲学的側面に光が当てられていることだろう。このような書は概して難解になりがちだが、きわめて簡潔かつわかりやすいのも、本書の特徴である。

また、『資本論』の難解さの要因の一つである、叙述が哲学（ヘーゲル）的であるという点は、どうしてもヘーゲル哲学に造詣の深い導き手を必要とするが、本書の著者はまさにそのヘーゲル哲学の専門家であるため、他の多くの入門書類とは大きく異なり、本書はマルクスの哲学的叙述の背景理解を、いとも簡単にしかし確実に与え

てくれる。

このような特徴は、『資本論』を経済学的視点から研究している（評者を含む）多くの者にとっても、本書を意義深きものにしている。特に、「商品の物神的性格」における反映論（第3講）、「物神性」と「物化」との違い（第4講）、資本の「主体」の論理（第5講）などは、経済学の視点から『資本論』に接している者にとっては、知らなかつたり、知っていても漠然としか知らなかつたりする部分であるが、本書はこれらについてもわかりやすく解説を与えてくれている。加えて訳語の問題に関しては、訳語が厳密すぎたり不十分な場合は、必要に応じて修正したり解説を与えてくれたりしており、これらも本書のありがたい側面である。

また本書は、上にも書いた通り哲学的側面に光を当てた書であるが、今日の日本の経済問題や環境問題などの問題意識が随所に散りばめられていることも、本書を面白いものにしている。『資本論』についての書は大別すると、理論の要約と展開に終始するものと、多くを現実の経済問題の叙述に費やすものとの二種類に分けることができるが、本書はどちらかというと前者に属するものの、常に現実に起こっている問題の意識を忘れずに、『資本論』の哲学的・理論的側面の解説がなされている。また、近年『資本論』に厳密に従って本論を進めていくものが意外と減少してきているが、本書はそのような流行り（その著者たちの多くは経済学者）に逆らうかのごとく、『資本論』を豊富な引用とともに丹念に読んでいくというスタイルをとっている。これは著者が哲学者だからこそなのであろうか？個人的には興味深く思えた点である。

最後にこの書評を終える前に、一つ書いておかなければならぬことがある。本誌の「古典を読み解く」欄の拙稿の最後（42頁）で、『資本論』第1章4節「商品の呪物的性格とその秘密」で書かれているマルクスのリカード批判と、マルクスの研究目的を足掛かりとして、マルクスとスラッファとの関連について述べたが、これは本書を読んでいるときに思いついた事柄である。評者が普段読んでいるマルクスに関する文献は、経済学的側面から価格や利潤率の水準の決定について主に議論されているものが多く、マルクスの哲学的側面は忘れられていたり切り捨てられていたりしがちである。しかし本書は、まさにマルクスの出発点であった哲学的側面にスポットライトを当てることで、つい見失いがちなマルクスの原点に、読者の目を向けさせてくれる。それ故、本書は初学者だけでなく、『資本論』にすでに深く関わっている者にとっても、改めて学ばせてくれる書である。マルクスに興味をもったより多くの人が本書を読まれることを期待したい。

（森本壮亮 所員 京都大学）

<解題>

昨年12月に名古屋で開催された「働きつつ学ぶ」シンポジウムが、本誌の特集として（上）（下）にわたり連載される、という好機に恵まれた。「働く」という、人生の基本をなす活動には、自らの生を高め全うしたいという発達欲求も内在しており、「働き、学び、究める」ことにつながっている。この特集を通して、「働・学・研」融合の活動と思想が、全国の読者とくに（働きつつ学ぶ）社会人の目に触れるという機会を得ることができ、有難くも身の引き締まる思いがする。

前号の特集（上）では、基調報告と第1部を取り上げた。働きつつ博士論文に挑戦し仕上げていった5モデルにスポットをあて、人生および仕事にいかなる意味を持ち新たな地平を切り開くのかを明らかにした。

しかし、大学院（とくに博士課程）に学んだ経験のない社会人にとっては、別世界の如く映るなど少々違和感があったかもしれない。博士論文をめざすことのみが、「働きつつ学ぶ」究極のスタイルではないはずで、もっと多様な志やスタイルがあるしあっていいはずだと。こうした問い合わせにも応えようとするのが、本号の特集（下）である。

特集（下）では、博士課程修了後も博士論文に果敢に挑戦中の社会人（第2部）、および基礎研など在野で「働・学・研」融合を多様かつ創意的に実践されている社会人（第3部）にスポットをあてる。最後の「討論・総括」では、シンポジウム参加者（社会人および若手の研究者）の感想・コメントを紹介し、それらを踏まえ本特集の理論的な総括を行う。

（十名直喜）

第2部 仕事と博士論文への創造的挑戦

第2部では、博士課程修了（単位取得）後も、博士論文に挑戦し、佳境に入った3人を取り上げたい。仕事を抱えた社会人にとって、3年以内に仕上げることは難しい。首尾よく3年以内で書き上げても、体系的な整備に1年近くかけるケースもみられる。

そして、学位申請してからが、勝負どころとなる。名古屋学院大学の課程博士の場合、予備審査のプロセスで本番さながらに鍛えられる。副査の先生方の厳しくも懇切丁寧なコメントを受け、それを踏まえた洗練化を行う。論文ともども研究能力が、いちばん磨かれる時期になることも少なくない。

ここに登場の3人は、7-8割方仕上がるなどラストスパート段階の方々である。仕事の方も多忙を極め、ライフワークに傾注できないというジレンマを抱えつつの挑戦である。

ここでは、彼らの熱い思いや悩み、試行錯誤のプロセス、いわば楽屋裏を率直に語っていただく。当人にとって、つらいことと推察されるが、渦中にあって客観視することの意義は少なくなかろう。これから挑戦しようとされる方にとっても、そこから汲み取るべきは計り知れないのではと思われる。

自己実現と社会貢献を結ぶ まちづくりの実践と探究 —“働くこと”と“学ぶこと”的 もう1つのスタイル—



FURUHASHI Keiichi

古橋 敬一

I はじめに

自分は何になりたくて、どうありたいのか？そして、この社会の中に贈りだすべき自分の仕事とは何なのか？生き方と働き方を結び付けたい願いつつも、明確な答えは未だ見当たらず、今日も仕事と論文に向かい続けている。「働きつつ学ぶ」は、現在社会人2年目の私にとっての目標であり、まさに向き合うべきテーマの核心となっている。

II 生き方と働き方を求めて

(1) まちづくりとの出会い

—修士課程時代（2001-02年度）—

学部時代の卒業間近、社会への関わり方を模索していた頃、私は「まちづくり」に出会った。私は、その当初から「まちづくり」を「各人が自分の個性や得意分野を活かし、社会を良くして行くことに総合的に関わっていく実践的試み」として理解していた。自己実現と社会貢献をイコールで結ぶというテーマも、その実践的試みの中の気づきであった。

2001年4月に、名古屋学院大学経済経営研究科修士課程に入学したが、恥ずかしながら「まちづくり」にどのようにして学問的な光をあてればいいのか、全く想像できていなかった。入学したそばから研究は棚上げして、まちづくり活動の実践に没入することとなる。

まちづくり活動の中心は、教職員の方々や学生達、そして地域の方々と連携した中心市街地商店街の活性化であった。一連の活動に刺激を受けてか、活動当初はシャッター通りだった商店街もや

がて、2006年には経済産業省「がんばる商店街77選」に入選するなど、全国においても先駆的な活性化モデルとしての評価を獲得することになる。

人やコミュニティの潜在能力を引き出しながら組織的な力として新結合し、社会的な課題を創造的に解決する。さらに、自己実現と社会貢献を結びつける。こうした試みとそのマネジメントは、非常に困難ではあったが、大変貴重な原体験となつた。

一方、修士論文は、多忙でリズム性を欠いた日々の中で遅々として進まなかつた。しかし、「先行研究や理論も大切であるが、まずは、これまでの実践を整理し暗黙的な自らの体験知を明示化するように」との十名先生（指導教官）からのアドバイスをきっかけとして、加速度的にまとめあげることができた。

アドバイスをいただいた以降は、苦労こそあつたものの論文作業は、日々のまちづくり活動に思案の暇を与えてくれる貴重な機会に、いわばペースメーカーに変わつていった。この修士論文は、先生のアドバイスに従つて再構成したこと、逸早く院生協議会の紀要にも掲載していただくことができた。自分の中の葛藤の塊が普遍の何かに通じている直感もあり、喜びもひとしおであつが、内容としてみると、実践体験を客体化させるという重要な作業が未消化なままの処女作であったと反省している。

(2) まちづくりからNPO活動へ

—博士課程時代（2003-05年度）—

修士論文に大きな課題を残しつつも、初心を貫き2003年4月に同研究科の博士後期課程に進んだ。しかし、後期課程での3年間は、まちづくり活動のネットワークがますます拡大し、活動先も県内

のみならず東京、大阪、九州、そして東アジアへと広がる中、ますます多忙で不安定な生活となり、研究からは再度大きく遠のいてしまうこととなる。

この時期には、30代を目前にして、自分がやりたかったことが仕事らしく形成されていくことを見つめながら、生き方を働き方に変えていくことの難しさや厳しさを感じ始めていた。そうした問題意識もあって、愛知万博にNPO出展する機会をいただいた際には、NPO/NGOの最前線組織に所属する若手を集めて「働き方研究会」と題するワークショップを何度も開催した。私たちの世代にとってのNPO/NGOは、単なる社会的課題解決の道具ではなく、職業選択の1つにもなっている。ワークショップは、仕事を通して、自分を変え、社会を変える人々の生き方と働き方を議論する貴重な機会となった。社会的課題解決とビジネスの融合、もしくはこうした生き方と働き方の融合は、今では最先端の社会的テーマといえる。私の研究テーマも、それに深く関連する。自分の中にある葛藤が、何かの普遍に通じているという直感は、こうした体験を通してより確かな実感へと育まれていったといえるだろう。

(3) 活動と研究の集約を目指して

2006年3月に博士課程を満期退学し、同4月より、まちづくり活動を始めた当初から関わっていた商店街のコミュニティカフェプロジェクトのマネージャーを引き継がせていただくこととなった。この頃から、ようやく博士論文に本格的に取り組むようになるも、博士研究のケタ外れのスケールに戸惑う。さらに、商店街における活動も大学の学部移転（現白鳥キャンパスへ）に伴い一旦終了することとなり、ここに活動と研究の集約を迫られることとなった。

2007年4月からは、短期の仕事以外は全てを断って研究一本に打ち込む。博士論文をようやくまとめてあげたのは、2008年3月末の提出期限直前のことである。

III 博士論文の概要

(1) タイトル

『地域創造の視点と実践』

(2) 目次

序 章 まちづくりの新たな展開

- 第1章 地域創造とは何か
- 第2章 地域創造のプロセス
- 第3章 地域社会の再生とまちづくり
- 第4章 地域開発におけるワークキャンプの可能性と意義
- 第5章 愛・地球博「地球市民村」の挑戦
- 終 章 地域創造研究の課題と展望

(3) 概要

地域の衰退が深刻度を増し、地方分権化の潮流が本格化している近年、まちづくりへの注目も多いに高まっているといえる。しかし、その一方で、地域再生に向けたこれまでのまちづくり活動の成果が相対化され、陳腐化する現象も起きている。そうした中、まちづくり活動の真価が問われている。そこで、本研究は、「地域創造」という新たなまちづくりコンセプトを提唱し、まちづくり活動の新たな展開を追究する。

IV “働きつつ学ぶ現場研究” への旅立ち

(1) 就職してからの学び（2008年度～）

2008年4月からは、名古屋市港区で「港まちづくり協議会」という行政と住民の協働をめざす任意団体の事務局にて働くかせていただいている。これまで自分のやり方で人と組織に関わってきたが、ここではそうして培ってきたつもりになっていた独自性こそがあだとなるようなほろ苦い経験もした。周囲を見渡せば、残念ながら、それこそが日本社会の組織の一端で働くことの厳しさであり、珍しくはない現実だと痛感した。周囲からの実力以上の期待に騎っていた自分の浅はかさを反省しつつ現在も学びの深い日々を送っている。

現代社会及びそれを創造していく「まちづくり」は、大きな転換期に立たされている。より良い社会を創造していく実践や仕組みの新たな展開が探求されており、私の仕事もその一端を担う。その意味で、幸いにも私の仕事と研究課題は同一線上にあるといえる。現在名古屋市の政治的情勢が大きく変化する中で、私が所属する団体は、思いがけず注目を浴びるようになった。そのことが、どのような結果に結びつくのかは予測できないが、今後も画期となるまちづくりモデルの創造に向けて努力していきたいと考えている。

（2）学びの型を創り出す

博士論文はもとより、1つのテーマに従って長い文章を論理的にまとめあげることは、大変な集中力と創造性を必要とする作業である。私の場合、経験も浅く力量も足りなかつたため、論文作業はことの他難しいものとなった。そこで、十名先生をはじめ諸先輩方の「学びの型」に注目し、朝早く決まった時間に起きて論文と格闘し、ランニング等で体を鍛えるという所作を真似ることにした。

もちろん、早起きして体を鍛えれば論文が書けるようになる訳ではない。しかし、創造的な仕事に従事する方々のライフスタイルを真似る毎日には、小さな達成感が沸き上がる。そして、その小さな達成感を励みにして継続することで、論文作業を支える力量を培ってきたように思う。未だに研究らしい研究ができているという実感もないが、自分が考えたかった課題について、怯むことなく向き合い続けることができているのは、こうしたことによる部分が大きい。

（3）“働きつつ学ぶ”は新たなライフスタイル

—働く素晴らしさを取り戻すための学び—

さて、私自身の「働きつつ学ぶ」研究スタイルの事始めというタイミングもあり、これまでのつたない経験を振り返ってみた。働くということは、自分を活かして人や社会の役に立つ仕事を捧げ、

人間と社会の全面的発達に貢献できる素晴らしい機会である。にもかかわらず、そうした機会が歪められている現代だからこそ、私たちは自身の働き方を通して、その素晴らしさを取り戻すための学びを深めなければならないのだろう。生き方や働き方、何になりたくて、どうあるべきか云々という問い合わせは、まだまだこれからも続していくと思われる。

V 主要研究業績・略歴

「まちづくり活動における地域社会再生のこころみ 一瀬戸中市街地商店街におけるまちづくり活動を中心にしてー」『名古屋学院大学大学院経済経営論集』第6号、2003年

「スリランカにおけるサルボダヤ運動とその地域開発の手法」同上、第7号、2004年

「愛・地球博「地球市民村」の挑戦—コミュニケーション・プラットフォームとソーシャル・キャピタルの醸成—」同上、第10号、2006年

<略歴>

2000年：名古屋学院大学経済学部卒業

2003年：名古屋学院大学経済経営研究科修士課程卒業

2006年：同上 博士後期課程満期退学

現在：港まちづくり協議会事務局勤務

(ふるはし けいいち 社会人研究者)

“産学官”経験と 現場研究のダイナミズム —産業創造と地域づくり研究への投影—



SUGIYAMA Tomoki
杉山 友城

I はじめに—12年の渡り鳥人生 (キャリア) —

学部卒業から現在に至る12年間、筆者は“産学官”を渡り歩いてきた。いわば、渡り鳥人生といえる。そのなかで、個人レベルでは多様な経験知

(暗黙知)を得てきた。現在取り組んでいる博士論文テーマは、それらを掘り起こし、客観的視点と主観的視点を融合させて、体系的な形式知に昇華させようというものである。

ここでは、①なぜ、現在の研究テーマ、視点に辿り着いたのか、また②なぜ、社会人研究者への切符を得ようとするのかを、「働・学・研」一体の

渡り鳥人生を振り返るなかで明かしてみたい。

(1) 社会人～大学院修士の時代（98-2003）

学部の3-4年次には、中小企業経営論／地域産業論を専攻した。静岡県内はもとより、全国各地の150社を超える中堅中小企業を訪問調査し、多くの経営トップらとの対話から、中堅中小企業の魅力や、彼らが地域経済に与えるインパクト、そして地域産業が地域全体に与えるインパクトという連関の存在を知る。

学部卒業後、医療用特殊浴槽の開発、製造、販売を行なう従業員10名以下の超零細ベンチャー企業に就職した。そこでは、生産管理、品質管理、営業、製品開発など多種多様な業務を経験することができた。

他方、一部上場企業との業務提携を通じて、大手における成熟し完成度の高い経営システムと確直化した組織風土を、また超零細企業では経営者一族による主観的意見決定などといった脆弱性を、肌で感じるなど企業の深層を実務から垣間見ることができた。

中小企業経営の深みを学ぶため、また、経営スキルを身につけるため、経営学研究科に進学したのが2001年である。当時は、実務家としてのスキルアップが主たる目的で研究者になろうとは考えていなかった。

なお、M1とM2において指導教員が異なるという点も挙げておかなければならぬ。M1の際にには、現場派教授に、M2時代は労務管理論のフロントランナーである理論派教授（明治大学名誉教授）に師事した。M2の時には、福井県立大学地域経済研究所客員研究員となり、「福井県商工業データブック」を作成し発表する。

(2) 福井での調査研究活動（2003-8）

M2時代の成果が認められ、大学院修了後、福井県立大学の部局のひとつである地域経済研究所の非常勤助手となり、居を福井県に移すことになった。ここでは、福井県地域産業の生成と発展に関する研究などを行い、その他にも、地域中堅中小企業経営者や行政マンらと交流し、地域の固有性や独自性など学ぶことができた。

市の商工業の振興のため、また市長の政策ブレーンとして小浜市役所に勤務しあげたのが2004年である。行政に深く入り込むことはこの時が初

めてであった。行政としての長い歴史と伝統、公共性の維持といった組織の発展過程の深みを知ることができたことは大きな収穫であった。

他方、若狭塗箸産業（伝統的工芸品としての若狭塗から量産型箸製造企業まで）の調査分析にも取り組む。その成果を基にまとめたのが「伝統的工芸品産業にみる永続性の秘訣と課題－若狭塗と若狭塗箸産地を中心に－」で、博士論文の一部に組み入れている。

(3) 働きつつ博士論文に挑戦（2006-）

2006年、一人前の研究者をめざして名古屋大博士課程（十名ゼミ）へ入学した。そのなかで、実務中心の研究活動に対する過度な自信が碎かれることになる。先行研究や古典的理論は「型」であり、「型」を軽視した研究は、主觀論であり特殊な事象のアナウンスに過ぎないことを痛感する。現在では、「実務経験は“目分量”（主觀）であり、理論は“ものさし”（客觀）である」、「理論の実務への応用、実務の理論への還元」というスタンスで、仕事および研究に取り組んでいる。

現在、名古屋市本社のコンサルティングファーム（静岡事務所）において、調査研究活動および経営コンサルティング業務に従事している。理論を“ものさし”としたコンサルティング手法により、実務家および研究者として一皮剥けたとの評価をいただぐ。また、法政大学大学院中小企業経営革新研究所客員研究員や静岡産業大学非常勤講師（中小企業論）も務めている。

II 博士論文の概要

(1) タイトル

（仮称）『産業創造と地域プランディング』

(2) もくじ

序論 研究の背景と目的、および課題

1章 地域づくりの思想と理論—内発的発展論と創造都市論を中心にして—

2章 地域の創造性の視点—可視化視点とその意義・課題—

3章 地域プランディングの本質

4章 複合産業集積地域の拡張性と今日的課題—浜松地域の事例—

5章 伝統的工芸品産業にみる永続性の秘訣と

- 課題—若狭塗と若狭塗箸産地を中心に—
6章 住民参加型地域づくりによる地域と産業
のダイナミズム—小浜市の事例—
7章 ハイブリッド型地域モデルへの転換
終論 到達点と課題

（3）特徴

地域力を高めることは、わが国全体の活力向上の一助になる。活力溢れる地域を形成するため、地域として取り組むべき方向・方策を提示することが本論文の目的である。

まず、先行研究の到達点と課題を明示し、現代的な地域活性の視点を示す。次に、わが国地域の創造性の数値化を試み、創造性と地域活力の相関関係を明らかにする一方で、創造性の数値化に潜む課題を提示する。

他方、地域活性の手法として期待される地域ブランドに対する議論や取り組みに対して、より深みある活動へと転化させる必要性を訴える。

事例研究として、太平洋側の浜松地域の産業集積（産業創造）、および日本海側の小浜地域における産業や文化の生成発展と現在の取り組みを取り上げる、両者の比較分析を通して、普遍的な「地域づくり」「産業創造」「地域活性」モデルとは何かのヒントを得る。最後に、内発的発展論と創造都市論を融合した「ハイブリッド型の地域づくりモデル」を提示し、その有効性を世に問う。

III “働きつつ学ぶ現場研究”的 秘訣と展望

個人の知的好奇心や学問を深めることもそのひとつであるが、最も重要なことは、知的交流や人のネットワークを広めること、そして、交流を通じて、多種多様に存在する枠組み（組織）の「型」を知り、識見を高めるためと感じる。社会人研究者は「解放的」であり「仲間」と支えあいながら研究に取り組むことができるという醍醐味がある。

経済や経営環境の悪化は、「働き学ぶ」ことに対して、冷ややかになったと感じざるを得ない。今

は職場の利益優先であってほしいという要求が増している。加えて、金銭的、時間的、体力的余裕の継続が困難でもある。最低5年間は学びを継続しなければならず、気力を維持し続けること、ライフワークとして日常化することは至難の業であると感じる。

社会人研究者の強みは、Peter F Druckerの言葉を借用するならば、「実践なき理論は空虚である。理論なき実践は無謀である」を克服できるところにあるのではなかろうか。家族はじめ周辺者の理解を得るために「余分な努力」が付き纏うというハンディキャップもあるが、それらに創意的かつ果敢に向き合うなかで研究もより深みを増し、能力も鍛えられていくに違いない。

IV 主要研究業績・略歴

『データでみる地域経済入門』（共著）ミネルヴァ書房、2003年

「地域ブランドとはなにか」『名古屋学院大学大学院経済経営論集』第10号、2007年

「地域の創造性に関する一考察」福井県立大学地域経済研究所『ふくい地域経済研究』2008年

「地域づくりの思想と理論」『名古屋学院大学大学院経済経営論集』第12号、2009年

＜略歴＞

1998年：常葉学園浜松大学経営情報学部卒業、某超零細企業入社（2001年退社）

2001-3年：浜松大学大学院経営学研究科修士課程

2003-5年：福井県立大学地域経済研究所非常勤助手

2004-8年：福井県小浜市役所政策専門員産業担当

2006-9年：名古屋学院大学大学院経済経営研究科博士後期課程

2007年：法政大学大学院中小企業経営革新研究所客員研究員（現在に至る）

2008年：株式会社アタックス調査研究事業室研究員（現在に至る）

2009年：静岡産業大学非常勤講師（現在に至る）

（すぎやま ともき 社会人研究者）

“働きつつ学ぶ” 会計研究の新地平 —実務家と研究者との接点—



ASANUMA Hirokazu

浅沼 宏和

I “働きつつ学ぶ” 意義

職業専門家にとって学ぶことは仕事の一環であるといえる。しかし、大学院博士課程において研究することは実務家としての学びを超える部分を含んでいる。そこで、実務家としての自分と研究活動を続ける自分との接点を検討する。

(1) 職業の方向性を決めるまで（1986～92年）

早稲田大学では政治学科に籍を置いていた。しかし、政界やマスコミ業界にさほど関心もないため、大組織には所属せず専門性の高い仕事に従事できればと思うようになっていた。

家業は会計事務所であったが抽象的・論理的な思考を好むことから、司法試験の受験を目指す。大学卒業後は就職せずに試験勉強を続けるも、なかなか試験には合格できずにいた折、親の体調不良で実家の会計事務所の経営が不安定となった。そこで、司法試験を断念し実家の会計事務所に入所して、職業会計人となることを決意する。

しかし、司法試験の受験勉強は、厳密な論理操作を行う姿勢を身につけるのに非常に役立っている。会計専門家には法学の素養のない人が多いが、法的思考力・判断力を高めたことは、現在の仕事において私の大きな強みとなっている。

(2) 実務家として駆け出しの時代（92～2000年）

実家の仕事であるにもかかわらず、会計事務所経営の本質がよくわかっていないかった。実際に仕事についてみると、驚きと疑問の連続である。

まず、会計事務所の仕事は基本的に大量の簿記的処理と計算によって構成されているため、かなり労力を要する。しかし、顧客の大半が中小零細

企業であるため、仕事の専門性はさほど高くない。当時、実家の事務所には10名以上の職員が在籍していた。ほとんどが税務書類を精緻に仕上げる職人的技能に誇りを持っているものの、専門性の低さについては気に留めていないようであった。

また当時は、バブル経済崩壊、Windows95の登場、規制緩和に伴う中小企業の経営難といったように業界環境が激変下にあった。そうした中で会計事務所の伝統的仕事のあり方に変化が生じたことに危機感を抱くようになり、新たなビジネスモデル構築の必要性を確信するようになった。

そこで、税理士資格取得と高度な法的実務能力を磨くべく中央大学大学院法学研究科に入学した。大学院では著名な法学者の他にも有名法律事務所の弁護士等多くの実務家に接する機会があり、最先端で必要とされる能力がどのようなものか具体的なイメージをつかむことができた。また院生には有名な国内外企業等の第一線で活躍するビジネスパーソンが多く、これらの仲間達たちから大きな影響を受けることとなった。

大学院で法的専門知識を深化させることができたが、会計について深く考える必要性を感じるようになり、新たに大学院において会計研究を行うこととした。

(3) 名学院大社会人大学院に学ぶ（2001～8）

名古屋学院大学大学院では企業会計を専攻し、集中的な研究活動により修士論文を1年半で書き上げた。論文タイトルは「実証的会計理論に関する一考察」で、米国における主流である経済学モデルに依拠した会計研究の方法論について考察したものである。

指導教授の勧めもあり、博士号取得を目指して博士後期課程へ進学した。正規の年数では博士論

文をまとめることができず、ようやく構想を固めるまでにこぎつけるも、可児島先生の退官に伴い、新たに十名先生に指導を仰ぐこととなった。そして、博士論文の道筋をつけた2009年春に博士後期課程を満期退学し、不退転の決意のもとに一気呵成に論文を仕上げるべく資料と格闘している。

II 博士論文の概要

(1) タイトル（仮題）及び概要

『ボードリヤール記号モデルによる会計制度分析—会計研究の新展開—』

修士論文で検討した実証的会計研究は、会計学における主流である。これは経済学モデルに基づき、統計的処理によって仮説を証明する研究スタイルである。しかし、このような研究スタイルを批判し、会計を社会制度の一つとしてとらえようとする研究動向が英国を中心に行われている。

私の研究もこの動向に対応するものであり、フランスの現代学者であるボードリヤールの記号論を応用して会計制度の抱える問題点を浮き彫りにしようとするものである。ボードリヤール記号論によって財務会計、会計監査、内部統制という現代会計学で注目を浴びている3つのテーマを分析しようと考えている。

ボードリヤール会計研究は、まだ10年程度の歴史しかない。しかも、主な論文は10本に満たず、それらは散発的なテーマにとどまっている。私は会計制度全般に対してボードリヤール記号論を用いて体系的に説明する予定であるが、これはこれまでのボードリヤール会計研究が行ってこなかつたことであり、その点、価値の高いテーマであると考えている。

(2) 目次

- 1 序論
- 2 会計研究の動向と課題
- 3 ボードリヤール記号論のフレームワーク
- 4 ファイナンス経済の記号分析
- 5 財務会計制度の記号分析
- 6 会計監査制度の記号分析
- 7 内部統制制度の記号分析
- 8 結論

III “働きつつ学ぶ現場研究” の秘訣と展望

会計専門家として、最先端の位置で思考し、発言することを目指している。“働きつつ学ぶ”というのは、この目的から当然にもたらされる帰結であり、後はその成果を上げていくことである。それは、会計専門家として具体的に顧客に対して貢献していくこと、さらに実務家としての知見を学問分野に対しても論文等を通じてもたらすこと、であると考えている。

実務的視点を持つことができるることは、やはり強みであると思う。自分が現実に立脚して生活を成り立たせていることから、自身の理論が現実から大きくかい離していないという確信を持つことができる。また、自身の理論を実地に適用して、そこからさらに研究活動にフィードバックするというサイクルを持つことができる。こうした点は、社会人研究者の強みであるが、仕事と研究の時間配分の問題、学会活動や文献収集にかかるコストの問題等については、常に成果との対比を行う必要があるであろう。

IV 主要研究業績・略歴

「ブランド価値評価と会計ディスクロージャー—経済産業省モデルを中心に—」『名古屋学院大学大学院経営論集』第7号、2004年

「会計研究パラダイムの諸類型—チュアの所説を中心に—」同上、第8号、2005年

「現代的内部統制制度の形成—米国の動向とわが国への影響を中心に—」同上、第12号、2009年

「第2章 主な経営学説・経営学者」『キーワードで読む経営学』共著、同文館、2006年

《経歴》

- 1963年生
1987年 早稲田大学卒業
1992年 浅沼会計事務所入所
1998年 中央大学大学院修了（法学）
2002年 名学院大大学院修了（経営学）
2003年 浅沼総合会計事務所所長就任
2009年 名学院大大学院博士後期課程満期退学
2009年 (株)TMAコンサルティング代表取締役就任

（あさぬま ひろかず 社会人研究者）

第3部 在野（基礎研など）に息づく 「働・学・研」融合モデルの創造

ここに登場の3人は、いずれも以前に大学院（博士課程）を出られた方々である。そのことを筆者が知ったのは、シンポジウムへの報告をお願いして以降のことである。在野にあって働きながら、基礎経済科学研究所や愛知労働問題研究所、学会などで研究交流を続け、研究論文の発表などを精力的に進められている。

まさに、「働きつつ学び研究する」人生の個性的な実践者といえよう。研究業績の蓄積も、それなりに分厚いものがあり、むしろ雑草のような逞しさがみられる。博士論文として体系化したい、という内に秘めた思いも高まっているのではと推察される。かなり面白い労作が期待できる方々である。

在野で研究することの抱負、「働・学・研」融合のダイナミズムや悩み、そして様々な創意工夫などについて語っていただく。

“働きつつ学ぶ” 現場からの研究とは —教え、学び、働き自らも成長を求めて—



SAKURAI Yoshiyuki
桜井 善行

I 働く現場と地域から

愛知県の県立高校に、この3月まで勤務してきた。青年期は家庭の事情から民間企業で働き、30歳で正規に採用され30年間勤務しての退職を迎えるわけである。その30年間の前半14年間は全日制高校に勤務し、残りの16年間は定時制高校に勤務した。

この間、関わった生徒は3千名を超えるであろう。彼らは、あまりにも現代社会の姿を反映しており、「研究課題」がどこにあるのかというヒントにもなるのではと最近思うようになった。

わが生活基盤の愛知県西三河地域は、かつては「日本のデンマーク」安城のような豊かな農業地帯を形成していたが、北部にトヨタ自動車の本社が設置され、高度経済成長とともに国内でも有数の工業集積地域と生産労働者居住地域へと変質していった。住民も、九州や東北など他府県から流入

し、今や「先住民」は限られており、団塊の世代の孫がすでに小学校に通う段階になっている。私もまたその流入者の一人である。

1990年代から、トヨタ関連のグループ企業では日系人の雇用も始まり、地域で外国人の存在も目につくようになった。トヨタシステムでは、最大の利益を生み出すために最適なものが求められる。我々の生活基盤である地域社会もトヨタシステムの影響におかれている。地域の企業、自治体や学校、住民もまた大きな影響を無意識なまま受容している現実がある。

団塊の世代の私は、青年時代に社会変革は当然の「事業」であると考えていた。その描いた社会は、差別も格差もない平等な社会こそ理想としていた。教育労働者の職を得たあと、職場の基礎組織で情宣活動と地域運動の担当を現在まで継続している。これは、私たちの存在を周囲に知らしめ、理解共感を広げるなど、狭い枠にとらわれずに、異集団の中に入していくことが不可欠であること

を痛感したからである。

II 学問的な関わり

学問的な関わりは、1990年までほとんどなかつたが、1993年、たまたま当地での社会人大学院の走りにのっかることが出来た。「基礎研」が社会人大学院の先駆的役割を果たしていたことは、あとから知るわけである。当時、勤労者が大学院に行くためには、職を辞してか、休職をしてその道に進むことを覚悟しなければならないほど、高いハードルが立ちふさがっていた。

1993年、名古屋市立大学大学院経済学研究科修士課程に入学して、労働経済学をベースに、学問への道に少しのめりこむようになった。当時はまだインターネットも携帯電話も現在のように普及はしていなかった。拝謁させて頂いた学位論文の中には、手書きのもの、アナログ的手法による調査中心のものもあった。

西三河に居住していたこと也有って、トヨタのような大企業で働く労働者の働く方や企業のありかた、そして苦痛を伴うと思える労働を受容しているように見える労働者の実態とそれは何故という疑問を抱き、その解明こそ必要ではないかと考えるようになった。企業本位の企業中心社会についての構造解明こそ大きな課題となる。

修士論文審査の時に副査で対応された「日本の経営論」の権威の教授が、「企業社会」や「企業福祉」とはなんだという攻撃的質問をされてびっくりした。「企業の社会的責任」とはなんだということを聞かれたときに、トヨタカレンダーの「夏季の土日に働く、平日に休日を振り替えた」1987年の事例を紹介したら、教授はそのことを初めて知ったようである。トヨタに関する研究業績に関する著書がいくつかあったにもかかわらず、である。学問とは、これだけ「狭い視野」から探求しなければならないのかと思った。

現場の実践の場にいると、様々な提案が誇張や都合のいいつまみ食いがよく見られる。データ的に裏付けがない、あるいは出所不明の資料（もちろん匿名の告発など場合によっては必要とは思うが）などで批判するという場合である。これは、私たちの周囲の論議でもよく見られる傾向であるが、外の世界では全く通用しない代物である。

学問すなわち研究を志す者にとって、自由時間

が少ないので致命的である。しかしながら日々の実戦経験は貴重なものである。また現場での様々な資料獲得も社会人の方が優位である。だが、現場での経験が長いと、経験と勘だけに依拠しがちになると、バイアスを無意識にかけることも少なくない。大切なことは、現場と結びつき働き学び研究しようとする姿勢を失わないことである。

III 基礎研との出会い

今から30年ほど前、書店で『帝国主義論年表』とかいう薄い書物を拝見した。現在は理事などの役職に就いている面々が、おそらく当時は新進気鋭の若き研究者として共同研究の成果の賜として出版したのだろう。その後、目にしたのは『日本型企業社会の構造』である。執筆者のユニークな顔ぶれとその主張に相通じるものを感じたが、それ以上の方法も人脈もなかったのでそのままであった。

1993年、先に触れた社会人大学院に入学した。私が入学した大学院は新古典派経済学の牙城であったが、計量的手法が苦手ゆえに、学内では少数派の実証分析の方法を選択した経過がある。当時の図書館や資料室では、私にとって「有用性」のある雑誌は限られていた。このとき、目にしたのが『経済科学通信』である。

これが基礎研との3度目の出会いであった。それからこの雑誌の定期読者になり、研究会の案内が来た。地元とはいえ岐阜まで出向いたが、今思えばとてもいい刺激となった。その後、時間のある限り、春季研究交流集会や秋の研究大会・総会には参加するようになった。

基礎研との関わりは、私からすればたいしたものではないが、それでも「働きながら、学び、研究する」視点はすごく共鳴するゆえんである。十名直喜氏も含めてその過程で出会った人も、また貴重な存在である。こうしてそう大きくはないものの、私の生活と実践の中で基礎研は確固たる関わりを持つようになった。

IV 次世代の担い手づくり

今、我々が直面しているのは、現在の遺産をいかに次の世代に継承させていくかという課題である。労働問題研究に限定するとお寒い現実がある。

研究分野では、労働問題の「周辺」においてはそれなりの蓄積や継続はみられるが、「労働問題本体」の研究については逃避の傾向や枯渇現象がみられる。労働運動の分野においても同様で、労働組合の役員も構成員も現在においては団塊の世代に集中している。おそらくこの先には行くところまで行って、その後は一気に大波が寄せて来るであろう。

職業的なこともあり、この間ずっと若者とつきあってきた。自分の子どもよりも若い世代の行動様式や生活ぶりを見ていると、確かに違和感を抱くのは事実である。「ロスト・ジェネレーション」といわれた層が、すでに30代になりつつある。彼らの多くが弱肉強食の新自由主義の犠牲者であるが、彼らの世代以降は固定概念から解放されつつある。そのあとの世代である20歳前後の若者にとって、失うべき地位や恐れる権威などない。次の時代の担い手は、私たちがもち続けた既成の常識範囲を超えた形で登場するであろう。我々は、彼らに乗り越えられなければならない。そこに、私たちの「次世代育成」の役割がある。

V 主要研究業績・略歴

「戦後日本における『企業福祉』研究」「社会理論研究」第5号、千書房、2004年

「労働者の『自発性』と企業の強制力—トヨタ自動車堤工場の過労死事例から見えるもの」『社会理論研究』第9号、千書房、2008年

「格差社会とトヨタの『企業福祉』」「トヨタシステムの教育への浸透」猿田正機編『トヨタ企業集団と格差社会（共著）』ミネルヴァ書房、2008年

「トヨタ自動車労働組合と全トヨタ労働組合一『経営主導』型労使関係と企業内少数派の活動—」猿田正機編『トヨタの労使関係』税務経理協会、2009年

<略歴>

1975年 愛知大学法経学部経済学科卒業

1995年 名古屋市立大学大学院経済学研究科修士課程
修了

2002年 同上 博士後期課程単位取得退学

現在 愛知県立刈谷東高等学校教諭（地歴公民科）

名古屋市立大学経済学研究科研究員、中京大学企業研究所研究員

（さくらい よしゆき 所員 社会人研究者）

地域(浜松)産業研究への 思いとチャレンジ —社会人・大学院生・大学人の 経験を通して—



WATANABE Izumi
渡部いづみ

I 社会人から研究者へ

学部を卒業して社会人となり、その後大学院で再度学部時代の指導教授のもと勉強を始め研究者となり、同時に教育にも携わるようになった23年間を振り返る。

(1) 楽しかった学生生活・無我夢中の社会人時代 (1987~93年)

大学では経済学を専攻した。講義は私にとって

大変興味深く刺激的なもので、毎日が楽しかった。授業中に疑問を持ったことは、先生の研究室を訪ねて納得がいくまで教えて頂くことができ、その時に授業では聞けなかった更に深い話を伺えることにワクワクした。3~4年生では、産業論を専門とするゼミに所属し、山下甫先生のご指導のもと、卒業論文の執筆に勤しんだ。

卒業論文のテーマは、「浜松の地場産業とテクノポリス構想」であった。テーマを郷里浜松にしたこの時の研究が、私の現在の研究活動と教育活動の根幹にあることは間違いない。

当時は、まだまだ女子学生に対する就職環境は厳しく、世間では「男女雇用機会均等法元年」と騒がれてはいたが、実際には役員面接まで到達すると「女子はいらない。」と言われたことも一度や二度ではなかった。そんな時、就職活動に持参したゼミ論文を高く評価して頂き、浜松市内の農業関連の会社に就職が決まった。自分の勉強が認められたと実感した初めての体験となった。

会社では、初の「総合職採用」とのことでの多くの仕事を経験した。仕事は楽しくやり甲斐もあったが、入社翌日から連日の残業、入社1週間も経たないうちに出張を命じられ、その後も毎日深夜（1～2時）の帰宅という生活で心身共に疲れ果て、3年で退職した。しかし、この間に農業の抱える問題、また小売店や物流の抱える問題を体験できたことは、現在の研究活動にも大いに役立っている。

（2）社会人から大学院生に転じ、研究の深みにはまっていく（1993～5年）

その後、派遣社員として働いていた時、山下先生より「大学院でもう一度勉強してみませんか？」とのお話を頂いた。当時は20代後半、友人や同級生が結婚、出産などを経験している時期で、私自身も結婚を意識し根拠の無い焦りを覚えていた時期でもあった。迷っている私に、「願書は提出しておきます。その気になつたら受けてみて下さい」とおっしゃり、先生のご負担で入学試験の申し込みまでして頂き大いに恐縮した。入学金と授業料は親の援助を受け、生活費は貯金とアルバイト、時には親からの仕送りで賄った。

最終的に入学を決意した理由は、学部時代に感じていた「大学」という場所の魅力と、山下先生をはじめとする素晴らしい先生方の存在であった。自分が6年間の社会人生活を送る中で、大学院で一流の先生につき専門分野を勉強できることが、どんなに貴重なことかということが身に沁みていた。会社員時代は、セミナーに参加するだけでも様々な調整をし、直接業務に関連する内容でなければ、上司に申し出るのも気が引けた。それが、大学院では、講義やゼミで思う存分勉強ができるのである。私は、学部時代のように多くの講義を受講し、機会があれば先生方の研究室にお邪魔した。

修士論文は「テクノポリスと地域経済」というテーマで書き上げた。2年間という歳月をかけ、山

下先生にも同行して頂いて現地取材を何度も重ねる。提出期限前数週間は、寝食を忘れて論文執筆に取り組み、自分にはこれ以上のものはもう書けないというものを提出したはずであった。が、提出するや、「もっと書けたのではないか？」「まだ調べ足りなかつたのではないか？」と言う気持が湧き上がった。何とも言えない物足りなさが込み上げてきたのである。

（3）博士課程で研鑽を積み、研究者の道へ（1995年～）

博士課程在籍中は、奨学金を受けての学生生活であった。研究はより専門的なものとなり、この頃から徐々に「将来も研究を続けていきたい。」と考えるようになっていった。浜松地域の地場産業研究を自身のライフワークとしていくことも何となく決まってきたように思う。博士課程の途中で山下先生が定年退職され、指導教授を降旗節雄先生に引き受けて頂いた。降旗先生はマルクス経済学者で理論経済学の権威であったが、分野が違うため、論文指導はその後も名誉教授の山下先生にお願いした。しかし、降旗先生のもとで、資本主義経済やレギュレーション理論を学んだことは、研究の幅を広げることにも役立ち、現在、経済学の講義を行う上でも大いにプラスとなっている。博士課程で3年が過ぎ、満期退学後の1年間、同大学の研究員に推薦して頂いた。現在は数校の大学で教えながら、同時に論文発表、学会発表を行なうなどして研究教育者としての道を歩んでいる。

Ⅱ 社会人が学びの場に戻る意味は何か

（1）なぜ大学院に入学したのか？

筆者の場合は、大学院進学を学部時代の恩師に勧められたことがきっかけであったが、当時は勉強がしたいとか研究者になりたいなどという気持は全く無く、敢えて理由を付けるなら学部時代の楽しかった場所に戻ってみたいという気持だけだったよう思う。しかし、よく考えてみると、山下甫先生の存在がやはり大きかった。お話はいつも現実的で合理的、他の先生とは一味も二味も違う講義内容で、特に世の中では何が起きているのか、会社とはどんなものか、政府の経済政策の失敗は何か、など、いわば生きた経済を教えて頂い

た。山下先生のもとでなら、自分が社会で経験したことと再び学ぶことの接点を見付けられるのではないかと感じた。更に、自分がしてきた仕事、社会での経験を研究に活かすヒントをつかめるのではないかという期待もあった。

(2) 社会人が大学・大学院で学ぶことの意味

社会人が再び学ぶ場にもどることの一一番のメリットは、勉強の大切さ、楽しさを自らの体験から実感していることではないだろうか？生きた現場を経験した者は皆、学ぶことがいかに重要であるかを知っている。職場では、ほとんどの場合、必要な知識は自らの努力や経験から学びとらなければならない。学ばなければすぐに仕事に支障をきたすことになり、逆に学んだことは業務に直結し、すぐに成果となることが多い。現場経験者はそのことを、体験しているという強みがある。このような体験をもとに学びの場に戻った“学生”は、問題意識や目的意識が非常に明確である。そして、学ぶことに対して真摯な気持を持つ。その点に関しては、労働経験の無い学生達がどんなに頑張っても追いつくことはできない。

自身の経験では、現場で経験した様々なことを踏まえて勉強すると、これまでに増して格段と理解が深まる。これは、社会で働くうちに、知識や情報やノウハウというものが、いつの間にか蓄積されているからではないだろうか。

そしてこれは、筆者が教育の現場に身を置くようになり、社会人経験のある学生を指導するにあたって、日々、実感していることでもある。私自身、労働現場を体験しているという経験が、教育の場で非常に役立っていることを感じる。会社員時代には、教師になることなど考えてもいなかつたことからすると、副産物のようなものだ。

(3) 人生および大学教育現場をも変える社会人の学び

社会人経験者が学びの場に戻って講義を受け、勉強し、テーマを決めて研究する。修士論文や博士論文に挑戦することは、生き甲斐や遺り甲斐となり、人生の質を向上させることは確かだ。もちろん今後の仕事の質を一段と高めることとなる

であろう。更に学びの場で自身を導いて下さった先生方や仲間の存在は、これから日々を有意義なものに変えてくれるはずである。

しかし世の中を取り巻く経済状況は年々厳しさを増し、職場環境もかつてない困難な状態となっている。本来なら、そのような時こそ「働きつつ学ぶ」ことが必要であるにもかかわらず、社会の状況がそれを許さない。入学してくる社会人学生や社会人経験のある学生の求めるものは、資格、学歴、学位のみになるなど、あまりにも性急に目的のものだけを手に入れようとする傾向を感じる。学校にも教員にも学生にも余裕がない。学ぶことの大切さ、楽しさ、学生という掛け替えのない時間、私自身が研究者を目指し、今、大学の現場で教える立場にいる根っここの部分がそこにあるだけに、最近の教育現場をめぐるこの現状に心が痛む。しかし、「働きつつ学び研究する」ことの大切さを訴え続け、社会人大学院生を応援していらっしゃる十名先生と名古屋学院大学の先進的な取り組みを知り、希望と期待が膨らんでいる。

III 主要研究業績・略歴

「テクノポリスと地域経済」『帝京経済学年誌』第4号、1996年

浜松地域産業研究会編『遠州織物産地の展開と再編～その歴史的発展過程を踏まえて～』共著（第2章、資料）2003年

「浜松地域繊維産業の特異な発展～産元の情報機能を中心～」『産業学会研究年報』第23号、2008年

<略歴>

1987年：帝京大学経済学部卒業、株日本緑健入社

1993-4年：帝京大学大学院経済学研究科前期博士課程

1995-8年：同上 後期博士課程

2000-1年：帝京大学経済学部研究員

2000-6年：静岡県立農林大学校非常勤講師

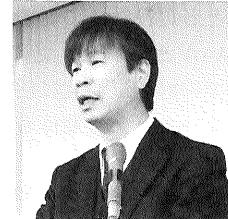
2001年：浜松職業能力開発短期大学校非常勤講師

（～現在）

2006年：愛知新城大谷大学・浜松学院大学非常勤講師
（～現在）

（わたなべ いづみ 所員 浜松学院大学）

基礎研と共に “働きつつ学ぶ” ことを実践して



TAKADA Yoshiaki
高田 好章

I 基礎経済科学研究所とは

基礎経済科学研究所（略称「基礎研」）は、働きつつ学ぶ権利を担う研究所として、1968年に設立され、事務所を京都市に置き、創立41年になる。「労働者とともに労働者のための経済学を創造しよう」というスローガンをかけ、「働きつつ学ぶ権利」を確立するために、労働者のなかから研究者の目をもった人材を育てるべく基礎研自由大学院（設立当初は「夜間通信研究科」）を運営している。また、「労働者と研究者がつくる経済学の研究・討論誌」、「働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌」として『経済科学通信』を年3回定期発行し、2009年9月で120号を数える。

基礎研自由大学院は京都・大阪において様々なゼミが開かれており、また全国的な集会として「春季研究交流集会」と秋の「基礎研研究大会」が近畿圏だけでなく、東京、名古屋、札幌、愛媛などでも開催してきた。また、「現代資本主義研究会」が最近の経済情勢と経済学について議論する場として年10回程度京都で開催しており、東京においても在京の団体と共に開催している。現在、基礎経済科学研究所編として2008年末に出版された『時代はまるで資本論－貧困と発達を問う全10講－』の公開講座を、北海道から九州までの全国各地で執筆者が講師となり、開催している。

基礎研は、日本学術会議協力学会として承認された学会ではあるが、大学や研究所に勤める専門研究者と、様々な職場で働く労働者研究者（社会人研究者）とが共に手を携えて経済科学の立場から研究する組織である。専門研究者が教壇に立って労働者を教え導くのではなく、基礎研では同じ働く人間として共に学び研究することに

よって、同じ地平で考え方として共に発達していくことができる。

II 基礎研に集まつた人達

近年は一度職場に出られた社会人が再び学び研究する場として、社会人大学や社会人大学院が多く生まれてきているが、基礎研は40年も前に先駆けとして「夜間通信研究科」を生み出した。夜間通信研究科・自由大学院から多くの労働者が修士論文（相当）を書き、その後も基礎研の所員として仕事と共に研究活動に参加している。

社会人を受け入れる大学や大学院は、たしかに研究者を育てる教育機関ではあるが、学ぶ期間は限られ、研究の場としても期間が限定される。それに対して、基礎研は所員・所友になることによって、継続的に研究活動できる場としての役割を担っている。職場で働く労働者が、社会人として大学や大学院に学ぶ場を求める場合、単に資格を得たい、キャリアアップしたい、次の就職のための階梯にしたいという人達だけではなく、自らの職場体験を元に自分の仕事・会社・業界の姿を客観的に分析したい、日本や世界の状況を知りたい、など多次元にわたる目的と学ぶ意欲をもつ人達がいる。既存の社会人大学院では研究の糸口を見つけ、問題の戸を開けたに過ぎない。その後も研究を継続していく場が必要で、そのような場として基礎研がある。

III 働きつつ学びはじめて

私が基礎研に入ったのは1977年頃のこと、大阪に戻り今の職場で働くようになる1979年から、自由大学院のひとつのゼミである「大阪第三学科

ゼミ」に参加し、いまもそこで勉強しており、もうかれこれ30年を超える。

私より古い諸先輩が今もおられ、気がつけば現役で働いている人の方が少ないというゼミである。かつては大学の先生が指導ということで参加されていたが、十数年するうちに、労働者研究者だけでも十分やっていけるということで、日頃の運営は私たちで行っている。またゼミからは再び社会人大学院に学び直して、専門研究者になった方もいる。

月に2回のゼミを開催し、月の最初のゼミは現代物のテキストを読み、後半のゼミでは古典を読んでいる。現代物は、最近出版された経済学書から参加者の興味があるものを取り上げ、古典は『資本論』を中心しているが、『資本論』はすでに第3巻まで読み通し、今年からは3回目の第1巻が始まっている。

これまでゼミの共同研究の成果として、労働者研究者が中心となり3冊の共著書と25周年記念誌を出版した。同じ仲間が継続的に研究をしながら、その成果を世に問う、ここに労働者研究者としてのひとつの生き方がある。研究とはただ勉強するだけでなく、それを世に問い合わせ、批判を受けて初めて本当の研究の成果が得られる。自分の職場の現場をみて書いた事柄はまぎれもない事実であり、事実を知りえる現場において持続的な研究をおこなうことが、働きつつ学び研究するということを意味づけている。

事実を知っているということは重要なことであるが、そこに関わっている人がその重大性を理解せずに、日常的な事として見過ごしていることが多い。その事に気づくかどうかが、学ぶこととつながっている。若い時、基礎研の研究会で職場のことを話した。日常的にいつも見慣れていることなのだが、研究会に参加された専門研究者から予想もしていない反応があり、こんなことが研究対象になるのかと初めて気づいた。

しかし、それが研究対象になるかどうか、それを客観的に捉えることができるかどうか、その目を持たなければ、初めの一歩を進めることはできない。経済学の広い知識と職場の専門的な知識が有機的に関連しあってこそできる。基礎研のゼミで指導してくださった森岡孝二先生が、あるとき若い私に、自分の仕事、職場に足をつけて研究しないといけない、と言われた。自分から望んで就

いた職場ではなかったので、自分の仕事から逃げていたが、その後、仕事に基づく研究をすることによって、仕事と正面から向かい合うことができるようになった。フィールドワークという研究方法がある。現場に出て、事実を探りにいくのであるが、労働者研究者は「毎日がフィールドワーク」のようなもので、目の前にある仕事と多くの資料が研究対象となりうる。

IV 共に学ぶことの喜びから 新たな展開へ

仕事をしながら勉強し発表し書くということは、自らを律しないとできない。仕事の帰りが遅くなり、今夜勉強しようと思っていたのに、疲れてできないことがある。夜遅くに明日のゼミのために目をこすりながら本を読む時や、夜中まで明日のゼミのためのレジュメを書いたこともある。仕事が残業続きで、肉体的・精神的に疲れていても、勉強を30年間も継続できたのは、ゼミに毎月2回参加し、時にはそこで発表することをしてきたからだと思う。特に重要なのは、共に学びあう仲間がいることで、いつも刺激しあい、共に働く立場から問題を提起しあい、示唆を与えてくれる。この仲間は私の宝で、時にはみんなで合宿をし、ハイキングをして楽しんでいる。

基礎研のいろいろな研究会に出ることによって、経済学の最先端の問題を知ることができる。職場で知りえることは限られている。基礎研の研究会で、専門研究者の発表を聴き、今起こっている経済的な事象がどのような客観的事実から起っているのか、それを知ることができる。私にとって基礎研とは、「経済学の窓」に他ならない。

長年研究活動をしていると、人生で思ってもないことが起こる。数年前、母校駒澤大学の恩師から大学の講義をしないかと、声がかかった。東京まで行くのに、毎週仕事を休んでいいかどうか思案したが、有給休暇という形で半期だけの講義を4年間続けた。非常勤講師をしながら気づいたことは、専門研究者もゆっくりと勉強している時間がないということである。彼らも教えるという労働の中で時間をやり繰りしながら、研究活動をしている。専門研究者と書いが、実態は同じ労働者研究者といえる。

今ゼミでは『資本論』に3度目の挑戦をしてい

て、第1巻第8章「労働日」まできた。その中に、現代と同じく長時間労働や派遣労働に通じる叙述がある。資本の法則がその時から現代まで延々と続いていることを改めて思い知った。まだまだ勉強すべき事柄があらゆる所に転がっている。

V 「二足わらじ」が「一足わらじ」に重なる時

大阪第三学科ゼミでは、基礎研創立40周年出版プロジェクトに参加すべく、来年出版を目指して『格差社会の構造』の続編の執筆に取り組んでいる。書くことは自分をさらけ出すことで、どこまで深いか、あるいは浅く考えているか、その文章をみれば如実にわかる。しかし、書くことによってはじめて人は磨かれる。それを信じて、拙い文章を書き連ねている。

私は、仕事と研究との「二足わらじ」のような生活を続けてきた。研究で得たいいろいろな知識を、これまで仕事に活かすことはあまりなかった。理論と現実がかけ離れている、現実の仕事の場面ではその知識は横に置いておく、研究者としての思いと実際の仕事をするときの立場や行動が違う、そのようなことがずっと続いていた。ところが最近、「二足わらじ」が「一足わらじ」に重なり合うときがある。自分の経済学というものがあるとしたら、そのときやっと本当に自分のものになるのだと思う。それがエンゲルス的生き方ではないかと思ったりもする。しかしながら、そのようなときはあまりなく、現実は厳しい。理想の世の中を

遠くに見通しながら、足元では意に逆らう仕事をしながらも、どこまで自分の考えに添う仕事と研究ができるのか、考え捜し求める日々が続く。

VII 主要研究業績・略歴

「新興産業における中小企業と独占—日本のエアゾール産業」森岡孝二編『勤労者の日本経済論—構造転換と中小企業』法律文化社、1986年

「崩れゆく終身雇用制と非正規労働者」森岡孝二編著『現代日本の企業と社会—人権ルールの確立をめざして一』法律文化社、1994年

「中小化学工業の国際化と海外展開—エアゾール産業を中心にして」鈴木茂・大西広・井内尚樹編『中小企業とアジア』昭和堂、1999年

「雇用の外部化と製造業における派遣・請負」森岡孝二編著『格差社会の構造—グローバル資本主義の断層—』桜井書店、2007年

<略歴>

1950年 和歌山県湯浅町に生まれる

1974年 駒澤大学経済学部経済学科卒業

1976年 駒澤大学大学院経済学研究科修士課程修了

1979年 同上 博士課程単位取得満期退学、日進化学株式会社入社

2004~8年度（2006年除く）駒澤大学経済学部非常勤講師

1977年 基礎研に入り79年（同）大阪第三学科に参加
現在 基礎経済科学研究所副理事長、日進化学株式会社
常務取締役総務担当

（たかだ よしあき 所員 社会人研究者）

討論・総括

シンポジウムでは数人からコメントや質問が出され、それをめぐって活発な議論が展開された。終了後も、参加者（社会人および若手の研究者）からの感想・コメントが基礎研に寄せられている。いずれも、よく吟味された含蓄深いもので、本シンポジウムの意味や課題に切り込んだ労作である。そこで、2つの感想・コメントを紹介するとともに、そこに提起されている論点もふまえ、本特集の総括を行い締めくくりとしたい。

“働きつつ学ぶ”シンポジウムに参加して

北川 健次

「働きつつ学び研究する」とはどういうことなのか、どういう意味を持つのか。基礎研に学んで10年以上が過ぎるも、いまだ納得のいく「学び」や「研究」ができていないのではないかと思う日々である。

そんな時、十名ゼミと基礎研との共催でのシンポジウム開催を聞き、何かそれへの回答が得られるのではと思い、2学期末という多忙な時期ではあったが、名古屋まで足を運ぶことにした。メールで拝見した十名氏の基調報告に興味を持ったからである。氏は鉄鋼現場に勤めながら、基礎研と出会い学ぶ中で論文も発表して来られた。大学院社会人コースへの進学を果たし、博士論文に挑戦された。やがて研究者の道へ転身し現在に至るという経歴を拝聴し、仕事、家庭、研究という三足の草鞋を履いて努力してこられたのだということにも感銘した。

また、シンポジウムでの発表者は、第1、2部では十名ゼミ関係者で構成され、企業等の現場の第一線で活躍している方々ばかりであった。どの人も仕事との両立は避けて通れないものである。各人の語る研究人生は自信に満ちたものがあり、現場とのしがらみに悩みつつも、それ以上に得るものの大ささを見据え研究し続けてきた実感が伝わってくる。

第3部では、基礎研副理事長の高田氏をはじめとする大学院以外での学びの現実が語られた。ここは私の立場とよく似たものなので、納得しながら聞けたように思う。

さて、今回のシンポジウムでとくに触発された点について述べてみたい。「働きつつ学ぶ」とは、

大学院へ入って研究を進めることだけではないとは思うが、大学院で学び研究するメリットとは何かと考えさせられた。学位が認められ、「論文」という成果物が得られるということであるが、自己の労働の中から湧き上がった課題意識に源泉があり、それを徹底的に追究した末の結実である。

では、そもそも「博士論文」とはどういう意味を持つのか。私は「修士論文」に留まっているので、意見を言う立場はないのかも知れない。十名氏が基調報告で述べているように、博士論文は、「企業・業界の枠を越えた知的ネットワークづくり」「人生と仕事の質・創造性を高める契機」になり、「高度な創造性・専門性・体系性を磨き、創造的な人生と仕事を切り拓く」。まさに、人間・労働者としての主体形成の場となる。藤田氏は、博士論文に挑戦するに当たって、「修士課程の『学ぶ』から博士課程の『研究』への頭の切替えが必要であった」と書いているが、いちだんと高みに登り詰める覚悟を感じさせられた。

ところで、一点気になる発言があった。それは、十名氏が「博士論文が○○大学レベルになった」と評価されていたことだ。もちろん、学問研究の場であることから、論文の質的向上をめざすのは当然のことと言えよう。しかし、「○○大学」と比較するのは、大学間競争に毒されているのではと思えてならなかった。

私の所属する社会思想史ゼミでは、昨年『アダムスミスの法学講義Aノートを読む』を、基礎研の助成も受けて出版した。実質的には市販本と同じように所内外で読まれており、十名ゼミに類する成果であるばかりではなく、それとは違った道

の存在を示唆しているように思う。

私は、小学校現場に勤める一教員である。昨今の教育事情は、教員の生活時間の破壊を呈している。「仕事が終わらない」「家に帰っても仕事がある」状態である。「働きつつ学ぶ」どころか、「研究」なんてとんでもないというのが現実だ。

そういう私がこのシンポジウムに興味を持ったのは、何よりも基礎研で学び続けていることから

発した、さらなる高みへ登りたいという思いがあるからだ。少々の疑問も持ったが、各発言者の話に触発され、さらに学び続ける「現場研究者」をめざしたいと思った。

そこで、大学院に限定しない学びと研究の現実が交流できる、新たな「働きつつ学び研究する」シンポジウムが開催されることを望みたいと思う。

（きたがわ けんじ 所員 社会人研究者）

シンポジウムの感想と社会人研究者に期待するもの

森本 壮亮

2009年12月12日、名古屋学院大学さかえサテライトで開催された「働きつつ学ぶシンポ」に参加した。自分にとって名古屋は、通りはするが降り立つことはない見知らぬ街である。いざ行ってみると、土曜日の昼というのに地下鉄は積み残しが出るほどの大混雑で、トヨタをはじめとする企業が集積する大都市だという印象を強く持った。シンポジウムの報告者も、半数ほどが企業から大学院に学びに来た方々で、名古屋の「経済力」のようなものを強く感じさせられた。

そのような名古屋の空気に圧倒されたためか、シンポジウムが始まってしまはらくは、「異国の地に来てしまった…」と、何か違和感のようなものを感じていた。報告を聞いているうちに、その普段とは違う空気は、自分の周りと学問に対する態度や接し方が根本的に異なることに由来しているのでは、と感じるようになった。

多くの大学院生の話題といえば今や、論文をいかにして「トップジャーナル」と呼ばれているものに載せるかということで、「誰々は○○に論文をアクセプトされたらしい」といった話が飛び交う。そして、高度な数学的技術を使用することが尊敬の対象となり、高度な技術を使用して解いた解と現実の統計データを、いかにこじつけるかが課題とされる。大学院生の多くが興味をもち取り組んでいる現代の経済理論の最先端は、現実の経済問題を解決しようとするよりも、理論の高度化や精

緻化にあるようにみえる。

しかし、シンポジウムの報告者の社会人研究者の人々は、自らの経済活動の領域を理論化しようとしており、現実の経済事象を経済理論に従わせようとしている多くの大学院生とは、対照的であった。

最後に、今回のシンポジウムの報告者をはじめとする社会人研究者の人々に対し、大学というアカデミズムの世界から出たことのない単線系キャリアの一研究者からの期待のようなものを書いて、まとめとしたい。

一つ目は、現実の経済事象と理論との位置関係・距離を見失いつつある現代の経済理論に対し、経済活動の現実の風を吹き込む役割を担ってほしいということである。これは、単線系キャリアの研究者と比べて、社会人研究者が大きな優位性をもつものである。

二つ目は、自らの頭で得た経済理論の知識を、実際の経済活動（働く場）で生かしてほしいということである。理論を学ぶということは、怪しげな理論の本質を見抜き、自らの頭で判断できる能力を培うことでもある。理論を実際の経済活動に生かすことができる立場にある社会人研究者の方々は、ぜひ現実経済の改善を試みていただきたい。

（もりもと そうすけ 所員 京都大学大学院）

「働・学・研」融合の経験知と新地平 —“働きつつ学ぶ現場研究”シンポジウムの総括と課題—

TONA Naoki
十名 直喜

I はじめに

“働きつつ学ぶ現場研究”シンポジウムの成果を、特集（上）・（下）にわたり紹介してきた。そこにあふれる思いや迫力といった臨場感は、分けて掲載されたことでいささか減殺された感もあるが、そのエキスを汲みとていただければ幸いである。小論では、参加者の質問やコメントもふまえつつ、シンポジウムが提起する論点や課題について考えてみたい。

なお、編集局よりご参加の森本壮亮氏には、シンポジウムの評価や特集の組み方などについて、貴重なコメントや示唆をいただいた。また、滋賀から参加された北川健次氏の感想・コメントは、味わい深く刺激的なものであった。お二人のコメントおよび会場での質疑応答をふまえつつ、基本的な論点について筆者（＝コーディネーター）なりの見解を整理することが、「働きつつ学び研究する」活動の理論的な総括と展望につながるのではないか。そのように考え、これまでの思いを込め、試論としてまとめたのが小論である。

II “働きつつ学ぶ現場研究” シンポジウムの位置づけと論点

「働きつつ学ぶ」シンポジウムは、「名古屋でぜひ研究集会を！」との大西・基礎研理事長の働きかけを契機に、企画したものである。しかし、その位置づけは当初、それほど明確なものではなかった。

一方、社会的にみると、社会人大学院（とくに博士課程）や基礎研など在野で、働きながら研究を重ねている社会人研究者が、果たして正当に評価されているか、疑問も少なくない。そこで、彼らの再評価を促す起点にすべく、このシンポジウムを位置づけた。

シンポジウムは、『通信』編集局および基礎研事務局からも支援をいただき、60名近い参加を得て、熱い思いと深い問題意識が交流・共鳴する場とな

った。シンポジウムの成功が、『通信』掲載を実現させたといえる。

シンポジウムのあり方については、大学院とくに博士課程に学んだ経験のない社会人からみると、博士論文を中心とした企画ゆえ少し違和感があったかも知れない。しかし、博士号を取得された方々も、最初からめざされていたわけではなく、「学び続けていることから発した、さらなる高みへ登りたいという思い」（北川）が嵩じてのチャレンジとみられる。

なお、博士論文の水準をめぐって、基調報告では「トップ大学レベルに相当」といった内外のコメントを紹介したが、それに対して厳しい批判もみられた。しかし、その真意は、「社会人研究者の作品は水準が高くないのでは」といった偏見を取り除くことにある。厳しい現場のなかにあっても、トップレベルの博士論文を書くことができる。そうした実例を示すことが偏見を変える力になる、と考えたからである。むしろ、厳しい現実と正面から向き合うなかでこそ、社会人に固有の分厚い経験知と潜在能力が引き出され発揮されることが少なくない。そうした点を汲んでいただければとの思いを、そこに込めている。

また、大学間競争についても理解のズレがあるように思われる。社会人大学院の博士課程も当然、大学間競争の渦の中に巻き込まれている。大学間競争や経営が厳しくなると、手間暇のかかる社会人向け博士課程などは割に合わず、重荷になり困難化する傾向も少なくない。経営余力の少ない中堅・中小私学においては、より切実である。そうした中にあって、本特集で取り上げた一中堅私学（名古屋学院大学）の試み、とくに社会人向け博士課程における歩みは、小粒ながらも比類なき先進モデルであることが浮かび上がってくる。むしろ、それをいっそう磨くことが大学の知性とブランドづくり、教員の活性化にも大きな力になるのだと語りかけたものである。

III 社会人研究者の多様なモデルと基礎研の先見性

社会人研究者の育成、彼らと大学人との研究の共同ネットワークづくりにおいて、基礎研の果たした先駆的な役割は、注目される。

基礎研は、すでに1970年代に、「働きつつ学び研究する」活動のあり方、とくに3者（勤労者、若手研究者、大学人）の協同活動による相互の発達保障について議論を深め、「働きつつ学ぶ権利を担う」という理念に昇華し、それを掲げて多様な活動を生み出してきた。そうしたなかで、多様なスタイルと高水準の社会人研究者および大学人を輩出して今日に至っている。

基礎研の先駆的な活動は、その後1980年代後半以降には、社会人大学院の誕生と全国的な広がりの礎石にもなった。とくに関西では、1987年の京都大学・経済学研究科を皮切りに大手私学にも広がっていく。こうした大学院で、先駆的なモデルとして先陣を切ったのが基礎研で学び鍛えられた社会人研究者であった。

基礎研には、社会人大学院に限らず修士課程または博士課程に学ばれている方や、修了後は働きながら社会人研究者として活動されている方も少なくない。これを、社会人研究者の「第1モデル」としておこう。シンポジウムの第3部では、在野で創意的な研究活動をされている3人を取り上げているが、偶然ながらいずれも博士課程出身者である。かれらは、基礎研や学会などの研究ネットワークを通して、旺盛な研究活動を継続されており、研究業績も分厚いものがある。

また基礎研には、大学院は出でていないが数年～30年単位で研究活動を続け研究業績を積まれている方も一定数みられる。彼らのなかには、研究を単著書にまとめ出版された方、基礎研の研究会グループで本にまとめ共著書として何冊か出版された方、何本かの研究論文を『通信』などに執筆されている方などもみえる。これを、「第2モデル」としておく。まさに、基礎研の「働きつつ学ぶ」理念の原点であり、その体現化のコアをなすのが、この第2モデルといえよう。

なお、基礎研で学び心を啓発され、社会人大学院に進学した社会人は10数人を超える。博士課程へと進み、その後、大学の研究者になった方も10

人に上るとみられる。社会人研究者から大学人へ転身する例を、ここでは社会人研究者の「第3モデル」としておく。その多くが博士号を取得、単著書を出版されており、数冊に上る方も少なくなく、その比率の高さは注目される。

以上、基礎研には社会人研究者の3つのモデルがみられるが、「働きつつ学び研究する」という点では共通している。なお、定年などで退職された方も、各モデルに属するとみなすことができる。長年勤しんだ仕事と職場のアイデンティティ、とくに2足のわらじ活動などで培った社会的遺伝子は、退職しても朽ちるわけではなく、むしろその経験知（その多くは暗黙知）を引きだし研究にまとめていく可能性も秘めた存在といえる。

こうした共通の理念をもつ貴重な体験モデルを、目的意識的に交流し磨きあげ、より深く創造的な理念とモデルへと発展させていくことが求められている。

IV 大学固有の研究環境と社会人研究者

社会人研究者にとって、正規雇用の大学人の研究・労働環境は魅力的に映る。

一つは、研究することが奨励され、裁量労働の割合が高いという点である。民間企業などでは、それと正反対のような状況も少なくない。組織的な制約や管理が何かにつけて強い。研究活動に精出すことは、たとえ休日やアフター5の活動であっても、いい顔をされない職場が少なくない。昇進やキャリア形成など査定のマイナス要因とされたりする事例もみられ、仕事を終えて大学院に通うとか研究会に参加することは、仕事の段取りのみならず上司や周囲への気遣いも欠かせない。

二つは、研究資料（図書）などにアクセスしやすいこと、研究費も（大学間格差は少くないが）一定割り当てられていることである。社会人研究者の場合、研究活動はすべて自腹であり、図書館などの利用など何かと不便である。

こうした中にいる社会人研究者にとっては、大学人の世界はパラダイスの如く映り、大学に身を置けばどんな研究だってできるかもと思うかもしれない。

しかし、上記のような大学の研究環境にも、固有の難しさが潜んでいる。

第一に、安定した職場環境、そして裁量労働の下にあっては、研究のハンガリー精神を維持することが思いのほか難しい。

第二に、企業や地域などの現場から切り離されて抽象的な理論や統計的なデータの加工に傾注していると、多様な現場感覚や課題意識を磨く機会が少なく、臨場感ある研究を長期にわたって続けることが難しくなる。

第三に、研究対象の限定を余儀なくされがちな社会人研究者とは異なり、むしろ「自由さ」が、専門家意識の呪縛と重なると研究の重圧となりネックに転じかねない。研究と教育の結合が深まるにつれ、課題や関心は限りなく広がり、研究対象や課題意識の拡散リスクも少なくない。各分野の多彩な研究業績にも触れるなか、研究というものの無限の奥行きを思い知るなど畏怖の念なども強まっていくであろう。そうすると、自らの研究の至らぬ点も意識せざるを得ず、研究を体系化して世に問うこと、とくに単著書にまとめ出版することへの躊躇なども出てくる。

こうした大学人に固有の難しさを意識するのは、社会人研究者出身の大学人かもしれない。大学人になってしまうと、「自由な」環境は大きく広がるもの、これまで自らの研究の肥やしにしてきた諸条件も大幅に減殺する場合が少なくないからである。企業などの現場にあっては、仕事で身をすり減らしつつも臨場感に浴し、研究上の障害はむしろハンガリー精神を搔き立てる触媒にもなりうる。研究対象を限定せざるを得ないということは、研究の推進力にも転化しうるし、自己実現欲求の高まりは単著書出版への意欲を搔き立てる面もあるとみられる。

他方、大学人の研究環境は近年悪化の傾向がみられる。一つは、少子化や雇用環境の悪化で大学間競争が激化し経営も厳しさを増すなか、その改善や打開のための取り組みや雑務が増え、時間や労力・関心を割かれる度合いが増えていていることである。二つは、社会人大学院などの増加に伴い、授業のコマ数のみならず夜間・休日の授業も増えて、その準備や対応などで、研究に専念できるゆとりが少なくなっていることである。三つは、研究費の縮小問題などに直面する研究者も少なくないことである。

大学人に固有な難しさと研究環境の悪化が複合すると、極めて研究しづらい世界と化すことも考

えられる。

V 日本の大学アカデミズムと 社会人研究者

明治維新を契機に設立されていく日本の大学は、近代化をリードすべく欧米の科学・技術や文化を紹介し自らのものにするというキャッチアップ型の役割を担ってきた。横文字を縦にするだけと揶揄されるなど、民衆の知らない欧米の知識を示すことで自らの権威としてきたといえる。現場の実践的課題から大学が設立してきた米国などと出自の違いが際立つ。

キャッチアップ型の日本の大学は、外国文献には強く、それを基礎にした研究は一定の水準に達するも、現場から積み上げての研究は得意ではなく、「象牙の塔」といわれるなど現場から離れる傾向もみられた。そうした事情も重なり、欧米主導の国際標準に追隨しがちで、日本独自の学術を生み出しているかという点では難しい面も少なくなく、大学人を悩まし続けている。

こうした日本の大学アカデミズムの中にあって、社会人研究者の学術面での独自の貢献が注目される。社会人研究者の多くは、否応なく現場に立脚した研究をベースにしているゆえ、日本の大学が抱える固有の困難を開拓する手掛かりを提起しているといえるのではなかろうか。

大学教育においても、社会人研究者出身の教員が貢献しうる面が少くない。現場体験に基づく具体的な話は、学生の理解を促し彼らの享受能力を育てる。現場に根ざした双方向型コミュニケーションは、大学教育の新しいスタイルを示すものといえる。

研究スタイルの面でも、社会人研究者の独自な貢献がみられる。現場体験と（古典理論をはじめとする）先行研究とを結びつけ、現場の諸問題を体系的に分析し理論化する中で、創造的な成果を生み出そうとする研究スタイルは、外国雑誌や文献などに振り回されがちなこれまでのスタイルに、「現実の風を吹き込む」（森本）ものである。

日本の大学アカデミズムの中には、現場にうとく上から物を言うなど、社会を超越してしまう傾向が一部に残っている。それは、研究の動機づけや社会的使命感を抽象化し弱くするなど、日本における学術研究の発展の活力を殺いでいるところ

れる。社会人研究者の多くは、現場に光りをあて何とか貢献したいという熱気と社会的使命感をもつものが少なくなく、日本の大学にみられる古さ・弱さを変える力になりうるといえよう。

一方、社会人研究者（出身の大学人）にも、固有の弱点が幾つかみられる。現場研究には強いが、自らが属した業種や企業、地域などに縛られやすく、研究を理論的に深め普遍化する上で少なくないう課題を抱えている。博士論文を通して大学院や学会などでしっかり鍛え上げている場合はまだしも、それが弱い場合は、現場を離れると「陸に上がった河童」のごとき様相を呈しがちになる。「企業出身者は、大学教員になると、現場に疎くなり、ボケやすい」といった風評も耳にしたことがある。抽象的な論争に傾倒するあまり、バランスを崩していった社会人研究者出身の高名な経済学者の例も過去にみられるが、大学アカデミズムの反映といえるかもしれない。

社会人研究者出身の大学教員の中には、自らのキャリアを表に出したがらない傾向も垣間見られる。社会人研究者および大学人という二つのアイデンティティの間に揺らいでいるのかもしれない。「働きつつ学ぶ権利を担う」理念を掲げ40年余の風雪を経た基礎研においてすら、彼らの位置づけは定かではない。

VII 社会人研究者の魅力と潜在力

こうした社会人研究者のアイデンティティと位置づけの有り様に問題提起するのが、小論である。大学アカデミズムと「働きつつ学ぶ」現場研究の架け橋となり、両者の革新のダイナミズムを引き起こす担い手として活かしていくことが大切である。

基礎研などにみられる多彩な社会人研究者、また社会人大学院出身の大学教員の輩出は、従来の社会人研究者像の根本的な転換を迫っている。

社会人研究者の研究水準および生産性の高さは、注目に値する。例えば、基礎研などで研究交流を重ねつつ社会人大学院とくに博士課程で学んだ人々は10数人に上るが、博士号を取得した者は8割強、またその8割は研究を単著書にまとめて出版している。さらに、複数の単著を出版した者も、数人に上るとみられる。京大など関西のトップクラスの大学のみならず、筆者の勤める中堅・中小

私学においても類似した傾向がみられる。

博士論文をまとめ単著書として出版することは、単線系キャリア（プロパー）の大学教員にとっても人生をかけた大事業で、博士号を取得して単著書の出版に至るのは容易なことではない。

こうしてみると、社会人研究者とくに基礎研で切磋琢磨した彼らの生産性と質の高さが注目される。彼らの高い生産性は、視野の広さに由来するとみられる。社会の各現場でもまれる中、社会的常識を身につけ全人格的にものを考える習慣をもつ。自らの抱える課題が大事であって、専門は課題に応じて柔軟に見直そうとする傾向もみられる。それゆえ、一つの専門に閉じこもることが少なく、（専門に閉じこもる傾向がみられる）単線系キャリアの大学人との大きな違いがみられる。「専門」への態度が異なるといえる。

社会人研究者は、他人のやっていないことを切り拓こうとする大胆さもあり、いい意味でのアマチュア精神をもつ。困難を恐れず、課題の重さと困難さにひるまずに取り組もうとする傾向もみられる。理論的な研鑽を積み現場を解する社会人研究者は、従来の偏見を払拭するパワーを秘めているといえよう。

VII おわりに —経済学研究と 現場研究の連帯と革新—

主要国立大学の大学院生の現状について、「現実の経済問題を解決しようとするよりも、理論の高度化や精緻化に興味が置かれている」（森本）との反省も出ている。「日本人が非常に少なくなってきたおり、しかもその少数の日本人の多くが、社会のさまざまな局面で日々起こっている経済問題にはあまり眼を向けて、海外のトップジャーナルといわれる雑誌に論文を載せることだけを目的に、日々研究をしている」といった声も聞こえる。

主流の経済学にあっては、アメリカン・スタイルが浸透し、アメリカに留学して最新の新古典派経済学を学び学位をとて日本に帰り大学などでポストを得るというケースが一般的にみられる。しかし、こうしたスタイルだけでは対応できなくなりつつあり、とくにリーマンショックを契機とする金融・経済の激震は英米モデルに依拠した研究スタイルに変革を迫っている。

他方、研究のグローバル化に目を向けつつ、日

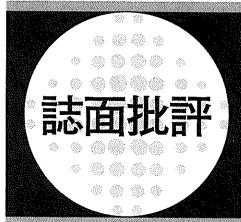
本の現実、自らの立脚点を重視し、足に地をつけた独自な研究を重視する大学人も一定数存在する。社会人が大学や大学院で学ぶようになり、さらに社会人出身の大学教員が出てくると、それが大学アカデミズムに与える影響は大きなものがあり、経済学研究のスタイルを根本から変える潜在力を秘めているようにも思われる。社会人研究者は自らが働き生活する現場に根ざした研究に本腰を入れざるをえないが、指導する教員もその臨場感に接し活力を吸収して元気になり、大学の制度もそれを反映したものが出てくる。現場からの創造性が真剣に問われるようになり、習慣と伝統をふまえた経済学も登場する。

ここに、経済学研究と現場研究の連帶と革新の大きなうねりを見ることができる。社会人研究者にみる現場に根ざした研究は、そうした大道に位置するといえよう。

基礎研は40年余にわたり、「働きつつ学ぶ権利を担う」理念を掲げて多様な社会人研究者を育成し、そのなかで大学人の研究・教育の質を鍛え高めてきた。その後、全国的な広がりをみる社会人大学院のモデルになり、先進的な大学院生を送り込み社会人博士のモデルをも創り出してきた。そのような基礎研の先駆的な理念と活動は、今後とも高く評価されるものといえよう。

しかし、21世紀的視点からみると、さらに新たな地平を切り拓いていく必要が感じられる。社会人研究者と大学人、若手研究者の協働モデルとのあり方を磨き上げ、現場に根ざした研究を軸に経済学・経営学の革新、さらには仕事と職場の革新を促すという課題が問われている。

(とな なおき 所員 名古屋学院大学)



「甦るスミス」(『経済科学通信』No.122)を読んで

特集「甦るスミス」掲載の前号が刊行される直前に、編集部から誌面批評を依頼され、スミスならなんとかなるだろうと思い引き受けた。しかし雑誌を入手し、大変な仕事を引く受けたことに気付いた。執筆者の多くは「経済学史学会」のスミス研究の専門家であり、なかには海外でも著名なスミス研究者も寄稿されているからである。今回の特集の読書は学史学会の「年報」を無理やり読まされる思いであった。「働きつつ学ぶ権利を担う」という『経済科学通信』のコピーを誤解してはならないのである。

「誌面批評」という表題は踏襲するが、「批評」の中身は門外漢の感想文にすぎない。理解不足に起因する誤解もありうることをはじめにお断りしておく。

中村浩爾氏の「巻頭言：総合的なスミス像を求めて」。中村氏は1990年以来の「A・スミス・ブーム」の経緯、日本における従来のスミス研究を省察し、『国富論』、『道徳感情論』、『法学講義』を統一的に把握しなければならないと主張する。すでに基礎研の「自由大学院・社会思想史ゼミ」から、中村氏編の『アダム・スミス「法学講義Aノート」を読む』(2008年)が刊行されており、今回の特集「甦るスミス」もその延長線上の企画だと思われる。働きつつ学ぶ「通信」の経済科学としての威信を高める特集だと思われた。

水田洋氏「アダム・スミス研究における法学講義LJAの位置について」。学生よる、アダム・スミスの法学講義ノートには1762年末から翌年4月までの日付をもつAノート(LJA)と後のBノート(LJB)がある。2つのノートの関連を検討したあと、水田氏は「スミスは生涯の最後まで、彼が法学の理論、統治の一般理論、自然法学などと呼ぶ著作への思いを捨てなかつたのであり、『国富論』はその一部分」にすぎなかつたと指摘し、LJBの序論の重要な論点として、スミスが自然法学の創始者としてのグロティウスを、その後継者としてのホップスを挙げていることなどを指摘され、スミスは自然状態に生活資料の生産を導入することにより戦争状態を解消したと言わわれている。さらにエディンバラ公開講義、グラスゴー大学の論理学講座から道徳哲学講座への転任、その間の講義内容、修辞学・文学と哲学史の講義、『道徳感情論』、『法学講義』、『国富論』の関係を考察されている。

水田氏の論稿はスミス研究者にとっても必見のものと思われる。

新村聰氏「アダム・スミスと金融恐慌」。「法学講義」において、スミスは当初、政府の銀行に対する自由放任論を述べていた理由は、銀行が複数あれば1つの銀行の破産の影響は限定的だと考えたからであるが、しかし1772年のスコットランドのエアー銀行の破産により信用不安が波及し、金融恐慌を発生させた。この恐慌の結果、スミスは銀行に対する規制を必要と考えるようになった。

資本主義は2年前のアメリカ発の金融危機、本年のギリシア発の金融危機と危機を連発している。金融危機に対するスミスの見解の変化はこの問題の困難さを示唆している。

鈴木富久氏「『市民社会』と『野心』—スミスとグラムシー」。スミス「市民社会」論の「野心」論と、グラムシ「市民社会」論の「野心」論の対照である。スミスは、伝統的な上層階級の過去に由来する「教養」「優越」などの品性は彼ら自身が獲得したものではなく先祖由来のものにすぎないと指摘し、他方、新しく勃興する産業資本家の「野心ある人々」の誠実、慎慮などの徳性を称揚する。しかしそれは後者が前者の支配を覆すことまでは主張していない。これに対して、グラムシは「野心」を個人的な野心と自己の上昇を社会全体の上昇に結合する野心に分類し、後者を重視している。鈴木氏はグラムシの後者のような野心を提起しなかったことにスミスの「歴史的限界」を見ている。最後に鈴木氏はグラムシが獲得した視点から、今日日本社会の「格差」、「自殺」、「非正規」雇用などの問題を挙げ、これを克服する「ヘゲモニーの創造」、根幹としての労働運動の再建の必要性に言及されている。

評者は鈴木氏のスミス、グラムシの「野心」論のそれについて教えてもらった。但し、評者はスミスとグラムシは両者が生きた時代のみならず、資本主義に対する基本スタンスを異にしていると考えるから、グラムシを基準にしてスミスの「歴史的限界」を言うことの意義をよく理解できなかった。

揚武雄氏「カントとスミス、そしてマルクス」。ほぼ同時代に生きたスミスとカントを対照し、最後にマルクスに言及されているが、揚氏のテーマは人間の自由について

てである。カントによれば自由の観念は理論理性では把握できず、自律、人格、合目的性という道徳的存在から導出され、無限の彼方にしか存在しない。スミスは完全な自由な体系の非実在性を知りつつそれへの漸近を指向する。これに対してマルクスの場合は自然と人間との、人間と人間との和解、「解かれた謎」として、「神の国」ならぬ共産主義を説いている（『経済学・哲学草稿』）が、「結果責任は自分で取る覚悟が必要だ」と揚氏は結んでいる。

揚氏はスミス、カント、マルクスなどについての幅広い教養とラディカルな視点から自由論を考察し、大きな問題の所在を指摘している。

太子堂正弥氏「スミスにおける市場の基盤としての信頼と競争」。太子堂氏はヒュームとスミスの同感概念を対比したあと、今日、しばしば「強者」が「弱者」を駆逐することやそこに生じた格差を全面的に肯定する立場があるが、スミスの立場は逆だとし、経済発展の果実が下層まで行き渡る「富裕の一般化」のプロセスとしての競争の意義を強調されている。またスミスの「共感」や「公平な観察者の」概念は身近な人間だけではなく、直接多くを知らない人々の間での共通の信頼を導くところに大きな意義があると指摘されている。

評者は「富裕の一般化」のプロセスとしてスミスの競争を理解すべきだという太子堂氏の指摘は、格差肯定論に対する批判として重要だと思った。ただし、スミスの「共感」が「直接多くを知らない人々の間での共通の信頼を導くもの」だという点はよく理解できなかった。というのは、評者は疎遠な人々、遠方の人々の間では「共感」がそれだけ希薄になるというのがスミスの同感論ではないかと理解しているからである。

中谷武雄氏「法学博士：アダム・スミス」。論稿は「日本法哲学会」での報告に基づいたものである。スミスは「経済学の父」といわれるよう、経済学の始祖であるから、『国富論』刊行時の肩書は「法学博士」であるとの指摘から始まり、エдинバラ講義、グラスゴー大学時代、『道徳感情論』、『法学講義』ノート、『国富論』の論点を

取り上げている。中谷氏の論稿からスミスの全体像、研究経緯を教えてられた。

特集の最後に、中村氏編の『アダム・スミス「法学講義Aノート」を読む』にも参加された田中幸世、笠井弘子、北川健次、服部寿子の各氏が寄稿されている。

今回の特集を読んで、評者は壯麗なグラスゴー大学の学舎に凛として佇む「スコットランドの巨人」を一層大きく感じられた。

最後に問題を1つ。スミスとマルクスとの関係、換言すれば資本主義と社会主義との関係をどう考えるかという大問題である。

ソ連が崩壊したとき、新聞紙上などで、もっとも数多く引用された言葉は、「人間はつねに同胞の助力を必要としながら、しかも同胞の仁愛benevolenceだけに期待しても徒労である。…同胞の自愛心self-loveを刺激しなければならない」（『国富論』）というスミスの「箴言」であった。仮にこの引用が適宜性をもつとすれば、「階級と階級対立のうえに立つ旧ブルジョア社会に代わって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような1つのアソシエーション」（『共産党宣言』）の前提をなす人間論、すなわち「人間の本質は共同本質Gemeinwesenである」（『ミル・ノート』）というマルクスの人間論が、じつは「十分な根拠」（ヘーゲル）を持っていなかったことになる。だから、ソ連が崩壊したのだ。

この引用の適宜性はともあれ、問題の核心はヒュームも指摘しているように人間論にあることは間違いない。もっとも、「汝自身を知れ」という要請は簡単ではない。

しかしながら、資本主義は資本中心主義であり、失業と過重労働の共存、富と貧困の格差拡大などその矛盾は深刻であり、今日、『時代はまるで資本論』という様相を呈しており、「自然的自由の体系」としてのスミスの経済学に単純に依拠できる状況でもない。

スミスとマルクスとの関係をどう考えるかという問題は残る。

（山本広太郎 所友 大阪経済法科大学）

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰50枚以内

学界動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

原 稿

- ・投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送または電子メールでお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。筆者校正時に、その旨とご希望部数をご連絡ください。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート 5000円、学界動向・書評 2000円

編集後記

▼ 3月には、鹿児島国際大学で春季研究集会が開かれ、参加してきました。各地から数多くの方が参加され、活発な議論の場となりました。1日目は、共通セッション①（論題：「鹿児島から現代の貧困を問う」）が開かれました。労働者や子どもの貧困問題解決のための積極的な活動が求められる現状がある、ということがよく伝わるものでした。2日目は、各分科会からなる並行セッションと、共通セッション②（論題：「経済危機とグリーン・ニューディール」）が開かれました。並行セッションでは、「階級論とパート労働」のセッションに参加しました。資本主義的人口再生産に関する学説史的考察、雇用の非正規化やパートの基幹労働力化に関する報告でした。いずれも現代的課題として考察せねばならない視点を考察していく、非常に关心の持てるものでした。戻りの飛行機の都合で共通セッション②は途中までしか参加できませんでしたが、環境問題や経済危機に関する配布資料は今後の研究の参考にしようかと考えています。全体としては、貧困など、現代社会の問題に関する積極的な取り組みが求められる、ということを訴える集会であったと思います。

▼もちろん、以上の内容と、自身の租税論研究との関わりについては考えるところでした。例えば、現在広く議

論されている、貧困対策としての、ベーシックインカムと、給付つき税額控除との対比—モラルハザード、財源確保等の視点から一については、より深く考るきっかけになりました。自身も、今後、積極的に研究活動をしてゆこうと思います。

▼その他、1日目終了後には、錦江高原ホテルで懇親会が開かれました。非常に見晴らしのよいところでの懇親会で、非常に充実した懇親会になったのでは、と思います。自身も、自己紹介等をさせて頂きました。

▼今年も、7月には専修大学でのポスト冷戦研究会との合同集会があり、また、9月には兵庫県立大学での研究大会が開かれるなど、活発な研究活動が予定されており、編集も非常に工夫が必要な状況にあるかとは思いますが、それらの活動への積極的な参加等、より充実した『経済科学通信』の刊行に向けての活動をしてゆこうと考えています。また、『経済科学通信』では、122号から古典特集が始まりました。今回はD.リカードで、次号以降、G.W.F.ヘーゲル、J.S.ミル、といった順での連載が予定されています。歴史的思想の現代的意義等の再考は欠かせないと考えられますので、より充実した特集になるよう、提言等を積極的に行っていこうかと考えています。

（大畠智史）

時代はまるで資本論

——貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編 二五二〇円
「ワーキングプア」、「蟹工船」のリヴァイバル。新しい「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

階級政治！——日本の政治的危機はいかにして生まれたか

渡辺雅男著 二五二〇円
「階級政治」を分析用具に、戦後政治を社会科学の俎上に乗せて分析。

市民社会と福祉国家

現代を読み解く社会科学の方法 渡辺雅男著 三〇四五円
階級社会論 福祉国家論 グローバリゼーション論を社会科学的な視点で読み解く。

国際平和と「日本の道」

東アジア共同体と憲法九条 望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 二五二〇円
国際平和のために日本ができることは? アジア共同体に可能性を問う。

経済統計学 基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四一五円

温室効果ガス25%削減

日本の課題と戦略 森晶寿・植田和弘編 二三一〇円

地域発! ストッフ温暖化ハンドブック

戦略的政策形成のすすめ 水谷・酒井・大島編 二九四〇円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前 国書出版 昭和堂 郵便振替 01060-5-9347 *定価は税5%込価格
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878 <http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

経済科学通信 第123号 2010年9月15日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL <http://www.kisoken.org>

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 中谷 武雄

副編集局長 藤岡惇 角田 修一

編集局員 大西広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史

森本 壮亮 佐々木雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史

印刷所 モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円 (郵送料を含む)

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 價格税別表示

有井行夫[著]

四六判上製・2700円

マルクスはいかに考えたか 資本の現象学

批判的社会認識におけるマルクスの方法をラディカルにとらえかえし、二〇世紀マルクス主義のマルクス理解を問う。キーワードは、実証主義批判としての唯物論。

重田澄男[著]

A5判上製・3800円

再論 資本主義の発見 マルクスと宇野弘蔵

「資本主義」はマルクスによつて「発見」された。いかにしてか。マルクスの「資本主義」と宇野弘蔵の「資本主義」、どこが違うのか。そして現代資本主義とは。

森岡孝二[著]

四六判上製・3800円

強欲資本主義の時代とその終焉

「強欲資本主義」と化した現代資本主義の〈現代性〉と〈多面性〉を労働と消費の視点から明らかにし、ポスト新自由主義の新しい経済社会を探求する。

テス・リッジ(イギリスバース大学)[著]

四六判上製・3200円

子どもの貧困と社会的排除
貧困家庭の子どもから見える、家族、学校、友人関係、そして自分の将来。

中村好孝・松田洋介[訳]／渡辺雅男[監訳]

長島誠一[著]

A5判上製・3200円

エコロジカル・マルクス経済学

福田泰雄[著]

A5判上製・3400円

コーポレートグローバリゼーションと
地域主権

メトロ・ボリタン史学会[編]

四六判上製・2700円

いま社会主義を考える 歴史からの眼差し

季刊 経済理論 第47巻第3号
(2010年10月)

特集○労働論の現代的地位

経済理論学会[編]

四六判上製・2000円

特集にあたって
接客労働の三極関係

労働概念の拡張とその現代的帰結

——フェミニスト経済学の成立をめぐって

足立真理子

清水真志
鈴木和雄

自己の喪失としての労働

——剩余労働＝搾取論を超えて

小倉利丸

ほか